

本記

御祭典の事

槻殿

大行天皇崩御あらせられしより、宮中にては七月三十日早天、槻殿を設けさせられて御尊骸を奉安し、神饌、幣物などの御供へ残る方なく執行はせられ、皇太后陛下、今上天皇陛下、皇后陛下御同列、大行天皇の各御直宮殿下それごとく御靈殿に奉伺あり、御忌火を點せられ、槻殿の御式を行はせられけり。

御拜訣式

七月三十一日午後五時、天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下を首め奉り、泰宮聰子内親王、伏見宮、閑院宮、同妃、東伏見宮、同妃、伏見若宮、久邇宮、同妃、梨本宮、同妃、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、同妃、竹田宮、同妃各殿下は槻殿に於て順次拜訣の御式を行はせら

れ、山縣、松方、井上、東郷、徳大寺、西園寺、伊東(元帥)奥、井上(元帥)齋藤(海相)外各國務大臣、土方、田中、芳川外各顧問官、長谷川、乃木、川村、大嶋(久直)山本、片岡、上村、伊集院等各親任官には拜訣御直許しあり、その外大行天皇御側近奉伺の宮内官等にも特別の御沙汰を以て長き御訣れとして拜謁仰付けられしかば、孰れも鞠躬拜禮申上げ、堰き敢へぬ涙に打濕らぬものぞなき。

拜訣の光榮に浴したる某親任官の直話に曰く、拜訣の御式は三十一日午後四時よりのことなりしも、皇族方の御名残や盡きざりけん、後れて午後五時過に始まり、吾等拜訣の光榮を荷ひたる臣下一同は、宮中牡丹間に參集し、山縣公爵を最先とし、順次二名宛御尊骸を安置せる殯殿に進みたるが、此の間は牡丹間より一町餘りも隔り、廣さ十疊敷もあるべきか、美麗なる毛織物を敷き詰め、御尊骸は白羽二重の厚き御夜具に御安置申上げ、白羽二重の御枕に御被を召され、御側近う奉仕れる女官喪服にて、團扇もて御煽ぎ申上げ居たりき、扱吾等は此の御間の入口にて先づ九拜し奉り、膝行すること約三尺ばかり、御尊骸との隔り一間にも足らざるほどの處まで進み參らせて、又も九拜し、其の儘引退くべきが至當なりとは思はれたるも、餘りに御名残の惜まれたれば、恐るゝ最後の御顔を拜し奉りたるに、御顔色こそ少し御白く、御目こそ御閉ぢ遊ばされたれ、畏きことながら御還しま

御眉、凛々しき御口許、御總體に於て威嚴満ちて、神々しき御顔、少しも御平常と御變りあらせられず、今にも何ぞか御仰せありはせざるかと思はれ、不敬をも忘れて少時立去り得ざりしが、斯くてあるべきにあらざれば、其の儘以前の如く罷り退りたるが、兎に角長々の御惱にも拘らず、御變りあらせられざる御尊骸、御棺に納め奉るに忍びざるやうに思はれ、拜別の榮に浴したる諸臣、何れも感極まりて一語をだに發し得ず、只茫然と頰垂れたる儘退出したり。

御船入式

御拜訣式は午後六時過を以て終りぬ、文武大官一同西溜に退出す、こゝに皇太后陛下御指圖の下に、多年大奥に奉仕せる高倉、柳原兩典侍を始め、女官侍從等謹みかしこみつゝ、御尊骸を御船（靈柩）に遷しまつる、

靈柩は木曾御料林の檜材を用ひて誦製し、御肌付、中棺、外棺の三重より成れり、御棺と御棺の間にはセメントを詰めたり、總體の長さ一丈、高さ三尺四寸、中四尺、これを五寸厚みの御棺蓋に白の薄紙敷ける上に奉安し、白木の御墓標と共に白羽二重もて被ひまつる、當日朝、殿重消毒の上、長崎調度頭の手を経て觀殿に進めたり。

御船の御蓋今や閉ざされんとする程に、皇太后陛下を首め奉り、御涙今更に止めも敢へさせられず、最後の御名残りを惜ませらる、天皇、皇后兩陛下には御蓋に玉手を掛け玉ひ、

暫しとばかり活きませる如き龍顔を拜せられ、さめくご御落涙遊ばされぬこそ、七時三十分いよ／＼御船の蓋は閉ざされり、御忌火の影ゆらめく裡に、御船は再び觀殿に奉安されつ、皇太后陛下を首め、聰子内親王、各宮殿下は、女官近侍御共々、晝夜御交代にて靈柩に奉仕されぬ。

御十日祭

十月八日は、大行天皇御十日祭たり、この朝、宮中觀殿に於ては御祭典の御準備とり／＼にて、皇太后陛下には例日よりも御早目に御起床あり、午前六時齋戒沐浴遊ばされ、躬づから御靈前なる忌火を點じ玉ひ、御水御盥などの供御を奉り、十時廿七分兩陛下の出御を待ち、皇長子裕仁親王を首め、雍仁、宣仁の三殿下、各内親王、各皇族殿下と共に、御十日祭滞りなく行はせられぬ、當日は大奥の御祭典とて、掌典部及び大喪使の奉仕は之なく、渡邊宮相、徳大寺、波多野兩侍從長、香川、一條兩大夫、其の他側近奉仕の宮内官ごもには參拜仰付けられけり。

御十日祭祭文

宮車晏駕まじ／＼しより、上も下も哀痛の中に明し暮して、早くも旬日と爲ぬ、賤の

緒環繰返ししくても悲しきは七月三十日の曉なり、聖躬不豫の御事世に洩れて、國民魂を消しつるうちにも、やゝ緩和せたまひぬと聞えし日は、我身の蘇へりたらん心地しつゝ喜び合へりし効もなく、日々に重らせたまひて、遂に悲しとも痛ましともいふばかりなき世の有様を見んごは、誰か夢にも思ひ掛くべき、普天の下、率士の濱、羈慕の涙乾くまもなきにつけて、婦徳いと高くまします皇太后陛下を始め奉り、今上皇后兩陛下の御悲歎推し測り奉るに餘あり、嗚呼實祚實に四十五年、列聖に比して長からずと爲さねども、聖算僅に六十一載、萬壽を祈りし臣子の情、深く其の短きを憾む、せめて即位五十年の慶典をだに迎へさせたまひけんにはと悔み歎くこそ、臣子終天の恨なれ、惟ふに旬毎に祭を行ふは、喪祭の常典なり、今日しも觀殿の大前には、御十日祭を行はせたまふ、駒光過ぎ易くして、天顔の在すが如きを望み、龍髯攀ち難くして仙馭の漸く遐なるを慕ひ、秋津島の風雲慘を呈せざる莫く、大内山の草木も亦皆悽を含む、市井の臣謹んで此に觚を操り、東に向て稽顙して、恭しく哀忱を表しまつるになむ。(八月八日所載)

御通夜

越えて十三日には、大行天皇の御尊骸、觀殿より御正殿なる殯殿へ移御相成るにより、十二日午後八時より、御内儀最後の御通夜として、皇太后陛下を首め、昌子、房子、聰子各内親王、各皇族殿下及び徳大寺、波多野兩侍從長、渡邊宮内大臣、香川、一條兩大夫、岡侍醫頭、戸田式部長官、河村宮内次官、高倉、柳原兩典侍以下各高等女官等は、夜もすがら一睡をとりず、御尊骸の御傍に奉仕ありけりごぞ。

殯宮移御式

八月十三日、大行天皇崩御後早くも十五日とはなりぬ、この日靈柩は常御殿なる觀殿より、正殿桐間なる殯宮に移御の儀を執行はせらる、殯宮は午後一時御裝飾は大喪使事務官福羽、稻葉兩式部官奉仕し、正殿左右後の三面に白色帛の御壁代を作り、白色帛並に紐白帛の御幌と御簾とを懸け、中央に簀薦を鋪きて御座を設け、御後に御屏風を樹て、御内櫛を御座に安んじまつる、閑院宮、同妃、東伏見宮、同妃、東久通宮、梨本宮、同妃、北白川宮、同妃各殿下は阪下御門より、伏見大將宮、同妃、久彌宮、同妃各殿下は乾御門より御參内あり、午後四時には山縣樞相以下親任官、同待遇、公爵、從一位勳一等、同夫人の面々は朝參場に參集す、午後五時、靈柩は常御所より出御あり、新に造られたる坦道を侍從の牽

き奉れる御拂のまに御動座あり、戸田式部長官、渡邊宮内大臣は前行申上げ、侍従は御劔を奉じたり、今上陛下には、御正装に御喪章を附し玉ひ、桂侍従長以下侍従、侍従武官長以下武官扈從しまゐらせ、皇后陛下には御通常服御喪服にて、一條大夫心得以下女官皇太后陛下（同上）には香川大夫柳原典侍以下女官扈從し、靈柩の御先打たせられ、伏見宮外各宮方、内親王殿下を首め、大官の面々順次御供申上げ、靈柩は徐ろに正殿なる殯宮に着御、こゝに三陛下便殿に入御、靈柩は頓て白色錦の御覆を加へたる御内櫛に納め奉り、御内櫛には御疊、御茵を鋪きて奉安し、御座の左右には真榊を樹て、御劔を床上に安置し、菊燈臺に御點燈相成れば、南、河村外大喪使事務官等着床、鷹司祭官長、正親町、萬里小路兩副長以下祭官は、巻纓に椽色の袍を着けて着座、本居古谷の宮内省勅任官總代、阪本神道の同奏任官總代、次に徳大寺公以下御側近奉仕の宮内官、大行天皇御親族の二條、九條兩公、並に岡侍醫頭等拜診醫それ々に着床、次に大官、終りに親王妃御本位に着き玉へば、三陛下には供奉前の如く便殿より出御、御椅子に着きたまふ、越天樂、宗明樂の音は伶人席より起り、祭官御簾を褰げまつり、御饌は御平日供御のまゝなるを奠し、次に鷹司祭官長は祭詞を奏し奉り、天皇、皇太后、皇后三陛下の御拜禮あり、内親王及び親王、妃各御拜禮終れば、三陛下入御相成り、諸員一同拜禮の上、奏樂の裡に御饌を撤し、御簾を

垂れ、是れにて一同退下せしが、鷹司祭官長の祭詞を奏するや、恐懼哀痛の情に堪へやらで、聲は泣み息も絶へくにて、得も言はれぬ森嚴悲痛のさまに、參列の諸員誰かは面をあげ得べき、嗚咽の聲殿内に滿ち、齊しく三陛下の御心情を推し測りまつりぬ、當日迪宮を首め、兩皇子殿下には、特に御拜禮遊ばされたき御願切にして、御祖父帝陛下に對せらるゝ御孝道の御心根を汝ませられ、式外を以て諸員拜禮の後、御同列にて參殿、御拜禮あらせられけり。社説に曰く。

大行天皇の梓宮は、今日しも大奥なる觀殿より御座を正殿に移させたまひて、此處を殯殿と定めたまふ、殯は未だ葬らざる時に假に安きまつる處にして、賓禮を以て之を待つ之意とかや、古來天子登遐あれば、太極殿の西階に殯すること漢土の禮なり、我が邦上古は或は宮殿の庭に、或は宮殿を離れたる土地に、新に喪屋を造へて殯せることもあり、何れにしても殯は喪禮の大なる者なるが、今は宮城の正殿を以て殯宮と爲し、いと嚴なる遷座の御儀式を行はせらるゝこと、雖有き大禮にして、後代の範を取る所たり、謹んで移御の儀を按ずるに、靈柩奉安の御式は、我國の古例に則りたまへるなるべく、天皇皇太后皇后三陛下も親祭あらせられ、皇族百官悉く皆參集して拜禮を行ふは、如何に悲しくも亦神々しき御式なるべき、恭しく惟みるに今上陛下孝思純

篤、中外の仰ぐ所、日毎の御拜は、定省視膳の御勤に異ならず、斯くて正殿に御座あらせらるゝうちは、皇太后陛下にも朝な夕な御手向に、過ぎゆく月日の早きをも忘れさせたまふなるべし、我等臣民東方を遙拜して、哀感に堪へず。(八月十三日所載)

殯宮御翌日祭

八月十四日午前九時より殯宮移御翌日祭を行はせられたり、殯宮に移御あらせられし後のいと重々しき御祭典と申す、午前七時大喪使事務官小原男爵出仕し、屬員を督して殯宮の御装飾を奉仕し、引續き伏見宮を始め、各皇族方御一同及び山縣、大山、松方、井上、各元老、東郷海軍大將、西園寺首相以下勳一等の文武百官、各官廳勅任官總代各一人、侯、伯、子、男爵各總代一人、朝鮮貴族總代各一人、並に以上各夫人、各官廳奏任官各總代一人(服装男子は大禮服正装正服用無きものは通常禮服に各喪章を附し夫人は通常服喪服用)孰れも七時半頃より前後參内し、大喪使事務官淺野、蜂須賀各式部官其の他の先導にて控席に着床次で大喪使事務官南内閣翰長、祭官長鷹司公爵其の他は衣冠單にて宮内省勅奏任官總代二名並に大行天皇側近の徳大寺前内大臣、米田、東園、北條各侍從其の他侍從武官、各御用掛、大行天皇の御親族なる華族總代二條、九條兩公爵及び御違例中の拜診醫口式部

官の先導にて順次着床し終るや天皇陛下には大元帥の御正装にて戸田式部長官、渡邊宮内大臣の御先導にて出御、桂侍從長、中村侍從武官長並に侍從武官、侍從等扈從し伏見宮以下各皇族殿下供奉あり、皇后陛下には御通常服(喪服)を召させられ一條大夫心得の御先導に依り皇太后陛下には同じく御通常服(同上)にて香川大夫の御先導に依り出御間もなく式部職業長以下樂師笙箏、羯鼓、太鼓、笛等を奏し、奉仕の祭官は進んで御簾を褰げ、大行天皇御存世當時の奉供御饌を奉奠し、引續き左記進物を奉奠せり。

幣物御劔一口(白鞘赤色錦囊に入れ赤色綵の組紐を以て之を結ぶ)

錦 一卷 五色帛 各一疋 倭文 一疋(以上柳宮に納む)

茲に於て鷹司祭官長殯宮御前に進みて祭詞を奏し終るや、天皇陛下には殯宮の御前に進ませられ、御拜禮ありて御誄を奏させ給ふ、次に皇后、皇太后兩陛下を初め御參列の各皇族方順次御拜禮あり、終つて三陛下には皇族方並に供奉の諸員を從へて入御あらせられ、夫より山縣、大山、松方、井上各元老、東郷海軍大將、西園寺首相以下各國務大臣其の他前記參列諸員順次拜禮し、終つて再び奏樂中に御幣物並に御饌を撤して御簾を垂れ、各員退下、茲に殯宮移御翌日祭を御終了あらせられたり。

殯宮二十日祭

八月十八日は早くも大行天皇御二十日祭に當らせらるゝにより、殯宮にて嚴かなる御祭典を行はせられたり、午前八時大喪使事務官股野内大臣祕書官、岡野法制局長官等は、大禮服にて森山海軍大佐は正服にて何れも定めぬ席に着き、祭官長鷹司公、祭官副長正親町、萬里小路兩伯、祭官大原勸修寺、飛鳥井各伯、堤、長谷、裏松、藤井、久世、唐橋、野宮、大宮、勘解由小路、町尻、石野、今城各子爵、藤枝、正親町兩男、萩原從六位は何れも衣冠單にて着床、續いて左記宮内勅奏任官、先帝側近奉仕高等官、御親族、華族、御違例中拜診醫等の各總代順次着床す、即ち

▲宮内勅奏任官總代 中山宮中顧問官、佐々木帝室林野管理局長（以上勅任）

武田翻譯官、高橋式部官（以上奏任）

▲大行天皇側近奉仕の高等官同待遇 米田、北條、東園、日根野、日野西、清水谷、

河崎、松浦各侍從、西、山根、島内、奥村各侍從武官、澤、慈光寺兩次侍從、大炊

御門、石山兩侍從職勤務

▲大行天皇御親族華族總代 公爵二條基弘、公爵九條道實

▲御違例中拜診醫 岡、青山、三浦三博士、西郷、相磯、森永、田澤、高田、樫田、

各侍醫

右諸員着床終るや、宮中御内儀に御控中なりし各宮殿下には御通常の御喪服にて御參進、それ御定めぬ席に着かせらる、故熾仁親王妃董子、伏見宮、同妃、閑院宮、同妃外各皇族殿下御着席終るや、大原伯は奏樂中に恭しく御簾を褰げ、萬里小路祭官副長、唐橋、町尻兩子、藤枝、正親町兩男等、御平日の供御に等しき御饌を傳奠し、正親町祭官副長勸修寺、堤、長谷各祭官、御幣物として柳筥に納めたる紅白絹各五匹を傳奠し、鷹司祭官長謹んで祭詞を奉奏す、こゝに天皇陛下には大元帥の御正服に喪章を附し給ひ、渡邊宮内大臣、戸田式部長官の御先導により桂侍從長、田内侍從、中村侍從武官長、關野侍從武官處從の上出御、御玉串を奉りて親しく御拜禮あり、入御に續いて皇后陛下には御通常の御喪服にて、一條大夫心得御先導正親町、生源寺兩女官處從の上出御御玉串を奉りて御拜禮あり、次に皇太后陛下には御通常の御喪服を召し、柳原典侍、園權典侍、小池掌侍等處從の上出御御玉串を奉りて親しく御拜禮あり、續いて前記御着床の親王、親王妃、王、王妃各殿下を始め奉り、先帝陛下御親族の華族總代九條、二條兩公並に宮内勅奏任官、拜診侍醫等順次玉串を奉りて拜禮を行ひ、十一時に至り萬里小路祭官副長以下祭官は、樂師の奏樂中に御幣

物及び御饌を撤し、久世祭官簾を垂れ、右にて當日の御祭典を済ませられ、着床の諸員一同退出せり、當日天皇、皇后兩陛下には、午前七時四十分御同乗にて青山離宮御出門、九條侍從職幹事御陪乘、御順路宮城に出御あらせられ、拜禮ありて後、皇太后陛下三皇子殿下其他の各皇族殿下に御對顔、暫時御物語りの後、御學問所に臨御、西園寺首相、寺内總督、渡邊宮相等より奏上の政務宮務を聞召され、十一時三十分宮城御出門、同十二時青山離宮に還幸啓相成りたり。

殯宮の御内儀より正殿に移御ありて後、未だ御參内無かりし御在京の各若宮、姫宮の滿七歳以上二十歳未滿の御方々は、二十七日午後四時より御揃ひにて御參内あり、伏見宮博義王、同博信王、山階宮芳啓王、同藤麿王、久邇宮朝融王、同邦久王、閑院宮春仁王各殿下には、孰れも學習院の御制服にて御喪章を附し、又北白川宮擴子女王、伏見宮恭子女王、山階宮安子女王、閑院宮恭子女王、同茂子女王、同季子女王、久邇宮良子女王、同信子女王、梨本宮方子女王各殿下には、孰れも御新調の黒麻の袴袴に御喪章を附せられ、各家職御供して、順次宮中北御車寄より御參内、御内儀に於て御一同御揃ひ皇太后陛下に御對顔遊ばされ、夫より殯宮に進ませ給ひ、順次御拜禮あり、終つて御内儀に入らせられ、六時前御退出相成りたり。

殯宮三十日祭

宮中にては八月二十八日を以て明治天皇御三十日祭を行はせられたり、午前七時半より大喪使事務官河村宮内次官、床次内務次官及び宇垣陸軍歩兵大佐は正殿に出仕し、屬員を督して御殿の裝飾を奉仕し、次で午前八時着床、引續き鷹司祭官長、正親町、萬里小路兩祭官副長其他祭官は衣冠單にて着床、終つて宮内省勅任官總代二名、同奏任官總代二名、御近侍の侍從三名及び各侍醫、夫より有栖川宮大妃、伏見宮各親王、王、同妃殿下御參集あらせらるゝや、樂長の合圖に依り奏樂始まり、祭官は恭しく御簾を裏けて供御を奉奠し、終つて祭官長鷹司公爵の祭詞終るを待たせられ、天皇陛下には參列員の起立最敬禮中に親しく御拜禮、御次に皇后陛下、御次に皇太后陛下親しく御拜禮あらせられ、終つて入御相成り、次に御參列の前記各皇族方を始め、着床の諸員拜禮、再び奏樂中に撤饌垂簾の式を行ひ、終つて各員退出せり。

殯宮四十日祭

九月七日午前八時、宮中正殿に於て御四十日祭を行はせらる、大喪使事務官總代宮内勅任

總代其の他着床に次で、泰宮聰子内親王、伏見宮、閑院宮、同妃、東伏見宮、同妃殿下を始め各宮王同妃殿下御參進、本位に着かせらるゝや、祭官長鷹司公、祭官副長正親町伯以下各祭官は、衣冠單にて着床、奏樂中に祭官は恭しく御簾を褰げ奉り、それより御儀として平日の供御を奉奠し、次いで鷹司祭官長謹んで殯宮の御前に進みて祭詞を奏し終るを待たせられ、大元帥の御正装を召させられたる天皇陛下には、戸田式部長官、渡邊宮内大臣の前行により、桂侍従長、中村侍従武官長以下侍従武官、侍従を随へて出御、親しく御禮拜、終つて入御、御次に皇后陛下御拜禮、御次に皇太后陛下御拜禮、終て入御あらせられ引續き御參列の泰宮聰子内親王殿下を始め、前記御參列の各皇族方、並に着床の諸員順次拜禮あり、次に再び奏樂中に御儀を撤して御簾を垂れ、各員退出、茲に四十日の御祭典を終らせられたり。

殯宮最後の御拜禮

九月十二日午前七時、殯宮の裝飾を奉仕し、大喪使事務官萬里小路式部官着床、同九時奏樂中に御簾を褰げ、供御の奉奠例の如く、同九時三十分より、親任侍遇、同夫人、公爵、同夫人、従一位、同夫人、勳一等、同夫人、一等官、同夫人、侯爵、正二位、同夫人順次

殯宮の拜禮あり、次で午前十一時三十分佛、伊兩國大使、蘭、智、丁、西、葡、諾、各國公使の拜禮あり、午後零時三十分英國コンノート殿下並に隨員一同拜禮あり、午後零時三十分より午後一時三十分迄の間、伯、子、男、同夫人、朝鮮貴族、同夫人、従二位以下従四位以上同夫人、勳二等、勳三等、同夫人、午後五時より六時迄高等官五等以上の奏任官、貴衆兩院議員の拜禮あり、終つて奏樂中に撤儀の式を行はせらる、長崎、山口、南、大島高須、古賀、松根、足立、坂本、磯野、三室戸各大喪使事務官は更代にて着床、殯宮拜禮の式に參列したり。

朝鮮李王家御名代公爵李瑠殿下には、九月五日李王職長官園丙爽氏以下九名を随へて京城を發し、七日入京せり、九日參内、上京中なる寺内總督の誘導にて、兩陛下に拜謁、李王殿下の御弔辭を奏上し、御踐祥の祝辭を述べ、殯宮を拜禮し、尙皇太后陛下に御機嫌を奉伺せり。

列國使節の事

明治天皇御大喪に就き、帝國の締盟列國は、皇帝御名代若くは一國の代表使節を特派して、齊しく奉弔の意を表すること共に、明治天皇御歿葬の大儀に會せしむ、列國使臣の御大喪參同は、未だ曾て御歴代の儀例に見えざる所にして、四海を以て一家と爲し玉へる明治天皇の御遺徳は申すも更なり、各締盟國の君主若くは元首が如何に我が帝室に對して、深甚なる敬意を致されしかを見るに餘りあり。

英國御名代

英國よりは皇室特派御名代として、アーサー、オブ、コンノート殿下の一行、八月二十七日御出發あり、隨行員は陸軍元帥メシユエン卿、海軍大將サー、エドモンド、ボー氏及び外務省のマイルス、ウエダーマン、ランアソン氏等八名も御一行に加はりぬ、ラ氏は千九百六年、殿下の明治天皇に對し奉りし、ガーター勳章奉呈使節の際にも來朝し、又近く明治四十三年迄東京大使館二等書記官たりし人にして、帝國政府よりは旭日章瑞寶章を贈られ居れり。

かくてコンノート殿下には西比利亞線を経由せられ、佛國特使ルボン將軍と同じく、東清鐵道臨時列車にて九月六日長春御着、國澤滿鐵副總裁の先導にて同線特別貴賓車に御乗車星野旅順鎮守府參謀長、佐藤警視總長以下及び警務署長等多數同乗し、列車運轉及び線路の警戒は、先年伏見宮御渡英御通過の際に同じく、福島都督は沿線軍隊將校をして各驛に迎送せしめたり、御一行は七日大連御着、白仁民政長官、莊司海軍少將、加藤通信管理局長、相賀民政署長、英國領事バレット氏等の御出迎を受け、直に御召艦デフェンス號に乗込まれ、帝國軍艦鈴谷と共に兩艦より禮砲を放ち、即日横濱に向はせられ、十日同港に安着あらせらる、供奉艦たる旗艦ミノートル、ケント、モンマスの三艦は、館山にて御召艦を迎へ、本牧の沖合遙に先着し居たり、馳て御召艦見ゆとの報を得るや、記者は先導の爲出發せる港務部の小蒸氣に打乗りて港外に迎ふ、堂々港頭を壓し來れる先驅艦は御召艦にして、艦上の皇族旗、兩隣れの夕日に翻騰たり、四艦は砲門を開きて禮砲の發射を行ひ、我が磐手先づ之に應へ、常磐、富士以下内外の十艦一齊に皇禮砲を放てり、折柄落日の暗紅色浪と艦とを染めて一種莊嚴の感深し、斯かる間に御召艦獨り港口に入るに際し、左右通路の諸艦何れも登舷禮を以て迎送す、御召艦の港内に着きたるは午後五時二十分にして、乗組全員が左腕に附せる喪章は遠き海上よりも望むを得たり、阪本中將はマグダナルド大使と

共に往訪し早朝水雷艇逐艇響に乗りて、館山に御召艦を迎へし大使館武官に面會し、各種の打合を爲せり。かくて殿下は十一日朝諸員の盛大なる奉迎を受けつゝ、新港岩壁上に御上陸あり、同八時三十分特別臨時列車に御搭乗の上、直に新橋へ向はれたり、新橋停車場は今日こそ我が同盟國の元首シエーヤ五世陛下の御名代コンノート殿下を迎へ奉るなれ、十八日の朝、雨模様空雲低く垂れたれど未だ降り出すに至らず、今上天皇陛下御親迎の御事にて朝まだき沿道の人垣其の敷を知らず、御車寄には御名代宮の儀仗たるべき近衛騎兵の半箇中隊整列し我が出迎への高官老將雲の如し、聖上陛下には桂侍従長の御陪乘にて八時三十分青山御所御出門、九時近く停車場に着御内外諸員の奉迎裡を便殿に入り給ふ、九時十二分御召列車品川驛通過の言上を得させ給ひ、皇族大官等を従へてプラットフォームに出でさせ給ひぬ、此の日の皇族方は伏見兩宮、閑院宮、竹田宮、東伏見宮、久邇宮及び梨本宮の御七方にてフォームの左側に堵列せる近衛歩兵一箇中隊は捧統の禮を行ひたり、九時十六分御召列車滞りなく着きて堵列兵捧統諸員敬禮の裡に帶動佩劍の高橋驛長は恭しく車室の御扉を開き奉れば緋の上衣に白のズボンを着けて黒き烏毛を以て造れる大きやかなる郷彈兵將校の正装を爲し給へるコンノート殿下は我が陛下に近寄り給ひて固き握手の間に御海みの言葉其の後の挨拶等にやあらん數々の御物語りあり、やがて横濱まで出迎へたる英

國大使マクドナルド氏は殿下の隨員たるメスーエン元帥、ボー大將、及びラムソン氏以下の外交官をそれ／＼聖上陛下に御紹介申上げ、陛下には一々握手を賜ひ、又殿下は我が各宮殿下を始め相識なる徳川貴族院議長等に御挨拶ありたり、殿下は我が先帝陛下より御贈進ありし菊花大綬章を佩ひ、緋の上衣の左腕に喪章を付け給へり、かくて眞先に平井鐵道院副總裁次に戸田式部長官の御先導にて陛下殿下には數多扈從の員を従へて御車寄に出で給ふ、停車場前の廣場に待ち構へたる儀仗兵に一令降るよご見る間に殿下は我が伏見大宮殿下と共に第一公式の御馬車に御搭乗、御車寄に見送らせ給ふ我が聖上陛下に御挨拶ありて、紀尾井町なる伏見宮邸に向はせられたり、殿下の御發車と共に聖上陛下には直に鹵簿を整へられ萬餘の群衆最敬禮の裡を宮城に還幸ましませり、天皇陛下には即時桂侍従長をば殿下の御旅館なる伏見宮御邸に差遣はされ左の如く勳章を贈らせられたり

贈大勳位頸飾章

アーサー、オプ、コンノート親王殿下

翌十二日殿下には元帥メスーエン以下の隨員を具し、接伴員乃木大將同乗、同國特命全權大使マクドナルド氏御同伴、儀裝馬車に乗御、近衛騎兵一小隊の儀仗、並に警部四騎に前後を警衛せられて、午後零時十五分御參内、宮城御車寄にて御降車、戸田式部長官の御奉迎にて御昇殿あり、天皇皇后兩陛下には桂侍従長、渡邊宮相、中村侍從武官長、一條皇后

宮大夫心得以下を随へ、便宜の處に出御御待受御誘引、鳳凰間に於て天皇陛下に御對面、握手の御交換ありて御名代宮殿下より、英國皇帝の御傳言、即ち先帝崩御の奉悼詞、並に今上陛下御踐祚の祝詞を述べて、英帝の御親書を捧呈せられたるに、陛下には御受納ありて特に優渥なる勅答あり、御親書を玉座の側に侍立せる桂侍從長に御下付あらせ給ひ、終つて殿下には牡丹間に進み、皇后陛下に御對面、前同様の御挨拶を述べさせられ、引續き伏見宮、久邇宮、同妃、梨本宮、同妃各殿下にも御對面あり、次いで正殿に進ませられ、事務官岡陸軍次官、山口諸陵頭の奉迎を受け、恭しく殯宮に對し御禮拜あらせられ、別殿にて御休憩後午後零時三十分豊明殿にて兩陛下と御會食あらせられたり。

天皇陛下には、十二日午後二時三十分、宮城御出門あり、桂侍從長御陪乘、渡邊宮相中村侍從武官長以下供奉員を従へ、鹵簿式外行幸の列に由り、麴町紀尾井町なる伏見宮御邸に行幸、御玄關にてコンノート親王殿下、伏見宮員愛親王殿下並に英國御名代隨員メスリーエン元帥、ボーイ海軍大將、ボンハム陸軍大尉、ラムソン外務省員の御出迎を受け給ひ、接客室に成らせられ、コンノート殿下と握手の御交換ありて、陛下より公式御訪問の御禮を述べさせられ、英國御名代よりは更に午前中の御款待に對する謝意を述べられ、夫れより陛下は殿下の隨員に握手を殿下には我が陛下の供奉員に握手を賜ひ、暫時御談話あり、伏見宮

も御席に侍せられ、孰れも御満足なる御様子にて、陛下には三時過ぎ英御名代宮伏見宮殿下其の他の御見送りを受けさせられ、御機謙麗しく青山離宮に還幸あらせられたり。コンノート殿下には、十八日午前十一時御參内相成り、天皇、皇后兩陛下御對面式の上、天皇陛下に對し奉り、英國皇帝陛下御親書と共にカーター勳章捧呈の御式を行はせられたり。英國政府は、特に同盟國の親誼を以て、極東艦隊より編成さるゝ五百名の儀仗隊を參列せしむることとなり、大喪使會議に於ても英國の厚意を受くることに決定し、九月三日を以てその旨を回答したり、同艦隊はウキンスロー中將之を率ゐて横濱港に回航表用の儀禮を行ひ、旗艦デベンス號を始め、モンマス、ケント、カストリーの、四隻より成れり。社説に曰く

近年日本人の英國に遊びてウキンスロー宮を拜觀するものは、其の竊然として神聖なるセントジョージ禮拜堂の一室が、カーター勳章を帶ぶる人々の爲に、其の紋章を掲ぐるの用に供せられ、而して其の一端に神々しき我が皇室の御紋旗の立てられたるを見て、肅然として畏敬の念を生じ、油然として忠愛の情を起し、歡喜踊躍に堪へざるの思あらざるは無かりき。

大行天皇登遐し給ひてより、カーター勳章室に於ける菊花の御紋旗は、驟かに其の鮮

かなる光輝を失ひ、英帝が日本皇帝に對し爲し給へる最貴最高の御待遇も、將に過去の夢と化し去らんとしつゝありしに、英國今帝は我が今上陛下に對し、更に新なるガーター勳章を贈進し給ふ由の報道を得たり。是れ即ち日英兩皇室の御交誼の各其の先帝の御時に變らせ給はざるを證するものにして、日英同盟の大政策の遂行に向つても言ふ可からざる深大の意義を加ふるものなり、吾人は英皇の寵慮の厚く且賢きを稱へ奉らざるを得ず。

ガーター勳章の特色は、ガーター即ち襪紐を左の脚に纏ふに在り、其の由來は昔時、一青年武士の宮中の舞踏會にて美はしき襪紐を拾ひ、正しく王妃の物と思ひけるが、其の頃男女の相契りし印に、女より男へ襪紐を贈るの風習ありしかば、人の惟み疑はんことを虞れ衆人に見ゆるやう高く其の襪紐を擡げ、ホニ、スワ、キ、マリ、パンズと叫びたり、是は佛蘭西語にて、「他人に對し邪念を抱くものは自ら禍を招くべし」この意なりとかや、英王エドワード三世のガーター勳章を制定するや、ホニ、スワ、キ、マリ、パンズを以て此の勳章に屬する箴言と爲せり、日英の交誼は君子の交なり、日英の同盟は君子國の同盟なり、萬一他國にして其の間に隱衷私曲あらんことを疑ふものあらば、天は必ず之に禍を下さん、竊然たるウインツルの禮拜堂は、八百餘年の榮譽ある歴史を有せ

り、二千五百年の光輝ある歴史を有する日本の御紋旗の靜に其の一室に掲げらるゝ間は、忠愛なる日本臣民の尊敬は永く英國の上に在るものと知るべし。(八月二十六日所載)

獨逸御名代

獨逸は皇帝御名代として皇弟ハインリッヒ殿下、八月二十日御出發、西比利亞線を浦鹽に出で玉ひしが、御途中イルクツク附近に於て御乗車脱線の出來事ありしも、一行御別條とてはなく殿下は御手づから工夫を助けて破損物を線路外へ運び玉ひ、工夫に對しては克く其の義務を盡せりて感謝の御言葉を賜へりこそ、三十一日浦鹽へ御安着、即日獨逸東洋艦隊旗艦シヤルン、ホルスト號に御搭乗、僚艦ライプナヒ之に従ひ青嶋へ向はせらる、四日同地御着艦、五日總督の晚餐會に臨ませられ、六日御歸艦、横濱へ直航あらせらる(七日下關海峡御通過)、明治天皇御靈前に捧げらるべき大花環は、東京獨逸大使館よりの注文にて、大阪なる飾花商花彌方にて謹製り、御意匠に就ては獨逸皇室より電命に依り大使館書記官ノヒレンブルク氏主任となりて特に意を用ひ、高さ約三尺の純黒繻子張の額面様の上に装置して、二尺餘の純銀製鐵を托著荷風に輪に造り、下方に白菊をあしらひ獨逸國旗を象れる青白の厚絹リボンを結び合せたり、特に鐵を用ひしは、基督が人格的德望の極

點に達せる時、猶太の老幼婦女等が蘇鐵の葉を捧げて路傍の草葉を打振り、基督の最後のエルサム入城を迎へたるに因み最神聖神徳に對する意味なりとぞ、かくて殿下は十日横濱港に着御、宮廷列車にて入京あらせられたり、横濱御入艦の際は我が迎接艦警手と二十一發の禮砲を交換し、尙迎接艦富士、常盤を首め碇泊中なる米、奥、佛諸艦の禮砲を受けられたり、我が接件員八代海軍中將、井上宮内省御用掛、大庭陸軍少將、蜂須賀式部官等は小蒸氣に搭乘して港外に出迎へ獨逸大使館員數十名も亦大使レックス伯を先頭として港外に出迎へたり、殿下には五十歳許りに渡らせられ、半白の顎髯柔和なる中に凜として犯すべからざる氣品を具へ、長いと高き御身には海軍元帥の正服を召し、胸間には我が菊花大綬章を佩び給へり、富士、磐手、常盤の水兵三箇中隊は儀仗として驛内を警戒せり。

新橋驛には立花近衛歩兵第一旅團長、同高島第一聯隊長等の率ゐる一箇中隊の近衛歩兵塔列して殿下の着御に備へ奉りぬ、午前十時過ぐる頃より燦爛たる禮装を着飾れる文武大官は徐々停車場に集ひ來りぬ、四十五分近衛歩兵が一齊に銃を捧げたる時しも、天皇陛下は桂侍從長御陪乘に渡邊宮相以下扈從を從へさせられて停車場に着御あり、各殿下以下先着の文武大官御車寄に奉迎す、十一時殿下御着、陛下と殿下とは御相識の間柄にておはせば迭みに堅き握手を交し給ふ、殿下は閑院宮と共に御馬車に打乗り近衛騎兵半箇中隊儀仗とし

て前後を警衛し霞ヶ關なる離宮に入らせらる、陛下は殿下に後れて程なく還幸まし〜ぬ、霞關離宮は、我が帝室御所有の離宮中外國貴賓の御旅館としては一點の申分も無く設備整ひ、御庭園は純日本式にて、黒田公爵の邸宅たりし頃より大樹喬木生茂り幽邃閑雅の趣申す迄も莫し、英國御名代コンノート殿下の前年此の離宮に御宿泊の節太く其絶景を賞せられ、世界に稀なる風致なりとの御賛辭ありし程なり、殊に明治四十四年獨逸皇太子フレデリック、ウキルヘルム親王殿下御來朝の御内報ありし時、内外の裝飾品を始め、御備品悉皆取換へられたるを以て、今回殿下を迎へ奉るには、十二分に準備整頓し居れり。

天皇陛下には、十日、桂侍從長を霞關離宮に差遣はされ、殿下に對して、大勳位頸飾章の最高勳章を御贈進相成り、隨員へは外務省を経て、夫々御贈動の御沙汰あり。十一日殿下には、隨員海軍中將セッケンドルフ男、陸軍少將ホエス、陸軍大尉チユスカ、醫官ヒルヘンケル諸氏を隨へ、同國特命全權大使レックス伯御同伴、接件員井上宮内省御用掛御陪乘、近衛騎兵一小隊及び警部四騎の警衛にて、午前十一時四十五分儀裝馬車に乗御、御參内あり、聖上陛下は御車寄迄御出迎遊ばされ、鳳凰間に於て皇后陛下と共に御對面御握手ありたる後、殿下は明治天皇崩御の哀悼として、獨逸皇帝の御親書並に勳章を捧呈あり、次に御踐祚の祝詞を述べさせられ、陛下より御鄭重なる勅答あり、次で閑院宮

同妃、東伏見宮、同妃に御面接の儀あり、閑院宮の御先導にて正殿に進み、恭しく齋宮に對せられ御拜禮遊ばされ、豐明殿に於て兩陛下と御晝餐遊ばされたり、是の日、殿下は、同國最高の勳章なる黒鷲鏈鎖章を天皇陛下に御贈呈あり、御勳章は明治天皇御在世の時、明治十二年五月二十九日、黒鷲大綬章御贈進あり、次で日清戰爭後、即ち二十八年六月十日、黒鷲鏈鎖章を御贈進あらせられ、今上陛下の東宮に在はせし比、明治四十一年、黒鷲大綬章御贈進あり、今回特に最高の鏈鎖章を贈進あらせられたるなり、此の名譽ある勳章は、千七百一年一月十七日、フランデンプルク國選舉侯フリドッヒ二世が、其の領有を王國に昇進せしめ、普魯西國王に即位せられたる時に、同國國號たる鷲鳥に因て創始せられたるものにして、王族を除き三十名を限り贈與せらるゝ内規なりとぞ。

西班牙御名代

西班牙國皇帝、ドン、アルフォンソ第十三世陛下は、特に皇從弟ドン、アルフォンソ、デ、オルレアン、イ、ボルボン親王殿下を御名代として参列せしめらる。殿下は先帝の皇妹イソファンク、ユーラリヤ殿下の御長男に在まし、御齡二十六歳。殿下は西比利亞御經由、九月九日敦賀御上陸、接伴委員村田中將、龜井式部官の御出迎を受け、殿下御塔乗の露臺

義勇艦隊汽船アリョール號の常宮沖ニ差かゝるや、帝國軍艦千歳は全部登艦禮を行ひ十一發の禮砲を發射せり、村田中將、龜井式部官を始め、古川鐵道院中部管理局長、太田第十八旅團長、奥村第十九聯隊長、手島福井縣知事代理等禮裝にて金ヶ崎新埠頭に整列し、西班牙公使ウリバリー氏は、書記官ビヤメーダイヤ伯、及び公使館附武官エレラー砲兵少佐等を従へて來り、千歳の汽艇は、舞鶴豫備艦隊司令官黒井少將千歳艦長荒西大佐、大關參謀等を載せて來り、道路の左側には、歩兵第十九聯隊より先發せる戰時編成約一箇中隊は室屋大尉之を指揮して堵列せり、殿下は現に陸軍歩兵中尉の御資格にて、曾ては摩洛哥地方瘴癘の地に入りて軍務に盡瘁せられたりと聞く、隨員大使館參事官キルデカルド、御附武官歩兵大尉モンノ氏、御供申上げたり、公使館書記官ビヤメダイヤ伯、及びエレラ砲兵少佐は敦賀にて資格を變更し殿下の御隨行となれり、頓て御上陸村田中將に對し、出迎軍隊の軍規嚴肅、規律整然たるを歎賞せられたり、千歳は再び登艦禮を行ひ、午前七時五十分御一行は名古屋に向け御出發あり、名古屋驛にては、渡邊第三師團長、安藤第五旅團長、藤田控訴院長、深町知事代理、阪本市長等奉迎し、御馬車に召され、村田中將等陪乘して名古屋ホテルに入らせられ、頓て名古屋離宮に向はせられ、天主閣に御登臨、又商品陳列館を御覽、猿面茶室にて御茶を召上りて御歸館、十日御發車、入京あらせらる、天皇

陛下には、當日午前獨逸皇帝御名代を迎へさせられしに重ねて午後三時半、青山御出門、御陪乗の桂公爵以下侍従、侍従武官長、侍醫など供奉して四時停車場に着御、同二十分御名代殿下御着車、村田中將の御紹介にて陛下と御會釋あらせられ、陛下と殿下とは打並びて御車寄まで出でさせ給ひ、殿下は久邇宮殿下と御同乗、儀仗の近衛騎兵に守られて芝離宮に入らせられ、陛下には再び鹵簿を整へて青山御所に還幸ましませり。十日天皇陛下には桂侍従長を芝離宮に差遣され、殿下に對し大勳位菊花大綬章を御贈進あらせられ、隨員へも夫々御贈勳の御沙汰あり、この日午後零時十五分、殿下は隨員大使館參事官アルカード、陸軍中尉モンノ、書記官ヒラメア諸氏を從へ、同國公使ウリバリー氏御同伴、接伴員村田陸軍中將御同乗、儀裝馬車に乗御、近衛騎兵一小隊警部四騎に前後を警衛せられ御參内、戸田式部長官の御出迎にて御昇殿、聖上陛下には御車寄まで御出迎遊ばされ鳳凰間に御誘引皇后陛下と共に御對面の式あり、殿下は正式に本國皇帝陛下の奉悼辭を傳へさせられ、且御踐祚の祝詞を言上あり、陛下には御叮嚀なる御答禮遊ばされ、次で閑院宮、同妃、東伏見宮各殿下に御面接あり、東伏見宮の御誘導に依り正殿に進ませられ殯宮御拜禮の上、同國皇帝陛下よりの御花環を供され、了りて豐明殿に於て兩陛下と御會食遊ばされたり、この御會食は獨逸皇弟ハインリッヒ、西班牙皇族ルボン兩御名代殿下と御同席あり

殯宮御拜

偏西兩御名代其他の宮中御會食

らせられ、閑院宮載仁親王、同妃智恵子、東伏見宮依仁親王、同妃周子各殿下を御召あり、同時に左の諸員御陪食仰付けられたり。

米國國務卿ノックス氏、同夫人、米國大使ブライアン氏、米國特使隨員陸軍代表少將バ
ーシング氏、海軍代表者海軍少將レノルス氏、書記官ミラー氏、獨逸大使レックス氏、
並に獨逸皇族隨員海軍中將ゼッケンドルフ氏、陸軍少將ホエス氏、海軍大尉チユスカ氏、
醫官ビルヒンアル氏、西班牙公使ウリバリー氏、西國皇族隨員大使館參事官デルカード氏
陸軍中尉モノレ氏、公使館書記官ヒラメシアノ氏、露國大使、澳匈國大使、白耳義公使、
同夫人、瑞西國公使、亞爾然丁國公使、桂内大臣、西園寺首相、齋藤海相、渡邊宮相、
内田外相、杉村特命全權大使、戸田式部長官、中村侍從武官長、一條皇后宮大夫心得、
岡陸軍次官、倉知外務次官、大島外務書記官、吉見女官、井上宮内省御用掛、八代海軍
中將、大庭陸軍少將、蜂須賀式部官、古谷外務書記官、村田陸軍中將、田内宮中顧問官、
龜井式部官、栗野特命全權大使、松井大使館參事官、村上海軍少將、渡邊式部官、田中
騎兵少佐等

御會食終つて兩陛下には御名代兩皇族方御同伴、各皇族方扈從、千種間に出御、各國代表者と共にコーヒ、並に水菓子等を召され、種々御歡話遊ばされ、御名代使節等は午後一時

五十分頃前後して御退出ありき。

天皇陛下には、桂侍従長御陪乘、渡邊宮相、中村侍従武官長以下供奉、十一日午後二時三十分宮城御出門、霞ヶ關離宮に行幸あり、ハイソリック親王殿下には陛下御訪問の爲御出門あらせられたりこの報を得て、同國大使レックス伯並に隨員諸氏を隨へ、玄關に出て、陛下の御着轡を待たせらる、聽て陛下の着御あるや、殿下は階下の客室に御誘引あらせられ、種々打解けて御歡談遊ばされ、間もなく陛下には還幸仰出され、玄關迄殿下の御見送りを受けさせられ、離宮御出門、更に芝離宮に行幸、御車寄階段にて西國御名代殿下並に隨員一同の御出迎を受け、表御對面所にて御會見、暫時御歡談遊ばされ、畢つて青山離宮に還幸あらせられたり。

米國使節

米國大統領タフト閣下の特派使節として、國務卿ノックス氏を選びしは、メルリ、ハルリス以來、明治天皇の御治世中、不斷の國交を續けたる兩國の親善なる交誼の表徴とし、大統領の特別なる個人的代表者としての結果に外ならず、尙大統領は明治天皇に數回拜謁しければ、哀悼の念一入深きものあり、國務卿は内田外相の在米中殊の外相互親善の間柄

さて、旁特使に選ばれたるなりと紐育に於ける公報に見えたり。

八月二十二日、ノックス氏は夫人及び極東局長ミラー氏、海軍代表者レーノルツ少將を隨へてメリーランド號に搭じ、シヤートルを出發せり、同地の花匠は、是より先き米國政府の訓電に接し、直徑六尺、月桂樹を外枠に製りたる大花輪を作り、ノックス氏自ら之れを携持し來れり。

一行を載せたる米國裝甲巡洋艦メリーランド號は、九月九日横濱港に着し、我が接伴艦岩手と禮砲を交換したり、吉松第二艦隊司令長官は、幕僚と共に同艦を訪へるに、水兵は甲板に整列して捧統の禮を行ひ、中將等はノックス氏、同夫人、海軍少將レーノルツ氏、極東局長ミラー氏等と迎接の挨拶を爲して退艦、引續き米國大使アライアン氏は、館員一同及び大使館附陸海軍武官、夫人を隨へて同艦を訪ひ、我が接伴員栗野大使、松井大使館參事官、村上海軍少將、渡邊式部官等も亦同艦に至りたるに、甲板上の水兵は捧統の禮を以て迎ふるに吉松中將の時の如し、栗野大使等はノックス氏、同夫人等遠來の勞を謝し午後四時一同新波止場に上陸し、大島神奈川縣知事、荒川市長等の出迎へを受け、五時五分の臨時列車にて新橋に向へり、新橋停車場には徳川公爵、内田外務大臣、阪谷市長、財部海軍次官、岡陸軍次官、安樂警視總監、スイフト帝大教授、マキム博士、マノーレー博士を始

め、米國大使館員等出迎へたり、午後五時五十一分着車、ノックス氏は内田外相と肩を並べ、夫人は栗野大使に助けられつゝ車寄に出て、數日前先着せるパーシング少將はレーノルツ海軍少將と共に威儀を正して續けり、斯くて一行は宮内省より差廻されたる馬車に乗じて直に旅館に入る、九月十二日、天皇陛下より特に遠來の勞を慰むべく、思召を以て山水の刺繡屏風を御贈與あらせられたり。社説に曰く。

米國大統領タフト氏は特に深厚の敬意を我が先帝に致し、同國に於て他國の總理大臣に相當する國務卿ノックス氏を特派使節として大葬に參列せしむべしと云ふ。吾人はタフト氏が我が開國の歴史に於ける米國との特殊の關係、及び其の以後に於ける日米の有形的及び精神的親交の表徴として欠くる所なき公人を其の代表者に選びたるに對し、其の國際的禮讓の到れり盡せるを感謝すると同時に、氏が此の機會に於て、日米の特殊の關係を想起し、其の將來の親交に就て深く顧慮する所あるに對し、重ねて謝意を表すべき理由あり。先帝が日米の親交に就て、元首としての外交的交誼を別にして、特に軫念せらるゝ所ありしは、米國の學者其他の一個人に對して常に特別の御恩顧を加へられしに依つても推し奉るに足るべし。去れば來朝せる米國の名士は公人たる經驗の有無に關せず、毎に我が皇室の御厚遇に感泣し、國際的差別を離れて只管聖

徳を欽仰し奉らざるはなかりき。斯る元首を戴ける我が國民が米國に對し、國民として將た個人として如何なる感情を有するやは深く説明するまでもなき事なるが、現代の複雑なる外交の事情は、往々にして個人的歸向に相反する國際的關係を生じ、從つて兩國利害の計量に就て必ずしも並行的一致的なる能はず、兩國民が精神的に頗る好く融合し居るに拘らず、政治的外交的に往々互に疏通せざる點あるを見るに至りしが如きは、己むを得ざる事とは云へ、兩者の精神的融合の來る所遠く據る所深きだけ夫れだけ、愈遺憾の思ひなき能はず。而して米國は多數民衆の配下に活動する國なるが故に、常に多數者の勢力に影響せられ、其の政治上外交上の轉機は、他の比較的少數優者の意向の發現せらるゝ國に於ける如く敏速なる能はず。米國の對東洋政策の一旦或る趨向を取れる以上、俄に他の趨向に出づることは容易ならざるべきが、然も今や其の東洋政策は何等かの變轉を見ざる能はざる時機に遭遇したるものゝ如し、是れ米國の現政府が東洋に對し、特に我が邦に對して苦心の存する所たり。タフト氏が曩に一種の對東政策を樹て、我が邦に臨みしノックス氏を以て、今次更に國際的禮儀を盡すの傍ら、互の意思の疏通を計らしめんとする眞意は、吾人之を諒するに躊躇せず。慶弔の事は往々個人間の交誼を更新せしむる事あり、國際間に於ても亦然るものなき

にあらず、タフト氏の鄭重なる敬意は、日米の親交に影響する所蓋し鮮少なからざるべし。吾人がタフト氏に對し二重の謝意を表すといふは此の意味に於いてなり。

(八月十三日所載)

佛國使節

佛國よりはルボン陸軍中將同國を代表し、特派大使として大葬に參列することゝなれり、中將は第三軍團長にして、明治十七八年頃來朝し、我が陸軍創始時代に於て教育訓練を指導せし諒るべからざる因縁あり、歸國後は巴里に於ける日佛協會の名譽會員として盡す所尠なからず、氏は夫人の外、大統領侍從武官海軍大佐クラン、クレマン、砲兵中尉たる同氏の息シヤツケーの兩氏及び外務員の隨員と共に英國御名代一行と同じく、八月六日、西比前亞線にて長春に着し、直に滿鐵急行列車に乗換へ、大統領より贈與せらるべき大花環を携へ居れり、六日特派員は昌圖驛に中將を出迎ふ、中將六十七歳と云へど頑丈なる體格にて元氣旺盛なり、中將は今回日本國民の受けたる最大不幸に同情するの外には云ふべき他の多くを有せず、曾て日本に在りしは餘程以前の事なりし故、現在の日本に就ては只如何に變化し居るならんかと徒らに想像を廻らし居るのみ、日本に始めて行きしは千八百七十二年

(明治五年)にして其の時留まること四年半、當時は日本語を識り居りしも、其の後永年遣はぬ爲忘れぬとて、片言交りに『私日本語を忘れました』など云ひて快活に打笑ひ、東京に在りし時は舊彦根藩邸(今參謀部の處)に一年半、其の後水戸藩邸(今の砲兵工廠)に移りたり、其の頃西郷隆盛等働き居たるが、自分は薩摩の兵を以て始めて砲兵二大隊を作り、又砲兵工廠も其の時に創設せり、教導團も櫻田門外に設け、各藩より學生を集めて陸軍基幹の大本を開きたり、其の時の知人には山縣、大山兩元帥を始め、其の他多數ありなど語り、衣囊より少さき紙包を採出だして、其の中より四角形なる白水牛の印判を示し、是は其の當時日本にて造りし者なるが、四十年振りに今般使用せんごすこて、色も變らぬ朱肉を着け、特派員の差出だしたる名刺に捺押せしを見るに『元彦根邸内ルボン』と日本字の印影あり、こ映り、中將も轉た今昔の感に堪へざる者の如くなりき、一行は大統領贈進の大花環を持ち捧つゝ、七日奉天にて安奉線に乗換へ、朝鮮を經由して上京の程に就き、八日釜山を経て、即日下關に入る、門司碇泊の明石は十九發の禮砲を發せり、秋山中將、土屋式部官の兩接伴員を始め、馬淵山口縣知事、田子警務長、小林市長其他出迎者多く、一行は即夜上陸發車、十日新橋に着し、宮中御差廻しの馬車にて、直に旅館鍋島侯爵邸に入り、越えて十二日秋山接伴員同乘儀裝馬車にて參内、鳳凰間にて聖上陛下に謁見仰付けられ、大統

領閣下の御傳言を奏上し、先帝崩御の哀悼詞に、併せて御踐祚の御祝辭を奏し、旭日桐花大綬章叙授の御禮を言上し、陛下より鄭重なる勅答を賜ひ、次に夫人同伴にて皇后陛下に謁見、終りて正殿に進み、殯宮を拜禮したる上、豊明殿に於て御陪食仰付られたり。

奥匈國使節

奥匈國の參列使節は、新任駐日大使ラヤスラス、ミユルレル、ド、スツェントギオルギー男に命ぜられ、西比利亞線を経て浦鹽に出で、二日露國義勇艦隊ホルタワ號にて敦賀に來着せり、隨員は新任神戸駐劄奥匈國領事チエンエルマイ氏及び從者デフレツヒ氏なり、大使は故エーレンタール外相が伯爵を授けられし時に男爵となり、外務次官より今回駐日大使に任命せられ、維納出發前奥匈皇帝陛下の御思召に依り、我大喪儀參列を命ぜられしなり、一行は即日敦賀驛發列車にて三日新橋に着し、獨逸大使レツクス伯、奥匈代理公使フランツンスタイン氏、及び香川皇后宮大夫、渡邊式部官等に出迎へられ、直ちに同國大使館に入れり。

敦賀著

露國使節

露國は皇室の御都合に依り、本邦駐紮全權大使ニコラス、マレヴスキ、マレヴキツチ氏を

參列大使とし、同皇室より御贈進の大花環は、九月九日浦鹽より敦賀入港のアリョール號船長ウレミンツフ氏に托せられ、八日東京大使館員ボンノスロフスキ、トススキ、トススキ氏敦賀に出で、九日船長より之を受取り、即日東京に齎らしぬ、この花環は方五尺、厚さ約五寸の函に納め日方約十五貫目に上れり。

暹羅使節

暹羅國皇室は本邦駐紮同國特命全權公使ディサカ氏を參列せしむべく、八月十七日、外務省に正式通告したり、御贈進の大花環及び黄金製の洋盃は、同國公使館武官ナイ、アレロ、一氏捧持し、九月二日熊野丸にて神戸着、即日東上せり、花環は徑三呎餘の貴金屬寶石を鑲め、白百合に菊花を配らひて、特に暹羅皇室の厚情を罩めたるもの、又黄金製の洋盃は深さ二吋半徑一吋半、其高さ三吋位にて、様々なる意匠を凝したる象眼を施し、燦然として眼を驚かさずばかりなり。

葡萄牙使節

葡萄牙國の參列特使としては、駐日公使エイチ、ウオーコンナ、マーチン氏命ぜらる、氏は

その兼任地たる北京に在りしが、九月四日竹嶋丸にて、天津より長崎に入り、六日神戸着京都を経て、八日入京、九日宮内省に出頭披露せり。

伊太利其他列國使節

伊太利國は駐日公使ギツチョリー侯參列特使たり、北京駐紮公使フウォルザ伯は其隨員を命ぜられ、六日北京發東上せり。

其他、和蘭國は駐日公使ウアンローエン氏、瑞典國はワルレンメルク氏、諾威國は同アンケル氏、丁抹國は同ローウイツク氏、白耳義國はドラファイエ伯、瑞西國は同フェルチナンド、サリス氏、智利國は、同イラザワール氏、巴西國は同ケルシユ氏、墨西哥國は同パチエコ氏、亞爾然丁國は同オルチス氏夫々、本國より參列使節を命ぜられたり。

豐明殿御會食

天皇皇后兩陛下には、九月十二日午前十一時十分、佛國代表者ルボン將軍を始め、同國大使伊國大使、蘭、丁、智、暹、葡、諾各國公使を御引見あらせられ、次いで午後零時十五分、英國御名代コンノート殿下に御對面相成りたるが、午後零時三十分に至り、豐明殿に出御

英國御名代宮殿下と御會食、同時に伏見宮貞愛親王、久邇宮邦彦王、同妃親子、梨本宮守正王、同妃伊都子各殿下を御召しありて、左の諸員に御陪食仰付けられたり。

佛國代表者ルボン將軍、英國大使、佛國大使、伊國大使、蘭國公使、智利國公使、丁抹國公使、暹羅公使、葡國公使、諾國公使、英國御名代隨員メスーエン、海軍大將ポー、陸軍大尉ボンハム、外務省員ラムソン、佛國代表者隨員モンタイユ、海軍大佐クレマン砲兵中尉ルボン、桂内大臣、西園寺首相、渡邊宮相、上原陸相、内田外相、乃木大將、戸田式部長官、中村侍從武官長、伊藤式部次長、一條皇后宮大夫心得、阪本海軍中將稻葉式部官、芳澤總領事、吉田砲兵中佐、秋山中將、市來式部官、松村海軍中佐、土屋式部官其他女官

終つて兩陛下には英國御名代宮、並に我が皇族各殿下を御同伴、千種間に出御、佛國代表者以下各國大使使節と共に、珈琲或は水菓子など召させられ、種々御歡談あらせられ、御名代宮殿下には、午後一時五十五分御退出、引續き各國代表者使節も亦それ／＼退出歸館したり。

九月十二日、佛國代表者ルボン將軍を初め、伊國大使、葡、蘭、智、丁、暹、諾各國使節は、正殿殯宮に於て、恭しく花環を捧呈して拜禮を行ひ、英國御名代コンノート親王殿下に

も、御拜禮の際、花環を御捧呈あらせられたり。社説に曰く

歐洲各國間には國際の禮讓に加へ元首間の親族關係ありて、皇室の慶弔に就ても殊に鄭重を盡すべき事情あれど、東洋諸國の元首と歐洲列國の元首との間には、斯る特殊の關係なきが故に、皇室の慶弔に就ても、雙方とも比較的簡單を旨としたり。即ち歐羅巴諸國の間には、國際關係の親疎を別にして、元首間の親族關係の厚薄あり、皇室の禮讓も此の兩關係に依つて輕重あれど、主として親族關係を考慮するを免れず。英國先帝エドワード七世陛下の大喪に際し、歐羅巴大陸の八箇國の帝王參列したるは前代未聞と聞えしが、是れ元より英國の國際上の地位乃至エドワード七世陛下の德望の然らしめし點もあれど、主として英國皇室と右列國皇室との間の親族關係に基けるものなる事云ふ迄もなし。歐羅巴諸國の皇室は東洋諸國の皇室とは何等此種の親族關係なきを以て、元首としては、國際的禮讓を盡す外に元首の個人關係に基く禮儀を要せず、自然簡單を旨としたる次第にて、慶弔の式典にも殊に大使を派遣するが如き例も鮮く、唯我が邦と英國との如く同盟國として國際上特に親密の關係ある間柄に於て格別鄭重を盡したるを例外としたりき。然るに今次の大喪に於て歐洲各國は、殆ど彼等相互の間に盡すと同じ鄭重の度合を以し、英帝のコンノー、親王殿下を遣はされ、獨

帝のハインリッヒ親王殿下を遣はさるゝを始めとし、何れも格段の敬意を示されたり。同時に佛國に於てはルボン中將を派し、米國は嘗て前例なき國務卿の特派を視、其の他の各國夫れ／＼及ぶだけ禮儀を厚うして後るゝなからんを期せり。是れ實に歐米諸國が我が日本に對し、彼等の從來抱持したる西洋東洋の差別を超えたる待遇を與へたるものといふべし。外交上若くは法律上の問題に於てすら、歐米の諸邦は容易に西洋東洋の區別を棄つる事を肯せず、グロッシュユウスが國際法を以て西洋のみに行はるべきものご思惟したる類の舊思想は、最近まで歐羅巴諸國を支配し、事毎に東西不等一の見地に立つを免れざりしが、此の思想は近來少數頑冥者流を除いて全く拭ひ去られ、少くとも法律關係の上にては此區別の撤廢せられし觀ありたり。然も理窟に敗けても格式は下げずこの見識より、國際作法の上にては、尙東洋を下に瞰るの傾き彼等の間に存在しつゝあり、我皇室と歐洲諸國の皇室との間に宮中喪に關する協定の尙行はれ居らざる邦あるが如きも亦已むを得ざる事なり。然るに今回の大喪に際しては、歐洲諸國は此の點に於ても全く從來の態度を一擲し、宮中喪の協定なき皇室に於ても尙一定の宮中喪を仰出すなど、夫れ夫れ鄭重を盡したり。是れ實に先帝の聖德世界に光被せしの致す所なりと雖も、亦以て我が日本が其の國力の伸張其の文化の發展に依つて

泰西人士の東西兩洋に關する從來の偏見を打破りたるに因るものならずとせんや、慶弔の禮儀の如き形式的の事も、實は其の厚薄が相互の實力と地位とに關聯する事言ふ迄もなし。各國の我に對する厚薄に依つて、吾人は自己の實力と地位とを自覺せしめらる。而して此の實力と地位とは吾人日本國民が忠實に其の責務と爲し、事に依つて贏ち得たるものなるが、然も吾人の責務は未だ其の半を果されず。吾人は深厚の敬意を以て親交列國の特派大使を迎ふるに當つて、坐ろに吾人に荷擔せしめられたる責任の重大なるに想到す。事に觸れて之を想ふは之を忘れざらんが爲のみ。(八月廿三日所載)

大公使謁見と拜禮

英國特命全權大使マクドナルド、佛國大使セラル、獨逸大使レックス伯、米國大使ブライアン、露國大使マレーウイチ、伊國大使グイッチョリー侯(奧國大使及び白國公使は信任狀を捧呈せり)を始め、和蘭、墨西哥、暹羅、西班牙、瑞典諾威、智利、瑞西、亞爾然丁各大使、公使、各大使館員、公使館員は、夫人同伴、九月四日午前十時三十分參内、式部官の出迎を受け、控室に休憩の後、順次天皇、皇后兩陛下に謁見仰付けられ、十一時正殿に進み、殯殿(大喪使事務官片山内匠頭、福羽式部官着床せり)拜禮を仰付けられた

り、某國大使は語つて曰く、予等は打揃ひ午前十一時謁見の間に進みしに、兩陛下には桂侍従長、戸田式部官、及び内田外相以下を隨へられ、御揃にて御起立あらせられしが、追に在りし昔のここなど偲ばれて、萬感胸に迫るを覺えたり、聽て整列終るや、各自の席順に依り、兩陛下より大公使に優渥なる御言葉を賜はり、次で各國使臣は、官等に從ひて夫々館員を御紹介申上げしに、畏れ多くも兩陛下は是等の面々に握手の御挨拶を賜ひたり、三十分餘にして式を終り列を整へ、徐ろに殯殿に導かる、途中一應御尊骸を奉安せる前を通過する順序なりしが、其の時は各員一々黙禮を爲せり、斯くて大公使を最前列にして、各國館員順次幾重にも整列せしに、殯殿には四周に白帛を垂れ、其の前に据ゑられたる机の上には、當日予等が持參せる銀製の花環安置されたり、是れ明治天皇の御知遇を忝うせる外臣一同が特に奉獻したるものにて、外交團長たる英國大使サー、マクドナルド氏は一足前に進み出で、佛文にて認めたる奉悼辭を朗讀せり、是れにて總ての式を終り、一同今上陛下の御代萬々歳を祈りつゝ、正午を過ぐる半時にして退出せり云々。

外交團奉悼文

九月四日、各國大公使、同館員、並に同夫人は、天皇、皇后兩陛下に謁見仰付けられ、終つて

正殿殯宮に拜禮仰付けられたる際、外交團より花環を奉呈し、英國大使サー、マクドナルド氏は外交團を代表して、左の奉悼文（佛文）を上つれり。

本使は茲に外交團より獻納したる花環を至尊の靈柩に奉奠するに際し明治天皇の聖徳に對して本使等の懷抱せる讚美と崇敬の觀念を悲哀の裡に聲明するの光榮を有す
光輝ある日本國の維新に對する不磨の表彰として其の御名を貽し給ひたる英明なる君主の崩御に依り世界を感動せしめたる深哀に對して本使等は本使等の君主及び大統領並に本使等の政府と共に其の感を同じうす尙本使等は外交團を代表して皇帝、皇后兩陛下、皇室並に政府及び日本全國の上に降りたる悲哀に對する本使等の誠實なる同情を表彰し同時に本使等一同は今開始せられたる新御治世の無窮ならむことを懇禱す

使節の席次

大喪儀の際、列國特派使節の席次に就ては、大喪使事務官に於て熟議の末、獨逸御名代ハインリッヒ親王殿下は獨逸皇帝の御弟として、最も御近親の關係あるのみならず、英國エドワード殿下よりも御年長に渡らせらるゝより、英國は我が同盟國にはあれど、獨逸御名代を第一位とし、英國御名代を其の次席に、西國御名代オルレアン殿下を第三位とするこ

とに決定し、又米國特使ノックス氏は、佛國ルボン將軍の上位に列し、其の他本邦駐在參列特使の席次は、宮中席次即ち信任狀捧呈の順序に依ることとし、露、奧、伊の三國大使は、信任狀捧呈の順に拘らず、公使の上位と定めらるゝ、其の席次左の如し

露國△伊國△坤國△瑞典△墨西哥△和蘭△瑞西△暹羅△白耳義△智利△丁拜△亞爾然丁△葡萄牙の各國公使若くは代理公使

大公使參内

本邦駐劄の露西亞、奧多利、匈牙利兩特命全權大使、白耳義、墨西哥、瑞典、亞爾然丁の四箇國特命全權公使等は、大喪儀參列特派大使又は使節として、九月十三日青山葬場殿參列に就き、十一日午前十時四十分、公式に參内、天皇陛下に謁見仰せ付けられ、本國皇帝又は大統領の命に依り、大喪儀參列の旨を奏上し、陛下より一々御懇の勅答あらせらるゝ、當日使節迎接の爲露國大使館へ上野式部官を、奧國大使館へ松平式部官（頼和）を、白耳義公使館へ前田式部官を、墨西哥公使館へ松根式部官を、瑞西公使館へ岡田式部官を、亞爾然丁公使館へ井上式部官を差遣はされたり、又伊太利大使は本國皇帝陛下の命に依り臨時特派大使、本邦駐紮和蘭、丁抹、諾威、暹羅各國公使は、本國皇帝陛下の命に依り特派

使節、又智利、葡萄牙兩國公使は本國大統領閣下の代表者として特派使節となり、大喪儀參列の通告ありたるに依り、孰れも打揃ひ、十二日午前十一時十分參内、天皇、皇后兩陛下に謁見、自國皇帝又は大統領の代表者として大喪儀參列の旨を奏し、併せて叙勳の御禮を申上げたるに、陛下には優渥なる勅詔を賜ひ、午後零時三十分豊明殿にて御陪食仰付られたり。

各國御名代並に特使を命ぜられたる在京各大公使に對しては、九月十二日公式待遇と同時に、聖上陛下の思召に依り、歩兵一箇中隊の護衛儀仗兵を附せられたり。

御式場並御陵所の事

青山御式場

八月一日、第一回大喪會議に於て決定されし青山練兵場なる御大葬式場檢分としては、五日、評議員の一行出張し、片山工營部長より提出せる御式場全般の圖面に依り、御葬場殿の位置を始め、列國御名代席、我皇族席以下各席、祭官席、事務官席、神饌所、樂師席、其他御發柩停車場位置等、隈なく檢分を遂げたり。

葬場殿の建物は九月八日全部竣工せり、御屋根の上には三本の避雷針天空を指し、内部には柱に洞雪形の電燈、及び天井より釣燈籠形の電燈を取附け、合天井より床柱總て白木にて、木香床しく立迷ふ内に、電燈の金具のみ金色に光りて最と神々しく拜さる、第一幄舎も建物既に竣工し、白木の腰掛を列べ、白布の布團を其の上に列ぶ、第二幄舎は腰掛布團の取附も終り、黒き幕を四方に張りて内部を窺はしめず、御幄舎及び外國御名代幄舎は共に六日俄に十六坪宛の建増を爲せり、祭官幄舎、樂舎、膳舎各廊下は、七日及び八日に竣工せり、便殿休所は七日に全部出來し、絨氈ズツク等の敷込みをも終り、手水舎周圍の玉垣、竹垣、通用門、炊事場、食堂等も全部八日に至りて竣工せり、着替所二棟は八日に建

方工事を終り、九日周囲の葎篋張に着手したり、庭燎舎は第一鳥居前の左右に、葬場殿前の左右に四棟を造り、九日中に出来せり、電気工事は屋内線の引込みを六日に終り、引續き木具の取附を爲し、十日夜試點火を爲せり、又權田原廣場と安鎮坂下の廣場に増設せる百八十箇の電燈は、十日出来し、式場内車馬溜のアーケ燈増設は九日中に終れり、瓦斯飾りは八日夜全部點火を爲し、提燈電燈の裝飾は九日早朝より着手し、提燈の館は式場内御下車道の兩側に出来しぬ、其の間にアーケ燈の柱には黒布を巻き、總門を出づれば東京市が設けし大燈籠を建てたり、最初より九月八日まで三十日間の職工累計五萬七千七百六十七人、運搬車一萬七千七百十四臺を要したり。

尙十二日午後二時拜觀したる光景を録せん、青山電車線路に面せる祭場の正面の入口には、大なる春日燈籠木の香高く御通路の兩側に立ち、其の後には長き柄を黒布にて巻ける大鉢打ち建てられ、其の下には緑の色深き眞鍮を生けたり、葬場殿に通ずる御通路は殘る隈なく淨められ、多摩川砂利の跡清らかに、中央蒲鉾形に高き一路には、當日の盛砂所々に染めあり、其の兩側に建てられたる電燈柱は、悉く黒白段々卷柑子色に鈍色の大旗を吊し、柱と柱との間は鈍色白色の布打違ひに波形に飾り、正面より奥深く一の鳥居に至るまで二列に打續けり

一の鳥居を潜れば、葬場殿に面して左右に建てられたる帷舎は、残りなく竣成して白布を張詰め、急製に造れる合天井の模様中々に趣深く、下張の床の上には、白木の長き床几を三列に幾つとなく設け、其の上には是も白布にて造れる厚き布團を張詰めたり、右の帷舎は外國軍艦乗組將校、大公使館員、親任待遇、貴衆兩院議長、副議長其の他參列者の着席すべき割場所に、一々木札を立て、左の帷舎には待從職、明治天皇の親族、拜診醫、陸海軍將校、公爵、従一位勳一等其他顯官の場席、一々木札を以て區分せらる、此帷舎に續いて外國皇族特派大使の御席あり。

之に面して左の帷舎より稍離れて、白き破風造りの一棟こそ、三陛下の御座所にて、帷舎の背後に設けられたる便殿より、廊下傳ひに出御遊ばさるべく、總て御椅子を用ひさせ給ひ、其の他各皇族公族も御座所の御内に入らせらるべく、大勳位内閣總理大臣、元帥、朝鮮總督、各大臣、大臣待遇、親任官何れも御座所に接して座席を設けたり、一の鳥居より兩帷舎の間を通じて、葬場殿第二の鳥居に到る間には、兩側に短檠形の篝火、菊花の御紋章打つたる大提燈交互に按置せられ、其の間に建てられたる電燈柱は、是も黒白の布に飾りて黄簾を建て、眞鍮の造花を吊せり、第二の鳥居を潜れば、御座所を初め各帷舎と葬場殿との間には、黒き幕を張りて其間を遮り、其内を葬場殿に充つ。

檜皮葺入母屋造りの葬場殿の内部は、總て木の香高く、檜の白木に打ち組まれて、三方には白羽二重の壁代を吊し、正面の破風には穀子の縁取りたる御簾高く掲げたり、格天井には大なる艶消凡ボヤの電燈を設け、壁代の間には古風の春日燈籠を設け、奥深く拜し奉れば、壁代の稍や高く掲げられたる御輿こそ、靈柩を奉安すべき壇にして、二條の軌道を造り、其の上には重き靈柩を運び奉るべき黒金の輕運車を安置せられ、其の背後は黒き幔にて圍まれたるが、此れを取拂へば直に長き御廊下に續き、其處には靈柩列車に至るまで軌道を造り、其の背後なるプラットフォームも残る所なく竣成して清らかに飾られ、停車場内には、歸らせ給はぬ行幸の御車を運ぶべき軌道のみ長く横はれり。

御陵所

八月一日第一回の大喪使會議の結果は、御陵地を伏見桃山城址に決し、檢分復命を待ちて確定する事となり、その旨總裁宮より奏上ありしに、聖上陛下には直ちに御嘉納あらせられ、閑院中將宮に檢分の旨御詔あり、殿下には即日、山口諸陵頭、片山内匠頭、山本、近藤兩事務官等を具し、御西下あらせられ、御一行は二日拂曉米原に着せらる、記者御出迎申して先づ宮の御機嫌を奉伺し、刺を山口諸陵頭に通ず、諸陵頭語るやう、大行天皇は日

頃御健勝に互らせられしに、今計らずも斯く御陵地檢分の畏き詔を拜し奉るに至りき、俗世上にては夙に御陵を伏見桃山に御決定あり、天皇御在世の砌、特に桃山の形勝を愛でさせ給へるに因る由を傳ふれご如何にや、予も實は數日前拜承したるまでの事なり、現に桃山行幸は嘗て一度も之なかりしにあらずや、今回の西下は閑院宮殿下に隨從して御陵地を檢分するにあり、御陵の形式は確定し居らねど、大行天皇は申すも長けれど、叡聖文武古今に絶し、中外均しく其の御偉蹟を仰ぎ奉るところなれば、御陵地の雄偉と其の形式の優雅ならんを期して、世に類なき御鴻業の萬一に副ひ奉らん事、決して我等一個の望みにあらず、國民全般の希望なるべし、歴代の御陵を按ずるに、仁徳陵は十四萬坪、應神陵は八萬坪なれば、夫にも増して御陵地の雄偉ならんこと、臣民の至情として熱望に堪へず、又歴代の御制式は靈柩奉安の地域平地より上にあるを常とし、中世までは御陵の頂上は唯樹木蒼鬱たるを仰ぎ見るのみ、中には五輪塔を奉安せし時代もあり、徳川時代に至りては、五輪塔奉安を例とするに至れり、大行天皇御陵は大葬までに靈柩奉安場の工事を完成すべく、今後御一周年祭までには、外城玉垣の設備を完成せん御豫定なり、又御大葬は青山齋場に於て行はれし後、靈柩は直に青山御發、京都を経て桃山驛御着齋御陵に向はせらるゝ次第にて、京都御所入御の御事は是なし云々。

閑院宮には京都御着、圓山長樂館に入らせらる、片山内匠頭、増田宮内省御用係は、横山事務宮、高木紀伊郡長、寺崎京都府土木課長等と共に桃山に至り、皇室林野管理局出張所員の案内にて、六地藏道を東南に進む、道幅は約一町許りもあらんか、夏草の蓬々たる狭き田舎道には、村民慌だしく鎌を手にして道を掃ふ様忙し、先づ桃山出張所に入りて御料地の圖を案じ、天主關松の丸、二の丸の地を相し、夫より實地踏査の爲て六地藏道を進み行く折柄、日は烈々として地を燉き、青葉茂れる果樹園には、蟬翳急にして一行額の汗を拭ひも敢へず、二の丸に登臨し、更に山徑を本丸に登れば、北に古帝都の遠景、南に攝河の山川歴々として掌上に在り、形勝の雄壯、物の比すべくもあらず、本丸の南前面周圍二町の地こそは、地形極めて高燥、前に攝河城の大平原を見渡すべく、背ろに天守閣千疊敷の森翳鬱として空に連なる無二の靈境たり、即ち此の地域を以て神聖なる一候補地となし、尙も松の丸、名古屋丸の地域を一覽し、更に閑院宮の御實見を仰ぐ事と定め、正午桃山出張所に引返せり、閑院宮殿下には午後一時四十分御軍服にて桃山停車場に御着、六地藏道を御料地監視出張所に入らせられ、山口諸陵頭よりの言上を聞き召されし上、炎天の下を御徒歩、御料地に向はせらる、路傍なる花園の夏菊が今を盛りと咲き亂れたる、心なくて眺めんには然こそ美觀なるべけれど、今年許りは花も墨染に咲くらんかと最と悲しみに

に打たれたり、斯くて御料地を御一巡ありて、右の靈域を御陵地に定めさせられ、御滞りなく御歸洛遊ばされたり。

翌三日も引續き、山口諸陵頭、片山内匠頭、山之内鐵道院技監、近藤總務課長一行は、京都より桃山に着、直に堀内村小學校なる臨時出張所に到り、持田帝室林野管理局京都出張所長以下の人々を督して、御陵候補地の測量に着手し、同時に御陵道及び御陵修築に關する材料運搬道等、諸種の測量をなし、技師技手も折柄燉くが如き炎熱を物の數ともせず、銳意測量に従事し、午後三時過御陵其の他總ての製圖を了りたり、御陵候補地は閑院宮御歸京御上奏の上御決定あるべく、靈地の事とて萬一を警戒する爲に、御陵地附近を其の日より嚴重に警備して閑人の出入を許さず、然る程に殿下には午後再び桃山に御出張あり、御徒歩にて御料地に進ませらる、炎熱甚だしく草も木も枯れなん許り、先づ帝室林野出張所にて諸陵頭、内匠頭等の提出せる測量地圖を御覽御質問あり、御手に測量地圖を携へさせられ、燉くが如き山道を辿らせられ、蛙石、堀墟を経て御陵候補地たる松林中に入らせられ、此處にて諸員より再び實地の説明を申上げ、御踏査全部終了したる後御歸洛あらせらる。閑院宮には三日午後も尙引續き、桃山御着、帝室林野出張所に成らせらる、松井家令は堀内村小學校内臨時出張所に到り、諸陵頭、内匠頭等と共に殿下を御休憩所に導き奉り、

一々實測圖に據りて近藤課長より説明申上げたるに、宮には熱心に御質問あり、次で此の日も炎暑の堪へ難きを冒して、親しく御陵候補地に向はせらる、候補地に於ては殿下自ら實測圖を御手にせられ、近藤課長に向ひて種々御下問あり、午後四時出張所に御歸還、諸陵頭以下を召して御協議あり、午後五時桃山發車御歸洛ありたり、諸陵頭、内匠頭の一行は四日夜歸東し、殿下には當分京都に御滞在、更に御陵工事御檢分相成る筈なりしも、大喪使會議の御用向にて、同夜俄に御歸京ありたり。

農商務省地質調査所長井上禧之助氏は、宮内省囑託により、飯塚技手を隨へて、桃山の地質を調査セリ。

閑院宮には五日御歸京、直に御參内相成り、宮中にて御待受中なりし伏見總裁宮に御對顔、御檢分の結果巨細御説明あり、それより兩殿下には皇太后陛下に御對顔、御陵地たるべき桃山千疊敷附近並に御陵域全般の御設計に關する御復命あり、午前十時三十分天皇皇后陛下青山離宮より出御、兩殿下には表御座所に於て兩陛下に御對顔、詳細なる御復命あり、兩陛下並に皇太后陛下には兩殿下の言上ありし御陵地域並に御設計全般の御裁可を與へさせ給ひ、其の趣副總裁渡邊宮相に傳へさせらる、兩殿下には正午宮中御退出あり、渡邊副總裁より御陵に關する御裁可の次第を大喪使評議員一同に傳達したり。

翌六日、官報號外を以て左の告示を公にせらる。

告示

來る九月十三日、十四日、十五日大行天皇の大喪儀を行はせらる

大正元年八月六日

宮内大臣伯爵 渡邊千秋
内閣總理大臣侯爵 西園寺公望

大行天皇の陵所左の通り定めらる

京都府紀伊郡堀内村大字堀内字古城山

大正元年八月六日

宮内大臣伯爵 渡邊千秋
内閣總理大臣侯爵 西園寺公望

桃山地鎮祭

七日、山作部長山口諸陵頭、片山内匠頭、并に大喪使事務官山本内匠寮技師等は、御陵所工事監督の爲西下したり、十八日夕に至り、御寶壙の土工完成し、十九日莊嚴なる地鎮祭を行はせらる。

此の日午前三時、御祭式奉仕の官幣大社稻荷神社宮司大貫眞浦、禰宜桑田孝恒、主典氷室銃之助、同森守信、同羽倉信義の五氏、社務所に參籠して齋戒沐浴し、午前五時を報ずるや、氷室主典は神用器具の監督役を率ゐ、羽織袴の扮装にて神社を出發し、先づ大喪使桃山出張所に至り、次で大貫宮司、桑田禰宜、森、羽倉兩主典等俣を聯ねて六時半出張所に到着す、かくて氷室主典外二名は御寶璽を距る約一丁の山下にて着衣を改め、祭場装束の準備をなし、少くありて大貫宮司外三名は九十九折なる御陵道を伏見憲兵隊員に護衛せられて着衣席に到着す、此の時地無祭舉行の爲に、人夫は祭場より程隔たりたる地域にありしより、祭場附近は森閑として神代の如く静まり返りつ、時に幽鳥の聲の聞ゆるのみ、神々しきこと言はん方なし、大貫宮司、桑田禰宜及び三主典均しく烏帽子を着し、淨衣、指袴、淺香を用ひ、白丁これに従ひて千疊敷を進みゆく、此間數十の警官萬一を警戒す、遙に祭場を拜すれば御寶璽の左方一間の地に、天幕を掩ひて大喪使事務官席となし、其の右に幅一間半長さ三間の幄舎ありて、神饌所、祭官控所に充てたり、既にして神職一同祭場に着して祭官控所に入り、八脚臺唐櫃は神饌所に安置せられ、桑田禰宜以下三主典起ちて御寶璽の周圍方五間一尺五寸に清淨なる葉附の青竹を樹てしめ、七五三繩をかけ、四手を垂れ、其の前には長さ五尺、幅二尺の八脚臺を簀薦の上に安置し、祭官控所に隣接せる神

饌保管所にも八脚臺を置き、唐櫃に奉安せる神饌七臺を安置せり、午前九時山口諸陵頭大喪使事務官席に着すれば、神職は祭場前に着床す、滿場間として聲なし、祭場より保管所に至る間に桑田禰宜、氷室、森、羽倉の三主典は各間隔を保ちて神饌七臺を傳奠す、偕祭場に安置せる神饌を拜するに、洗米、神酒、饗節、干鮎、昆布、平荒目、桃梨等にて、いづれも宮内省よりの命によりて大貫宮司の調進したるものなり、宮司は此の時靜かに起ちて徐々御寶璽前に進めり、先づ懷にせる祭詞と記せる奉書包みを取り出し、三進して祭詞を白す、音吐朗々、古城山に澄み渡りて、鳥も翼を收め草も木も首垂たるゝかと思えたり、此の祭詞は最も神聖なるものゝ由にて公にせらるべきものに非ざれど、洩承る所によれば、其の御意味は大地主神、埴山姫神、産土神に對し、大行天皇の御陵を此の地に設け、齋鋤、齋鋤を用ひて土石を平けくなしたるにより、神饌を供しまゐらせつゝ、御陵の奥津岩根の末までも、日夜守護なし給はんことを告白したるものなりとぞ、祭詞を奏し終れば、神饌を安置所に傳撤し、こゝにて御式は滞りなく終了せり、時に午前九時三十分

九月四日、午前七時久禮大佐宮には、桃山に向はせられ、深草歩兵第三十八聯隊本部に御休憩の後、九時大喪使桃山出張所に赴かれ、梶田、林兩大喪使書記の詳細なる説明を聞き召れ、次いで陶山御附武官等を隨へ、御徒歩にて先づ新設プラットフォームより爪上りに御陵

道を辿らせられ、祭場前の廣庭に出で、森嚴限りなき寶墳附近の老松を仰がれ、拜殿に進みて寶墳上の御須屋に入らせられ、篤き御寶墳の御檢分あり、次いで千疊敷なる御陵誌彫刻場に入らせられ、御陵道を再び桃山道に出で、山本大喪使事務官の先導にて、プラットホーム中央御假屋の構造より、靈柩を葱華輦に移し奉る方法、並に御名代御代拜、皇族以下の休憩所幄舎等の説明を聞き召され、一時半深草聯隊に歸らせられたり。

山口諸陵頭、片山内匠頭は桃山御陵所竣工せしに就き、五日實地調査の爲桃山へ出張せり、又古賀警保局長は、四日京都着、大喪使桃山出張所に到り、御陵警備上の説明を聴き、御陵道御陵地警備の状況を視察したり。

原内務大臣は、鐵道院總裁の職務を兼ね、桃山御陵檢分の爲め、山之内鐵道院理事、小橋衛生局長、安東防疫事務官、水野地方局長、高橋秘書官を隨へ、九月九日京都着、直に桃山驛に到り、山之内理事、長谷川西部管理局長の先導にて、新設の陸橋を渡り、鐵道院作製の桃山驛附近地圖を見て説明を聞き、構内の諸建築物及び葱華輦所内を仔細に視、御假屋に至る、松島保線課長は四名の人夫をして假靈柩を押さしめ、假靈柩のスルク／＼と滑らかに廻轉臺に乗る作業を爲せり、斯くて一同は廣場より御陵道に差しかかり、兩側に着手中の御裝飾を眺めつゝ廣庭に出で、齋場殿に至れり、其の間山本大喪使事務官より一々

説明を求め、直に傾斜鐵道の試運轉を行ひしが、甚だ好成绩なりき、それより更に寶墳を拜觀して、一同下山、赤十字社出張所に立寄り、即夜京都を経て歸京せり。

桃山祓除式

祓除式の御儀は、山陵儀式中最も嚴肅なるものにて、此の御儀式を終らせられざる間は、山陵として未だ十分の形式を備ふるものにあらず、此の御式を了ると共に山陵の尊嚴を生じ、五位以下の者は決して靈域に近づくを許されず、斯れば大喪使に於ても此の嚴かなる御儀式を掌る神職に就き、佐伯掌典入洛人選の結果、稻荷宮司大貫眞浦氏に此の光榮ある職を命じたり、されば大貫宮司は、奉仕の神職同神社禰宜桑原孝恒、主典水室銚之助、同違藤知足の四氏と共に、十一日より齋戒沐浴して社務所に參籠し、十二日午前七時、水室主典は大喪使桃山出張所に先着、御陵内なる御陵番所に入りて裝束を改む、此の時注連繩を繞らせる御櫃は四人の白丁に依りて昇れつゝ、靜かに御陵番所に入り、少時休憩の後、水室主典は四人の白丁を伴ひ、大鳥居を経て祭場殿の傍らなる山徑を辿れり、仰ぎ見れば松林鬱として秋の狭霧の淡く立罩る間に、白衣の神職の畏みて參り上る状いと神々し、斯くて水室主典は御須屋前の平地に着し、四人の白丁が素菰を敷きたる上に、高さ三尺長さ

五尺幅一尺の白木の八脚高卓を置き、大麻を立つ、席は東西兩側に設けられ、東側に四脚の椅子、西側に二脚の椅子を配せり、東側は即ち神職の席にて、西側は大喪使事務官の席たり、午前九時半、大貫眞浦氏以下二名は御陵番所に到着、直に一同淨衣、指袴、烏帽子、淺沓を用ひ、大喪使事務官の着するを待ち受けぬ、聽て大喪使事務官岩倉具張公は、梶田大喪使書記を伴ひて同所に着し、祭場殿の傍らなる間道を傳うて御須屋前の式場に列せり、桑田禰宜以下の各主典は起立して、式場前に千鳥形に進み、遠藤主典は水野調度員より大麻、洗米、鹽、切麻を順次傳供して、八脚臺に安置せられたる三寶の上に一々之を供へて着席すれば、大貫眞浦氏は八脚臺の前に進み、頓首九拜、桑田主典より大麻を受取りて四方を被ひ了り、靜かに畏みて奉書紙に記されし祓詞を奏し、了りて拜禮、寶壙の傍に至り大麻の被したる後、洗米、鹽水、切麻の行事をなして穢れを被ひ淨め、更に八脚臺の前に歸り、洗米、鹽水、切麻を撒きて再び諸々の穢れを祓除く、此の時桑田禰宜、宮司の前に進み出で、一揖しつゝ大麻を受け、大貫宮司は寶壙に禮拜して退場す、次いで大喪使事務官神職一同は山簀を辿りて歸路に就き、桑田禰宜と氷室主典とは御祭場殿に至り、御須屋前の式場に於けると同じく、白木八脚臺を置きて前同様の式あり、桑田禰宜祓詞を奏し、午前十一時御式滞りなく相濟みて一同下山せり。

御陵誌並埴輪

御寶壙に藏め奉るべき御陵誌は御蓋石とも伏見總裁宮の御染筆に成り、「伏見桃山陵」の御筆蹟御見事にて、八月三十日、千疊敷の石工場に到着し、直ちに御彫刻に着手し、九月六日、全部拓本とも出来上れり。

御陵鎮護の爲奉安すべき埴輪四體は、東京帝室博物館の歴史部長三宅博士を始め、高橋、關、和田諸氏の手にて調査考證の末、古代の埴輪式に藤原時代の武將を象ぐることとなり、吉田白嶺氏に命じて謹製せしめ、九月五日の夜に至りて全部出来せり。

御陵工事完成

伏見桃山御陵工事は、九月十一日に至りて土工、建築悉く竣成し、全般の御裝飾も十二日早朝には完成の運びとなれり、記者は同夜山本大喪使事務官の先導により、完成せる御陵工事拜觀の榮を得たり、桃山驛新設プラットフォームを始め、中央の御假屋、幄舎御休憩所等は美しく掃き清められ、一面に敷き詰められし小砂利の上には一點の塵も止めず、見るからに先づ清々しき心地とする、プラットフォームを北に出づれば直に廣場なり、廣

場の兩側には有資格者奉迎送所の假屋を取設けあり、其の前十數歩を出で、靈輦の御通啓を仕切りたる欄を北に長く造り、之を併行して黒の角捧を疎らに建て、黒白の布を波形に飾り、三十間毎に建築したる電柱は悉く黒布を以て捲きたり、廣場を北に行き盡したる所に青竹を圓く束ねたる美事なる幔門あり、これより御陵道は東に折れ、約二十分の一の勾配を以て御陵前に進む、蒲鉾形に土を盛りたる上に、小砂利を堅く敷きつめたれば、踏み心地のよきこと此の上もなし、兩側犬走の上には麻幕を一面に張り、電燈、御紋章入白張提燈、白布の大幡、白と柑子色の布を合せたる小幡、花環等を以て裝飾を施されたれば、崇高なること限なく、殊に電柱の上には四百燭、白張提燈には五十燭光の白熱電燈を點じたれば、晃々として白晝の如し、一步々々御陵前に近くほどに、爪先上りの御陵道は緩き彎曲をなし、左右の竹藪に夜の風習々々吹き渡り、草の根に集く蟲の音いと哀れ深く、竹藪の途切れたる間より南の方を見れば、暗きがなかに宇治木幡あたり、村家の火明滅して感慨更に深きものあり、間もなく御陵前廣庭の西幔門前に達す、其の右手には長き三棟の食堂並び建てり、入りて之を見るに、高等官の食卓二列は、悉く白布を以て捲はれ、長き腰掛には柔かき敷物を當て、判任官の食卓は素地のまゝにて、腰掛は高等官のご同じく、別に小輩の食卓ありて、腰掛は凡て板張りなり、盛付場、料理場等も用意悉く成り、中

の大仕掛なり、去つて左手なる御名代宮殿下、御代拜宮兩妃殿下の御休憩所を窺へば、床の絨氈、御轉床其の他の用意も略整ひ、御手水所、御便所等もいと清らかに調らへられ、其の裏手には御馬車舎、馬繫場等葭簾圍にて造られ、見終つて幔門を潜れば即ち御陵前の廣庭となる、廣表二千坪、十基の大白熱電燈に照出されたる此の廣庭のいかに清々しく美事なるよ、廣庭を繞れる周圍の年古りし木々の葉色のいかに艶はしきよ、南方の小さき御門の東手には新に成りし丸木八本足の御靈輦を納め奉るべき鞘所あり、數名の巡查佩銀を鳴らして其の邊をいと嚴かに守り居たり、頭を廻らして北の方を仰げば、一段高き所の玉垣の内に左右二棟の帷舎、更に一段高き所に二重の玉垣を隔て、御拜所、祭場殿、神饌所、祭官詰所、奏樂所等建ち並び、御拜所の前に神宮式白木の御鳥居雲を摩して建てるを見る、これ御敷葬當日最も重き御儀式を取行はせらるゝ所にして、既に神在せる如き心地ぞしたる、歩を進めて御鳥居間近くより御祭場殿内の御模倣を拜するに、御祭場殿には素銅を以て裝飾されたる二枚の大扉ありて、半ば開け放たれ其の中央に二條の軌條敷設しありて、前方に御靈柩を奉安する二脚の大床子が大地に確と取付けられ、其の向ふに輕運車が白布を以て掩はれたるまゝ置かれたり、靈柩を寶櫃に移御し參らすべき傾斜軌道の下端は、御祭場殿内より僅に窺ひ得らる、去つて寶櫃の御模倣を拜す、既にこれ神祕の域なり、傾斜

軌道を上り盡して敷間を進めば御寶塚なり、周囲は四角に地を限られ、緩く斜に切り取りたる丘腹には芝を植ゆ、御寶塚上の御須屋は檜皮葺にして、軌條は御寶塚の最後端まで敷設されたり、御寶塚は非常に深く、新しき板を以て上部を掩ひ盡し、唯周圍に充填し參らせたる木炭のみ窺ひ得らる、一箇の重量七百貫を算すといふ、御蓋石七箇は鏡面の如くに磨き上げられ、寶塚上の北側に三枚南側に四枚積み重ねあり、御須屋内の御靈柩を御寶塚に奉安する設備は實に複雑且嚴重にして、當日御靈柩を軌條により御須屋に移すと同時に、八字形に組み合せる三基の柱脚の上部に取付けある三箇の滑車を通じて、鐵線を御靈柩にかけ參らせ、ウインチスにて之を上方に引き上げ、其の間に軌條を手早く撤却し、終つてウインチを徐々ご解き御靈柩を御寶塚内に奉安すべき都合にて、其の設計いかにも巧に出來せり、拜し終りて御須屋前より南方を望めば、夜色暗澹、燈火の點々たるは宇治、醍醐あたりにもやあらん、空に薄墨を流したる如く見ゆるは同じ村の山々なり、晝ならば定めて好き眺めならん、風収まりて御陵を守る常盤木の森靜に、小柴の中に千々と鳴く蟲の音身に染みて、只崇高の念の加はるを感ずるのみなりき。

御陵名告示

九月十五日午前七時、明治天皇の斂葬式終了に就き、渡邊官相は畏き邊に奏上し、左の通り官報號外告示第六號を以て、御陵名を公示せり。

宮内省告示第六號

明治天皇の御陵名左の通り定めらる

伏見桃山御陵

大正元年九月十五日

宮内大臣伯爵

渡邊

千秋

(九月十六日)

御陵守選任

京都府の取扱に係る管内舊官家士族にして、桃山御陵守に御用命方を出願したる者百餘名の多きに達し、宮内省は九月十八日附を以て左記二十名を御陵守に名譽職として選任の旨、京都府に通達ありたり、是等御陵守は爾後數名宛交代にて勤務の事となれり。

上京區舊官人鈴鹿正靜、大島友愛、大隅正經、川越正勝、河合雅輝、小島重教、小森政直、寺崎正之、畑道明、小林治猷、前大路承光、小野澤基榮、小島秀次郎、丹羽博親、安平治良之助、加治和三郎、下京區水口卓哉、六角敦陳、松本宗陽、愛宕郡三角有經

御斂葬の事

誄辭

維れ明治四十五年七月三十日。

明治天皇東京宮城の便殿に崩りたまひ。旋りて正殿に殯し。粵に大正元年九月十三日禮に循ひて

座を伏見桃山の陵に遷させたまふ。鼎成りて歸らず。己に象物を陳し。愁日竊冥。慘雲陰鬱たり。同軌奔りて龍輅を輓き。群黎戀ひて鳳紼を瞻る。微臣等分は宜しく茂を騰ぐべし。業は觚を操るに在り。謹みて哀誄を製りて。恭しく鴻謨を述ぶ。其の辭に曰く。乾靈國を授けて。四方に照臨し。萬世一系。皇統悠長なり。朝綱紐を解きて。群陰陽を剝し。外患も亦迫りて。乃ち尊攘を唱ふ。於鏖

天皇。維れ神維れ聖。丕基を續承して。景命に赫應し。龍興り雲從ひて。大柄を光復し。五誓昭昭。誕に王政を敷き。禮樂兵刑。宜に隨ひて釐正したまひき。中興以後。庶績維新。教化早く敷きて。材を培ひ倫を叙で。外は則ち國を開きて。交を修め隣を

善し。内は大憲を制して。上下心を一にし。既に庶にして且つ富み。文質彬彬たり。海外兵を用ひ。義に仗て赫怒し。師貞し。武揚りて。疆土を廓開し。峻徳明明として。寰宇に光被せしかば。國運運昌にして。中外祐多かりき。堯日舜風も。烏ぞ比數するに足らんや。皇謨宏遠。深く驕盈を戒め。荒なく怠なく。祖に法りて精を勵まし。天行乾健。聖學深闊。最も辰藻に富ませられ。物に託けて情を抒べたまふ。篇篇訓誥。大雅正聲なり。君を以て師を兼ね。民を愛むこと子の如くなりしかば。民は深仁に浴して。怙恃に依るが如く。方に祈る壽康にして。永く繁祉を賜ふを。遽に培暉を掩ひ。奄ち玉几を捐てたまはんとは。烏號して空しく弓を抱き。孺慕して妣を喪ふが如し。嗚呼哀哉。龜謀吉を厭じ。節は中秋に近し。靈輶言に駕し。日暮れて輶を展ぶ。哀仗遲遲として以て列り。縞旛悄悄として其れ怒ふ。笛聲の蕭瑟を動かして。輦路を細怒に望む。嗚呼哀哉。鬱鬱たる桃山。壽宮寥遠たり。雲帷深く封じて。玄扉靜に闔せり。神靈を高天に仰ぎて。冠劍を大隧に藏む。龍髯を攀ちて而して追ひ難く。天顔の永く秘るゝを慕ふ。嗚呼哀哉。神器託あり。王臣匪躬。恢宏を思ふて式て慮を殫し。報効を期して用て忠を盡さん。巍巍として盛哉聖徳。蕩蕩として大矣神功。貽謀を垂れて日星掲ぐるが如く。餘烈を傳へて天地無窮ならん。嗚呼哀哉。(九月十三日所載)

維れ大正元年九月十三日、掛巻も恐き中興聖主明治天皇の大喪儀を青山葬場殿に行はせられ、翌十四日龍輜西に幸して、伏見桃山の御陵に鎮りたまふ、秋風已に動きて、雲樹棲を含み、仙馭將に飛んとして、旌矛列を成し、友邦の使節、縞素して緋を執り、率土の臣民、攀號して駕を送る、哀しとも痛しとも申すべき言の葉を知らず、謹んで此に誄辭を掲げ、大喪儀の御模様を記して後昆に傳ふ。

靈代奉安

明治天皇大喪儀の三日間は、あはれ風伯雨師も心して、天地靜に萬の障なからしめよとは、億兆蒼生の祈る所なりしが。日月流るゝが如く、早くも九月十三日とは爲りぬ、曉には日影さしつるに、十時頃より空雲りて今宵の天氣如何あらんと見えしが、程なく晴れ渡りたるは、明治天皇の御遺徳も申し奉るべく、將た又天人感應とや申すべき、扱も大喪儀の御式は、靈代奉安より始めさせたまふ、當日午前九時、宮中桐間を權殿とし、靈代奉安の御儀を行はせられたり。

靈代奉安の御儀は、今畏くも日を限りに、殯殿を出でまし給ふ明治天皇の尊靈を神籬に遷し奉りて、永く宮中に留め奉らんとの御式なり、初め大喪使事務官は、内陣の左右後三面

に、白色帛の壁代を作り、前面には白色帛に同じ色の紐附きたる御幌とて、暖ある短き幕様のもの、並に白綾もて縁取りたる御簾を垂る、斯くて其内陣上段の中央には、御濱床とて、厚さ一尺、一丈四方ばかりの臺を据ゑ、其の上に御疊二枚を敷き、其の上に更に赤錦の縁取りたる、白綾の御茵を敷き、茲に神籬を奉安す、神籬とは幣を申に挟みたるもの、下様に申す御幣の意にして、此に尊靈は宿らせ給ふなり、斯て御扉を閉ぢ、御前の左右に、白色の細布にて金色の燈籠を吊り、火を點じ、御扉の左右には、木綿懸けたる眞禰を樹つ、斯て午前九時四十分、衣冠單に卷纓の冠を戴き、黒椽色の袍鈍色の布單奴袴を着け、帶劔して鈍色黒骨の扇を携へ、烏皮覆を穿いたる水野、吉田、市來、牛塚、大木の五大喪使事務官出で、着床す、次に衣冠單を着たる祭官長鷹司公爵、正親町、萬里小路兩祭官副長、大原伯、勸修寺伯、飛鳥井伯以下の各祭官を隨へて着床す、續いて宮内勅任官、宮内委任官總代各二名、明治天皇側近奉仕の高等官、同待遇明治天皇の御親戚たる華族總代、二條九條、兩公爵、及御達例中の拜診醫岡侍醫頭、青山、三浦兩醫科大學教授、西郷、相磯以下の各侍醫着床す。茲に於て、祭官進み出で、御簾を褰げ結ぶと同時に、伶人は笙箏架の音も蕭條に、盤沙調の宋明樂を奏す、此奏樂の裡に祭官副長等は、海の物、山の物十六臺の御饌と、柳宮に納めたる錦紅白帛倭文、木綿、麻の幣物を奠し終り、次に鷹司祭官長は進み出で、尊靈を此

處に移し奉り、御儀幣物を奉り、安らかに開食せこの意味の祭詞を奏して退下すれば、天皇陛下には、御正装に喪章を附し給ひ、戸田式部長官、渡邊宮内大臣の御先導にて出御あり、其の御後よりは侍従茜染平絹の御覆したる劔璽を捧げ、桂侍従長以下各侍従、中村侍従武官長以下各侍従武官扈從し、伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮椋彦王、北白川宮成久王、竹田宮恒久王供奉あり、次に喪服を召させられし皇后陛下には、一條皇后宮大夫心得御先導、女官を隨へ給ひて出御遊さる、御後より有栖川宮故熾仁親王妃重子、久邇宮妃倪子、梨本宮妃伊都子、北白川宮妃房子内親王、竹田宮妃昌子内親王妃重子、久邇宮妃倪子、梨本宮妃伊都子、北白川宮妃房子内親王、竹田宮妃昌子内親王妃重子あり。次に皇太后陛下には、御喪服にて女官を隨へさせられ、香川皇太后宮大夫御先導にて出御、三陛下順次御禮拜あり、次に親王、親王妃、王、王妃の御拜禮果て、供奉出御の如く入御遊ばさる、次に諸員拜禮を遂げ、伶人再び越天樂を奏して、幣物御饌を撤し、御簾を垂れて御式を終へさせられたり。

殯 宮 祭

靈代奉安の御儀終りて、間もなく午前十時には、殯殿に於て御名残の殯宮祭を執り行はせたまふ。

午前九時半頃より、山縣、大山、松方、井上、徳大寺、東郷などの大勳位、伊東、奥、井上の各元帥、西園寺首相、齋藤、林、松田、原、内田、牧野、長谷場、山本、上原の各大臣及び寺内朝鮮總督、大隈、土方、田中、板垣、山本、平田、大浦の各大臣待遇、並に親任官たる文武百官夫人を伴ひ、男子は大禮服正服に喪章を附し、夫人は喪服にて參集し、控所にて時刻の至るを待つ、一方殯殿に於ては、衣冠單に帶劔したる大喪使事務官五人、先づ着床し、次に鷹司祭官長は正親町、萬里小路兩祭官副長及び祭官等を隨へて逐次着床す何れも服装は衣冠單なり。

次に宮内勅任官、宮内奏任官總代二名、明治天皇側近奉仕の高等官、同待遇、明治天皇の親戚たる華族總代二條、九條兩公爵及び御違例中の拜診醫岡侍醫頭、青山、三浦兩博士外各侍醫着床し終れば、式部官の先導により、諸員參進し、本位に着く、此の時天皇陛下には、御正装に喪章を附し給ひ、戸田式部長官、渡邊宮内大臣の御先導にて出御、御後よりは、侍従劔璽を捧持し、桂侍従長以下各侍従、中村侍従武官長、各侍従武官隨ひ參らせ、大喪使總裁代見宮貞愛親王、及閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、久邇宮邦彦王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮椋彦王、北白川宮成久王、竹田宮恒久王各殿下供奉あり、皇后陛下には御喪服にて、皇后宮大夫心得一條公爵の御先導にて數多の女官を隨へさせられて出御、供

奉し参らせたるは、有栖川宮故熾仁親王妃童子、久邇宮妃倪子、梨本宮妃伊都子、北白川宮妃房子内親王 各殿下なり。次に皇太后陛下には、御喪服にて香川皇太后宮大夫の御先導にて出御遊ばされ、女官數多御後に候す。

樂人伶人の盤涉調の白柱を奏すると同時に、祭官簾を褰げ、御饌を奠し、紅白帛各一疋、白繩一疋、木綿一斤を柳宮に納め、幣物として之を奠し、鷹司祭官長の祭詞あり、天皇、皇后、皇太后三陛下の御拜禮に次ぎて、親王、親王妃、王、王妃の御拜禮あり、次いで三陛下には、供奉出御の時の如くにして入御あり、次に諸員拜禮を終ると共に、再び奏樂裡に幣物御饌を撤し、簾を垂れて、御式を終らせられたり。

輜車發引

今し長にへ返らせ給はぬ行幸に出で立たす大君が、在所かりし御世の稜威を宛らに、午よりに夜に掛けて耀き渡りし天津日も、既に居隠らひ、御堀沿の松陰を洩るゝ燎火の光のみ仄明う見えたり、午後七時愈御輜車御發引に程近しと、大勳位、親任官、大臣待遇、親任待遇、貴衆兩院議長は宮殿東一二の間及び左廂に、勅任官、同待遇、公爵以下有爵者、朝鮮

貴族從四位、勳三等以上有帶勳者は東御車寄前幕舎に、高等官五等以上の奏任官、貴族院議員、衆議院議員、帝國學士會員、道府縣會議長、東京市長、東京市會議長等は宮城正門前天幕に、それ／＼參集す。此處に參集せる人々金帽相映じ、繡服相さやぎ、眼も眩せんばかりの有様にて、想ひは左腕に纏ふ喪章の一齊なるご等しく、哀悼悲愁の極、暗涙の面を見交すのみなるも理なり、殊に外臣にして參集の列に在る者、先帝に咫尺せしと覺しき人の眼をしばたく様、殊の外殊勝にも見えたりけり。

時移りて七時二十分、尊き靈柩を納め奉るべき御輜車は、奉仕の大喪使事務官、牛飼長以下を督し、御車寄に特設したる白木方形の御輜車寄に附しある二條の階段の間を割り、後ろ様にひたと駐めて、御簾を巻きいざ遷りまさんとする御靈柩を納め奉るべき用意を終りて差控ゆ、颯て七時三十五分、二重橋外に控へし鹵簿先驅の警部、警視總監、海陸軍儀仗兵は行進を起し、七時五十分蓮池の邊より、主馬寮前に互りて列次せし宮内書記、仕人、内舍人は、鈍或は橡の素袍、關腋を着し、松明暗く黃白の簾など奉仕せる者、若くは徒手の者、何れも進行し始め、東車寄の大喪使事務官を列次に加へつゝ、二重橋を廻りて儀仗隊の後部に跟随す、大稜威を象りたる日像月像の簾は松明篝火明けき夜の空に飄り、之に續き鷹司祭官長以下の祭官、樂長以下の樂師、又順次に入りて徐行せり。

先驅先づ動く

是より先き、殯宮に奉侍せる明治天皇側近奉伺の高等官等は、殿裡より御車寄までに敷詰めし磨けるが如き樞白木の垣道に、大御靈柩を遷し參らせ、御劔奉持の御役を仕うまつれる米田侍従は、脂燭を兼持し、左右に立列ぶ、大炊御門石山兩侍従職勤務の外は、悉く雪より清き四條の御拂に縋り、せぐり來る涙を抑へ、悲き御別の聲を吞みつゝ、伏目勝に前行せる戸田式部長官、渡邊宮内大臣の後に立列びて、肅々として歩みを運べば、靈柩は徐ろに御車寄の方に動き出でさせ給ふ、素より莊嚴極りなき御儀とて、仕ふる人々の耳には、靈柩の垣道を迂り出させ給ふ音のみ、身に染むばかりに聞え、目には只神々しき大氣の裡に、仄めく脂燭の影ばかりさやかにしなるべし。

斯くて靈柩の御車寄まで出御あるや、先に御輜車を駐めて卷簾を奉仕せる大喪使事務官は、御拂を執れる明治天皇側近奉仕の高等官より靈柩を受け、御輜車の内に移し奉れば、番侍従は恭しく進み寄りて、御靈柩の首位に安置せる御案に、捧持の御劔を奉安し、(大炊御門、石山侍従職勤務)又兼持の脂燭より、淨火を松明に移し、之を内舍人に授け終るや、正八時御發引合圖の號砲の轟と響き渡るに連れ、樂師が一齊に仕うまつる盤渉調の道樂は、悲哀を添ふるが如く起りて、靈輜は御車寄を離れ、四十五年の久しき、御稜威を離かし給ひし大宮を御名殘惜くも進御せさせ給ふ。

進御に連れて哀しき道樂の奏せらるゝ間を靈輜は、と餘音長く響きて軋り出でしが、淨火を點ずる車側の松明の火光、輦前を飾る御杖章繫ぎの金具に映えて赫奕たるなど、靜けき御儀の中にも、尊き御有様ぞいみじかりける

斯くて靈輜は、衣冠軍、帶劔、素服を加へ桐杖を執れる渡邊宮相、戸田式部長官、日野西、清水谷、北條、日根野、米田、東園、河鱈、松浦の各侍従、大炊御門、石山侍従職勤務、扱は御挿鞋役の澤慈光寺の兩侍従を近く前後左右に従へさせ、正裝正服眩まばかりの陸海軍大將東郷、奥以下、亦外側に従ひ、徐々として御道筋を打たせ給ふ。

天皇陛下は是より先き大元帥の御正裝に御喪章を纏はせ給ひ、桂内大臣以下扈從を承り、内葬門より賢所を通御、三角門を經、先帝の御由緒最も深き振天、會寧、建安の三府を過ぎらせ給ひ、豫て鐵橋外南側に設けさせ給ひし御幕舎に入御あり、皇后、皇太后兩陛下も、同じく此處へと急がせ給ひ、各皇族殿下も、亦其の御後に隨はせられ、靈輜の通御を拜送あらせ給ふ中にも、皇太后陛下には、葬場殿の行啓を御見合せあり、今を限りの大御別れを、茲に惜ませらるゝこととて、最と打濕りたまへる御氣色にてぞおはしまし。應て靈輜は七頭の靈牛の歩み遅々として通御あるを、天皇陛下には舉手の御軍禮にて奉送あり、皇后、皇太后兩陛下を始め、各殿下は何れも最敬禮に御見送りあらせ給ふ、斯くて

三陛下奉送あ
せらる

御靈輦は八時十分云ふに、石橋を迂りて宮居の外に出でさせ給へり。靈輦に續きて、藤波主馬頭、九條侍從職御用掛、衣冠單帶劔素服を加へ桐杖を執つて従ふ、背後より中村侍從武官長以下侍從武官等正装して徐行すれば、次で天皇御名代閑院宮殿下には、御正装に喪章を附せられ、左右に近衛佐官を従へて御通過あり、次いで大喪使總裁伏見宮は、御喪服を召し、桐杖を左手に執らせらる、奉送あらせられし三陛下は、一旦還御ありて、暫くにして天皇皇后兩陛下には、半藏門より青山の葬場殿へ赴かせ給ひしが、皇太后陛下のみ宮居の内に垂籠めさせたまふ、あはれ此の一夜を如何に明したまふらんと想ひ遣り奉つれば、潜然として涙の下るを覺えず。

是より先き七時四十分、二重橋の邊り、仕人の捧げ持つ松明か、あらぬか、燈火の影揺ぐと見る間に、安樂警視總監の指揮する先驅の供奉十四名は、早や馬場先門に差し掛りぬ、槍旗を捧げる近衛騎兵、赤帽白衣の陸軍軍樂隊の次は、即ち近衛第一旅團司令部、同じく一二兩聯隊にして、赤帽赤衣の海軍軍樂隊、海軍儀仗隊二箇大隊之に續き、鉦を逆まにしつゝ、肅々と進み行く様、足音さへ打濕りて、敵を怖れぬ強者も、今日のみは心進まず見えけり。

正八時一刻も違へず、靈輦は御出門、合圖の號砲暗を貫くと共に、司法省側に整列せる近

衛師團の弔砲百一發、殷々として天を震はし、轟々として地を揺がすほどこそあれ、鈍色布衣の仕人が捧げ持つ松明、鼓、鉦、白旗、黄旗、胡籥、楯、棹、月像幡、日像幡、御弓櫃、大真禰、御饌櫃、御幣櫃の打續きて過ぎ行けば、早や心待たれし靈柩の影、夜風に揺ぐ篝火の彼方仄かに拜まれ初めぬ、衣冠單佩劔せる芝樂長の指揮の下に、三十名の謹み奏でる萬秋樂の調、悲しくも痛ましく聞え、哀音腸に沁みて聽かるゝ程に、身は千仞の谷深く陥り行く心地して、焚き連ねたる篝火さへ慄きてぞ見えし、式部長官戸田氏共、宮内大臣渡邊千秋は、左手に桐杖を執りて露拂ひす、次に御牛の歩も濕めやかに、靈輦は一軌りく、馬場先の御橋に掛らせ給ひぬ、夕顔型の屋根なる御屋臺、栗色漆塗の網代、金色燦たる御鋌釘、神々しさ言ふばかりなきを、與、井上、伊東の諸元帥、黒木、東郷の諸大將等、孰れも百戦老功の古強者の御側近く跟從し參らすなりけり。

嗚呼哀きかな、聖徳無量、明治天皇の尊靈は、今ぞ吾等の前數歩の處を過ぎさせ給ふ、さしも警官の制止を聽かず、打さよめきて人雪崩を打ちし群衆は、寂として聲を飲み、只柏手して恭しく御車の轍を伏拜むのみ、此時此景、有情のもの誰か熱涙の滂沱たるを禁し得べきぞ。馬場先御門通を誰か凱旋道路とは申しつる、御輦路の御名にも従ひまつる二十四の勇將が名にさへ、思出は殊に深きぞかし。豈思はんや、當時龍顏麗しく凱旋式に行幸ま

し／＼しを仰ぎ奉りし身の、今茲に靈輦を送り奉らんとは、鹵簿は愈進みませり、衣冠單帶綴せる侍從職幹事九條公爵、正装に喪章せる中村侍從武官長、侍從武官の過ぎたる後は舍人の捧げ持つ松明に輦路を照しつゝ、天皇陛下御名代開院宮載仁親王殿下は、千田中佐山田少佐を左右に従へさせて、御運び穩かに歩ませ給ふ、御衣冠の大喪使總裁伏見宮貞愛親王、靜かに續かせ給へば、次には御丈高き東伏見宮、伏見若宮御並ひあり、次に大佐御正装の久邇、梨本兩宮、赤帽の朝香、東久邇、北白川、竹田の各宮、李王御名代李弼公各御附武官を従へ、威儀肅々と従はせらる、後は燦たる金服の塔列と云はん、御不豫中玉體を拜診し奉りし青山、三浦兩博士各侍醫を始め、大勳位、内閣總理大臣、元帥、朝鮮總督各大臣、大臣待遇、陸海軍大將、特命全權公使、樞密顧問官、拓殖局總裁、關東都督、次は勳一等公爵、従一位高等官一等、公爵、高等官二等と云へる順序に、金色眩ゆく續きたり、貴衆兩院正副議長及び燕尾服の兩院議員、帝國學士院會員、東京市長、各府縣會議長、東京市會議員、其の後に列なる陸海軍諸兵指揮官川村大將以下幕僚及び近衛師團、海軍儀仗隊、近衛歩兵第二旅團司令部の進み行けば、各儀仗隊は步調悲し氣に後驅し參らす中に就き、ウインスロー中將の率ふる麥藁帽チャケツの英國水兵一隊、殊に目を惹けり、喜びも悲みも共に分たんとする同盟國の誼みなればこそ、斯くて鹵簿は九時五十分と云ふに、全

部馬場先の御橋を渡御あり、壕端を有樂門へと進ませ給ひぬ。

莊嚴なる鹵簿を拜し、奏樂に耳傾けし馬場先門外の群集は、目眩み氣奪はれて、數次返りまさぬ行幸の哀れを忘れたる風情なりしが、靈輦は既に肅々として、馬場先門外に掛り給はんぞす、世の常の行幸なりせば、鳳輦を輓ける駿馬の蹄の音さへ最と高く坐しますらんを、此は如何に悲哀なる駿馬に代はる正牛、副牛、其の體をこそ白絹に装ひたれ、頭を垂れ足を引きて、其の歩み最と遅く、追に宮居の方を見返り勝なるも哀れ深し、御牛に續ける御輦は、靈柩を載せたる御輦車なりけり、黄金色に耀ける環珞、栗色に研ぎ磨かれし網代の漆、威風は四方を拂ひ給ふ、開放したる日頃の鳳輦に、麗しき龍顔の拜し難きぞ憾なる彼の嚴しき御車の中には、神去りまし、明治天皇の靈柩在しますよと思へば、空こそ晴れたれ、見送り奉る民草に、露繁からざらめやは、涕泣して聲を吞むあり、拍手して伏し拜むあり、纏てその影の隠れ給ひし後迄も、水打ちたる様に靜まり返りしぞ道理なる、嗚呼此の憐れさは蟲ぞ知るらん、彼方の草の蔭、此方の道の端にすたく聲々の哀れさは、萬歳樂の響にもまさりて聞えぬ。

夜に入らば曇るべし雨もや降らんと氣遣はれたる天は名残なく晴れたれど、影淡き三日の月は、宵の間に消えて、星の瞬きも淋しく、初秋の夜色殊に深し、御道筋二十間毎に一千

進御

二百燭光の大アーッ燈を點し連ね、間々の高張隈なく樹てたれど、最後の御旅路を照し奉らんごてか、焰風無きに揺らぎ、光青くていと悲しげなり、靈輦は此の間を徐ろに進み給ふ、安樂警視總監御露拂を承り、槍旗を肩にせる近衛騎兵聯隊儀仗兵を第一とし、沓の音しめやかに續く、之に次ぐは軍樂隊、久しく封じ込めたる秘曲「哀の極」を奏し、調は短く音は低けれど、其の笛より、其の喇叭より、其の大鼓より、泣くが如く訴ふるが如く、沈痛悲壯の聲を起して、殆ど聴くに堪へざらしむ、前驅既に日比谷公園の南角を廻りても儀仗近衛の第一旅團の諸隊、尙肅々として馬場先御門を出てつゝあり、二重橋より青山御葬場までは第一師團の諸隊、地方部隊の大小諸隊陸軍諸學校際間もなく堵列せるが、哀れ陛下世に在しませば、秋高く馬肥えたる秋、豺狐幾萬、青山原頭に威武を輝かして、叡鑒を仰ぎ奉るべきを、今宵は永き御旅立の儀仗として、此處青山の原に送り奉る諸軍の悲や如何に、全軍慘として聲を飲み「哀の極」の哀音、唯り日比谷の空に漂ふのみ、八時、先驅處の門に差懸る時、靈輦靜に宮城を出て給ふ、御出門の號砲に續いて、分時弔砲轟き渡る間を、仕人の捧げ奉れる松明を頭に、美しく彩れる十臺の鼓、十臺の鉦、左右交互に捧げたる十旒の黄旛、十旒の白旛、二十の胡篳、二十の弓、二十の楯、而して小旛、ひらひらと吊さるゝ二十の梓、松明に映じて銀光冷かなり、彼の日像懸旛、月像懸旛の大旛は、

殊更高く捧げられたるが、進むに連れ揺らぐに連れ、金光燦爛として一入の莊嚴を添ふ、九時、前驅赤坂見附に近く頃、靈輦は徐ろに日比谷の森を廻りつゝ、御前に奏する道樂は畏くも朝廷の秘曲「萬秋樂」なり、笙、箏、篳篥、笛三管に鼓、大鼓、鉦鼓を加へ、破の盤渉調にて四部四調百四十の小節より成ることかや、調音低く緩かなれど、沈々たる夜氣を動かして靜に長く哀音を引けり。

九時五十分、先驅は進みて青山離宮御門前を通らんとする頃、儀仗隊漸くにして日比谷警視廳前を通過せり、鹵簿の長さ一里を越ゆること殆ど十町に垂んとす、靈輦は此の時赤坂見附に差掛り給ふ、萬秋樂は閑院宮伏見宮御庭の樹立に其の悲しき聲音を搖曳し、木と云ふ木、葉と云ふ葉、悉く之に共鳴するに似たり、木の下闇の叢に、秋の哀を鳴く蟲さへ、我が大君の靈輦を送り奉るかど哀れ深し。

蓮華斑の逞しき御牛ども、牛飼長の巧なる導きに、白絹の沓穿ちたる其の蹄を、歩々大地に踏耐へくつゝ御轡を引き奉る、武動赫々たる海陸二十八將、靈輦の左右を俯きながら護衛し奉る、日野西、清水谷兩侍從松明を執りて御前に立ち、十時五分と云ふに、先驅青山葬場殿に着し、之に續ける陸海の儀仗兵、各豫定の位置に着きし頃、靈輦は牛鳴坂に上りりて、青山離宮の邊りを過ぎさせ給ふ、奥深き御庭は、幽に淡き電燈の光朦朧として、物

の氣色もなし、靈輦は細く低く一種言ふべからざる幽玄の響を残して、靜に軋り行、御後には長への御旅路の御召料たるべき御挿鞋恭しく捧げられたり、何れ神祕の色彩ならざるなし、斯くて十時四十分云ふに、靈輦は滞りなく葬場殿に着御、續いて聖上御名代開院宮殿下には、正装御漂々しげなれど、流石に打沈ませ給ひて御着あり、次で大喪使總裁伏見宮殿下、衣冠を正し、左手に桐杖を執り給へるが、夜氣素服に落ちて、御装束の御袖も重げなり、之に續きて各宮殿下、それくの御正装御正服眩きばかりに見上ぐれど、今日を限りの御名残に、憂愁に打沈み給はぬぞなき、後從志く大葬場に到着せるは十一時を過ぎたり、此の夜、御道筋奉拜の庶民、四方八方より屬至し、さしも嚴重なる警戒線さへ、屢突破されんとする有様なり、御道筋は更なり、之に通ずる大路小路、皆は小さき路次も、皆人を以て埋まり、到底御葬列を拜し得られざるべき沿道までも、宛然雲の如く群り、混雑一方ならざりしも靈柩徐徐として通御あるや、寂として水を打つたる如く、御道筋に近きものは靈輦を仰ぎて三拜九拜せり。

各國御名代使節先着

日は西山に暮れ、紺碧の空には星光疎に輝き、西の方夕照淡く残りて、絲の如き三日の月

低く、アンニヤモンニヤの樹上に懸れり、其の頃よりぞ遠近に燃ゆる篝の火漸く光を加へ、打駢ひたる道路の燈火は、物憂げに砂利の上を照らせり、一の鳥居を中にして、内には菊花の御紋章神々しき長提燈、葬場殿の奥に連り、外には正門に至る迄、兩側に黑白の幕打ち覆ひたる電燈の柱、林の如く打ち樹ち、其の下一面には、右に海軍將校、左に歩兵六十餘有、騎兵二十左右の聯隊旗を護して堵列したり。旭日の色鮮かなるもあれば、幾年の櫛風沐雨に打破れて、形だも留めざるも見ゆ、外には參人の群集、垣の外に十重二十重に打ち圍めり、孰れも肅然として咳きの聲をも得立て、打っ控へたり。

時は移りぬ、闇は野を覆ひて、夜風寒く打渡る、總門の内、一の鳥居の内外に參入を許されたるは、北は樺太北海道より、南は朝鮮、滿洲、臺灣の邊り集まりし人々なり、七時を過ぐるごと二十七分、馬蹄の響き曼々聞えて、先驅の槍騎兵四五、嚴かに權田原の方より入り來るに打續いて、金光燦爛たる御馬車の綺羅ひやかなるが入り來るを、何方の先頭を打たするにかと見上げ參らすれば、是れなん西班牙皇帝の御名代宮オルレアン、ボルボソ親王殿下なりける、御馬車砂利道を軋りて、横さまに葬場殿に入らせ給へば、後は又寂然たる靜黙に立返りて、華かなれども愛はしげなる電燈の光のみぞ輝きて見ゆ、之に續きたるは大隈伯爵なり、嗣子常信氏と家従とに扶けられて入り來る、次に諾威特使、巴西特

使、和蘭特使の入り来るあり、松方侯夫妻、徳大寺公爵、引續きて先着す、兎角する間に、殷々たる砲聲、宮城の方に聞えて、早御葬列の出でましたるぞと奔めき合ふ中、コンノート親王殿下の御馬車は、前後に槍騎兵に護せられて入り來りぬ、葬場殿前の幄舎には、追追に人々立籠めて、滾々と溢れて流るゝ御手洗の水の音清げなるに、手洗ひ口漱きては入り來る頃、先着のすべては到着し、マクヂシヤの音は益繁きを加ふ、何の音とも知らぬが、遠くより轟き渡りしより、素俄こそ御發輜ぞと、人々延上りて迎へ參らす。

兩陛下御先着

各國使節の參入後、間も無く天皇、皇后兩陛下は、午後八時三十分、御同列にて宮城御出門、天皇陛下の御陪乗は、桂侍從長、皇后陛下の御陪乗は、吉見女官執も承はり、權田原門より、鹵簿嚴かに御參入あり、第一神門より左に折れ、先着の諸員の奉迎を受けさせられ、葬場殿左側の便殿に着御あらせらる、皇太后陛下に於かせられても、先帝と最後の御別れなれば、是非とも行啓あらせられん思召なりしが、連日の御疲勞甚だしきより萬一を慮り、侍臣より強いて御引留申上しより、是非なく思ひ止まらせ給ひ、急に竹田宮妃昌子内親王殿下を御名代として參列せしめ給ひ、同宮は兩陛下と御同列にて參入あらせられたり。

靈輜青山御着

前驅見ゆこの警報傳はるや、總門前より青山通りに整列せる、右側各師團の代表部隊たる、各聯隊旗指揮の各隊は「氣を付け」の號令と共に不動の姿勢を執り、左側に整列せる海軍各艦團の代表者たる佐官一名、尉官一名、下士一名、卒一名より成る三十餘組の一隊も、一齊に威儀を整ふるや、時正に午後九時五十分、折柄鹵簿の先頭たる近衛騎兵聯隊を始めとし、是れに續ける近衛歩兵、第一旅團司令部より同第一、二聯隊、海軍儀仗大隊司令部以下各儀仗大隊は總門前より一齊に方向を轉換して、式場右側の霞ヶ丘方面廣場に向ひ、豫定の儀仗隊奉送の位置に就けり、此の間鹵簿は蕭々として進行を續けたり、黃簾、白簾は幾萬燭光のアーケ燈と相映じ、古式なる松明のこれに對せる日像月像兩蠟燭の崇高なる、森嚴自ら襟を正さしむ、鹵簿は更に進んで祭官長鷹司公爵は衣冠單に劔を帶び、是れに續ける樂師十名の笙笛を吹奏しつゝ、其の聲音更に悲痛を極めたり、聽て午後十時三十二分、靈輜は第一神門に輓かれたり。

更愈闌けて、庭燎明かに、アーケ燈は煌々と輝けり、遙に幄舎中より葬場殿を拜みまつるに、左右前後に白色羽二重の壁代を造り、前面には緑、白色の吊簾吊り緋白絲を垂れ、其

の半以上を裏げられたる外、僅に靈輦の御臺を拜みしのみにて、燈光御簾を照し、羽二重に映じて、宛然夢の如くその神々しさ申す許りもなかりけり。

御幄舎遙に隔たりて、内部の御靈柩を拜し奉るよすがもなくて、夜目にやんごとなき方々の御服装の閃くを見るのみ、兩側の大幄舎各一千二百坪、切妻造りの天井に、數知らぬ電燈青色の光を放ち、舎内は明、白晝の如し、左方幄舎には親任官以下、金モールの禮装、綺羅星の如く、其後方には陸軍將校軍帽の鳥毛美しく並び立ち、光景崇美を極めたり、右方幄舎は、英獨皇室御名代コンノート殿下ハインリッヒ親王殿下を始め奉り、外國使臣武官の人々先頭に着床し、其の背後には、地方府縣會議長、市長、各官廳代表者、新聞記者等着床したり、十時半に近く、金モールの上衣に、紅のズボン穿ちたる式部官の往來漸く繁く、弔砲の響益急にして、十時三十分に至り、遙に嚙唳の樂音聞え、靈輦は正門にぞ到着ある、同三十分、前驅安樂警視總監は第一神門に入る、此の間道樂萬秋樂の哀音、聴くも、心の痛ましむ、靈輦は今しも第一神門に進御あらせらる、御簾の上部に吊るされし瓔珞は、何れも黄金色の御紋章にて、庭燎の光に映るひ、燦爛として光り輝き、黒塗の車輪は特に際立ちて見えたるが、御車の徐々として軋る毎に、ギイ／＼と世にも切なる悲しき響あり、幄舎内に起立奉迎せる諸員は、涕淚滂沱として止め敢ず、並み居る軍人は誰

も誰も堪へ難き悲痛の色を現しぬ。

兩陛下は是れより先き、皇太后宮御名代竹田宮妃殿下、第二神門内に出御奉迎ありしやに拜し奉り、天皇御名代關院宮載仁親王殿下には御正裝儼として進ませ給ひ、第二神門に入りて御名代の御資格を解かせられ、御幄舎に入らせ給へり、續いて大喪使總裁伏見宮貞愛親王殿下には素服に桐杖を執らせ玉ひ、鹵簿全く第一神門に入り玉ひしは十一時四十分頃なりき。

葬場殿御祭典

暫時にして鹵簿供奉員幄舎に退き、葬場殿前は今は舊の如く靜寂に戻り、靈輦は牛を解いて、其儘葬場殿内に東向に奉安せられ幔門は同時に撤せられたり、靈輦の兩側には、只日像藤籬月像藤籬と、二對の大眞禪を置かれたるのみ、是より便殿に入御させ給ひし兩陛下、皇太后宮御名代宮殿下は、幔門を開くと共に、御幄舎に出御、御椅子に着かせられ、其の後に桂侍從長、香川皇后宮大夫伺候し、正親町祭官副長は二十一種の御饌を供し、其の間樂手は誄歌を奏するなり。

「なつきの、たのいながらに、いながらに、はひもとほろふと

ころづら

「あさぢぬはら、こしなづむ、そらはゆかず、あしよゆくな」

次に幣物として錦一卷以下を奠し、鷹司祭官長祭詞を奏す、了りて祭官長御先導申し、陛下は幄舎より桂侍従長等を随へさせられ、夜目にも著しき大元帥の正装を召され、右手に御帽子を持たせ給ひ、祭官長より獻じたる玉串を捧げて、玉串筒に捧げ給ひ、御拜の後、桂侍従長より御誄辭を受けさせられ、御捧讀あらせらるゝ模様には拜したるが、玉音の幄舎内諸員の耳に觸るゝこそ難けれど、極めて御簡單にして、且極めて御莊重のものご拜したり。

御誄辭

聖上御誄辭

御名謹ミテ 皇考ノ靈前ニ白ス 皇考ノ登遐シ給ヒシヨ
リ夙夜夢寐溫容ヲ諷ルル能ハス 櫛宮ニ殯殿ニ奉饌參拜シ
テ空シク靈前ニ感泣スルコト早ヤ已ニ四十餘日今ヤ伏見

桃山ニ斂葬セムトシ輜車ヲ送りテ此ニ來レリ顧フニ先ニ
皇考ノ病革ルヤ上下憂惧シテ天地ニ祈リタリ茲ニ其ノ葬
儀ヲ行フヤ朝野悲傷シテ己マス是レ皆國民忠忱ノ發露ス
ル所ニシテ即チ 皇考德澤ノ感孚スル所ナリ此ヲ思ヒ彼
ヲ念ヒ痛悼ノ情倍々切ナリ嗚呼哀イ哉

陛下に續て皇太后宮大夫と覺しき御先導にて黒色の喪服（洋裝）を召させられたる皇后陛下、皇太后陛下御名代竹田宮妃殿下の御拜あり、引續いて泰宮聰子内親王、同じく黒の喪服にて御拜あり、右方幄舎よりは外國皇室御名代等は、英國コンノート殿下を筆頭に、一團となりて御拜あり、皇族殿下の御拜禮終りて、西園寺内閣總理大臣、親任官、大禮服にて拜禮、誄辭を奏し、渡邊宮内大臣衣冠單の姿にて誄辭を奏す。

總理大臣の誄辭

内閣總理大臣正二位勳一等侯爵臣西園寺公望泣血頓首謹言リス

御葬の事

二二三

靈輻殯ヲ啓カセラレ饋奠方ニ陳ス群臣咸集マリ友邦畢ク會シ等ク 聖儀ノ幽翳ヲ痛
タテマツル恭ミテ惟ミルニ
明治天皇睿知神ノ如ク峻徳天ニ倅シ冲齡極ニ登リ武ヲ 神皇ノ肇基ニ踵キ給ヒ國歩ノ
艱難ヲ排シテ維新ノ大業ヲ成シ五條ノ誓文ヲ立テ、百代ノ國是ヲ定メ給ヒ藩ヲ廢シ縣
ヲ置キ制ヲ革メ治ヲ興シ内ハ憲法ヲ制定シテ軌範ヲ不朽ニ垂レ外ハ條約ヲ改訂シテ利
權ヲ永遠ニ伸ベ給ヒ法典ヲ修メ産業ヲ獎メ兵備爰ニ整ヒ文教益振フ常ニ世界ノ平和ニ
倦脊シ給ヒ殊ニ東洋ノ治安ヲ軫念アラセラレ同盟ヲ締ヒ鄰交ヲ敦クシ不運鬱乎トシテ
我武維揚リ 皇猷淵大ニシテ國威愈宣フ盛徳洪業寔ニ前古ヲ曠ウシテ後代ヲ光ラス伏
シテ顧ミレハ 御宇四十七年ノ間天行至健ニシテ一日萬機未ダ曾テ逸豫シタマハス庶
政咸舉リ蒼生永ク賴リ均シク昭代ノ慶福ヲ享ケ譽テ 萬壽ノ無疆ヲ祝セシニ一朝不豫
アラセラレ率土震駭シ天ヲ仰キ地ニ躋シ神トシテ祈ラサルナシ吁嗟蒼タルモノハ皇宗
胡寧ソ弔マサル 大駕奄チ登遐シテ永ク兆民ヲ棄テ給ヒ 靈柩咫尺ニ在マシテ 御
容長ヘニ人天ヲ隔ツ龍髯ノ攀ツルニ路ナキチ悲シミ烏號ノ尋メルニ地ナキチ傷ム情塞
カリ神通リ復言フ所ヲ知ラス伏シテ翼クハ在天ノ 聖靈其レ 臣等哀々ノ微忱ヲ慙ミ偏
ニ昭鑑ヲ垂レサセタマヘ 臣公望茲ニ百億臣民ニ代リテ泣血頓首謹ミ言ウス

宮内大臣の誄辭

宮内大臣從二位勳一等伯爵 臣渡邊千秋謹ミテ

明治天皇靈輻ノ御前ニ白ス

天皇登極ノ初メ政統紀ナク國務振ハス人心危惧ヲ抱ケリ而ルニ天皇精ヲ勵マシ治ヲ求
メ百廢具ニ舉ル典範ヲ制シテ以テ皇基ヲ鞏クシ勳爵ヲ頒チテ以テ功臣ヲ獎メ兵ヲ閱シ
方チ省ミテ荐ニ巡幸ノ駕ヲ促シ荒ヲ救ヒ窮ヲ恤ミテ屢内帑ノ金ヲ賜フ紹業ノ徳ハ列聖
ニ光リ垂裕ノ惠ハ後昆ニ垂ル區實隆治ヲ頌シ億兆厚澤ヲ謳ヒ聖恩ノ旺盛アル古今其ノ
比チ見ス臣明ニ大臣ノ職ヲ辱ウシ天威ニ咫尺シテ殊眷ヲ蒙リ玉體ノ剛健ニシテ龍顏ノ
常ニ壯ナルチ欽ミ天資聰明ニシテ宸斷ノ流ルカカ如キヲ仰キ萬壽ヲ無疆ニ祝シ寸効ヲ
學生ニ期セシニ曷ソソ圖ランニ豈奄チ虐ヲ爲シ天皇乃チ晏駕セントハ 臣等恐愕痛恨黯
然トシテ凄塞スルコト茲ニ數十日今ヤ將ニ伏見ノ桃山ニ斂葬セントシ恭ミテ靈輻ヲ護
シ以テ大儀ヲ修ム追悼ノ涙止メ難ク景慕ノ念愈深シ哀誄ヲ作り以テ聖德ヲ頌ス情逼リ
神悻レテ言ムト欲スル所ヲ知ラス 臣千秋稽顙謹ミテ奏ス

次に大動以下親任待遇、並に夫人の拜禮あり、夫人は何れも洋装黒の喪服なり、最後に

大行天皇の御親族たる華族總代として二條基弘公、御異例中の拜診醫、大喪使事務官の拜禮あり、以上全く了りて喇叭の號音にて、二萬に餘る諸員起立、一齊に拜禮す、此の時既に十四日午前零時二十分、是にて幣物神饌を撤す、此の間樂師は御誄の續

「うみがゆけば、こしなづむ、おほかはらの、うゑぐさ、
うみがは、いさよふ」

「はまつちどり、はまよゆかず、いそづたふ」

と奏で、葬場殿の幔門を閉ぢ、天皇、皇后、皇太后御名代は便殿に入御あらせらる。

古事記倭建尊崩の卷に

於是坐倭后等。及御子等。諸下到而。作御陵。即御留劍其他之那豆岐田而。哭爲歌曰。

那豆岐能。多能伊那賀良。波比母登呂呂布。登許呂豆良。

〔註釋〕御陵の周圍に在る稻壑の葦葎が纏へる如く悲哀に堪へずして御陵の周圍を留ひ廻るこいふ意なり

於是化入尋白智鳥。翔天而。向演飛行。爾其及御子等。於其小竹之荷杓。雖足踏破。忘其痛以哭追。此時歌曰

阿佐土怒波良。許斯那豆卒。蘇良波由賀受。阿斯用由久那。

〔註釋〕尊は白鳥になりて空を翔り行きたまふに我等は淺篠が原の小竹が腰まである處を足に傷つくるをも厭はず

追行ご及ばずご歌かせ玉ふなり

又入其海鹽而。那豆美行時歌曰

宇美賀毛婆。許斯那豆卒。意當迦波良能。宇惠具佐。宇美賀波。伊佐用布。

〔註釋〕海に入りても追行かんと思へご浮萍の如く漂ひて進退自由ならずこの意

又飛。居其磯之時歌曰

波麻都知登理。波麻用波由迦受。伊蘇豆多布

〔註釋〕濱の千島の濱よりゆかず磯を傳ひゆくこの意なりこの四首の歌は尊の御葬りに歌ひしものなれば後世天皇

の大御葬に歌ふなりごぞ

葬場殿の御儀式了りて、後間も無く、御殿の後方、音もせて靜かに開くよご見れば、今まで微動だになき御輜車に奉安し參らせたる御靈柩は、徐々に御輜車を離れて、手押車に保安せらる、手押車は勾配の稍傾斜したる御殿續きの二條の軌道の上を、スル／＼ご自然的に停車場へご廻るを、後方より綱もて速力を加減しつゝ、程長く牽き奉る、御靈柩はつゆ手落ちもなく、御手押車の儘、プラットフォームに横着けごなりて、白晝を欺く數知れぬ電燈の邊り眩きに、夫れご知らるゝ善美を盡したる靈柩列車に移御あらせられたり。

靈柩御發軔

靈柩列車の組立は、機關車を除きて都合八輛なり、其の内靈柩車は、前よりも後よりも丁度中央なる四番目に位し給へり、さて靈柩列車には、天皇御名代宮載仁親王殿下ご、大喪

使總裁宮貞愛親王殿下とは、靈柩車に隣れる車輛の第七號室に御乗車遊ばされ、原鐵道院總裁これに隨へり、靈柩車輛より機關車の方に數へて三番目の車輛なる第四號室には、明治天皇の御親族、華族總代の二條公、祭官長鷹司公、祭官萬里小路、大原、飛鳥井の三伯其の他の祭官乗込みたり、其の他に陸軍を代表せる宮本中將、伊藤、高橋、白井の三少將國務大臣及び海軍を代表せる齋藤海相、齋藤中將(孝至)川島、有馬兩少將及び股野琢氏以下の大喪使事務官は、靈柩供奉者として何れも定めめの車輛に入る、時に午前正二時なり、陸軍の弔砲は股々と鳴り始め、品川沖の方、遙に海軍の弔砲と相應せる一利那、木村車掌(房久)の號笛を相圖に、靈柩列車は徐々進行を始め、兩陛下はこれぞ此の世の御別れと、汽車の御影を名殘惜氣に見守らせ給ひしが、汽車は廳で闇に沒したり。

兩陛下還幸啓

靈柩御發輓の折、幄舎參乘の諸員は、一齊に起立して奉送したり、兎角する中、兩陛下には齋場御着の時と同様の供奉にて、鹵簿肅々として十四日午前二時五分還幸啓あり、青山通りを左に、青山離宮に入らせられ、續いて諸員退散となれり、嗚呼明治天皇は、再び還り給はぬ永久の旅路に立たせ給へり。

品川御通過

空いごと掻き曇りて星の光も見え分かさる十三日の午後十一時、品川驛前にては人の黒山を築きて、靈柩車を御待申上ぐ、灣内には單縦陣形に整列せる第一艦隊、水雷驅逐艦隊等

の電光燦として海面を照せり、斯くて十四日の午前一時となりぬれば、驅逐艦隊より打出す三吋砲の一齊弔砲、股々として灣の内外に鳴り響けり、秒去り分進みて、靈柩車は豫定より遅るゝこと三分、二時四十五分といふに肅々として着御、十五分間停車、牽引機關車交代のことあり、列車の連接等細心點檢を終りて、汽笛の長鳴と共に、哀れ愈歸らぬ旅に就き給ひぬ、時に午前正三時。

大喪儀雜記

早天の景況

九月十三日午前六時半、巡查の警護物々しき裡を、日比谷門より二重橋前廣場に至る、十日の夜は名殘なく明け、雨雲低く垂れて風冷やかなり、見渡せば御輿の彼方、森の梢に白鳩の兩三羽飛び交へるあり、明治天皇崩りましゝ便殿も、其の御邊りぞご偲ばれて、哀感今更に新なり、二重橋の袂に至れば、田舎人ならん老若男女砂利の上に座を占めて、今追ひ拂はるべしとも知らず、長き拜觀所を得たるを喜び合へる一團あり、七時ご思しき頃、二重橋御扉の廳が開かるれば、警部に指揮せられたる巡查の一隊は、足早に馬場先門より入り來りて、夫々配備の場所に就くあり、白衣の人の漸く加はるに從ひ、一般拜觀人の影は一つ消え二つ消えて、果は前の田舎連さへ驅り出されてや見えなくなりぬ、木綿紋附に赤

十字徽章を佩ぶる一老人の、人夫に交りて道掃除を爲せるあり、廣場の彼方此方には「御苑」の記標ある法被の男屯して警戒せり。

かくて八時も過ぐれば、東京市の撒水馬車來れり、陸軍救護班の一隊も來れり、靈輦道路の撒き砂も始まりぬ、濠外の雜鬧に引き代へ、今は宮内官吏の往來の外は、拜觀人の隻影だに見えず、芝地の間を縫ひ行けば、朝なれど蟲の音唧々、此處こそ嘗て凱旋式の其の日、分捕砲を隈もなく布きて稜威の示されし芝地よと思へば、明治天皇御在世の昔偲ばれて、感更に深し、去りて再び日比谷門より出づれば、雜沓はいよく加はれり、御濠の中に救護船數多泛べるを見て、今日の盛儀に怪我人無かれと祈りつゝ、有樂門を南に曲りぬ。

愁ひの雲こそ低く垂れたれ、雨やうやく歎みたれば、未だ明けやらぬ頃より青山さして押寄する群集、自動車を驅るあり、腕車を飛ばすあり、一入氣の毒なりしは幼を携へ老を扶くる田舎人の、此處に制せられて彼處に止められつゝ、次々に集ひ來る有様なり、夜をこめて急ぐもあらん、明方を冒して出で立ちしもあらん、そも彼等何をか思ひ、何の爲に來る。

鹵簿の嚴かなるを拜し、靈輦の神々しきを送り奉らんには、豫じめ本道筋の割當てありて、逆も限りなき者共の立ち寄らん際もなかるべしとは、己に限なく傳へられし次第なり、然

るにても今日といふ今日、己み難きは民の心なり、切めては葬場殿の今日の御有様を拜し奉りて、遣る瀬なき真心を慰めなん、父も來ませ子も從へ、友もいざ打連れて、集ひ寄る萬人の胸の思ひ、皆斯くやあるべき、群集は葬場殿の前の通りに佇立めり、されど祭場内は固く警められて一步も進むべからず、佇立める群集は、遙に一の鳥居、二の鳥居の奥なる葬場殿を伏し拜むのみ、先に來し人々は、低徊して去りやらず、後に集ひ來る人々は次々に引きも去らず、群集は唯彌重りに重るのみ、世の常の時ならばさこそ喧ましからめ、されど今日の畏さを知らぬ民もなし、行く人、止まる人、皆聲を呑み息をひそめ、豫ては何の風情もなき青山の町も、唯廣漠たる青山の原も、眞禰に白幣引渡して、秋風俄に神寂ひまさりけり、午後にはこれらの群集制し去らるべく、かくて鹵簿肅々として葬場殿に入りたまふ御有様、さこそと思はれて畏し。

大御別れを悲しみ悼み奉る心は、都も鄙もいかで分ちのあるべき、二重橋前より青山葬場殿に至る間凡そ一里十八町、如何なる堵列を作るも、十六萬人以上の拜觀奉送は困難なるべしと思はるゝに、こゝ數日來の入京者は、日一日と増加し來り、十二日の新橋驛降車人員は、總て一萬二千八十六人、之を平日に比すれば、五千人の増なりと傳へられぬ、十三日は之にも増して、一汽車毎にプラットフォームの雜沓は言ふも更なり、改札口より手荷

物受口の邊は、人雪崩を打ち、火事場も之に過ぎずと思はるゝばかりなり、當日の混雜は豫期しても如何にして拜せられん、もし能はざれば、御奏樂の餘音にても聞かん、沿道の景況にても見んこの人情、さもあるへし、在京の親戚は是等を出迎へんごて、改札口に奔めき合へり、構内の人力車数は、平日に五六倍したり、午前八時迄の降車人員は二千五六百餘、尙刻一刻の増加測り知るべからざるが如し、鐵道院にては萬一を慮りて、特に正立關前に救護所を設けたり。

午前の行幸道

青山葬場殿に最も接近せる四谷附近に於ては、聖上行幸の御道筋を始め、此處彼處の小路に至る迄、軒頭の弔旗靜かに朝風に翻り、市民の個人奉送者は、未明より面々に食料飲料の用意を爲し、思ひ／＼に奉送地點を占めん爲、東は日比谷方面より、南は赤阪見附附近を指して走る者、車を驅る者夥しく、十三日午前四時頃より八時に至り、刻一刻と項背相接し、信濃町附近は、群集萬餘に及び、警視廳は臨機二名の警部と、十餘名の巡查を以て、左門町停留所以南の交通を遮斷し、電車のみは午前九時迄運轉を差許し居たり、轉じて四谷大通に出て半藏門迄の光景を見るに、黒布にて包みたる連丁字形の柱に奉弔提燈を掲げ

て黒幕を垂れ、主なる商賈は御大葬の爲謹んで休業するの張札を爲したり、區民は老幼相携へて、先づ半藏門に至り、櫻田門に出て、日比谷公園に入り、小憩の後奉送地點を占めんと車を驅る者多し、中に七十許なる老媪が、九歳位の幼女の手を引き、櫻田門の邊を彷徨き居たるを、警官萬一の危険を慮り、歸宅を注意せしに、何の制止を聽かばこそ、白髪頭を打振りつゝ頑張り居たりき。

日比谷公園前

午前十時前後より、正午迄に日比谷公園の外は、團圓其の他奉送者の群集を以て早くも充満せり、東西南北より馳せ來る電車は、溢るゝ許りの客を載せて、半數を公園前にて吐き、其の他徒歩、人車、自動車など、思ひ／＼に集合す、然れば有樂門幸門より園内に入るもの、蜿蜒長蛇の陣を作り、一時間又二時間陸續として踵を接し肩を摩せり、園内の光景や如何、築山も徑も人ならざるはなく、別けて御道筋に面せる所には、未明より佇立又は跪坐して動かざる者數百人に上れり、此の區域は、御道筋に沿へる鐵柵と園内小徑との間なる植込を前にして、埒と繩張とを以て區劃されたる半間許りの地を、既に十時頃ともなるや、延長數町の區劃は奉送者押詰りて寸地も剩さず、彼等の多くは毛布を敷き、古新

聞紙を敷き、風呂敷を敷き、履物を敷き、一家團欒して跪坐せるあり、若き婦人あり、洋服姿の子供あり、丁髷を戴ける老人あり、其の服装も亦まち／＼なれど、打見たる所悉く清らかに装ひ、喪章を附せざるもの一人も無し、行列印刷物、地圖などを賣る者、其群集を覗き込みて、聲靜に振れ歩く。

有樂門より幸門迄の右側には、大日本蠶絲會、立憲國民黨、濟生會、大日本農會を先にし、各宗教團體なる婦人矯風會、佛教青年傳道會、村雲婦人會、續いて曹洞、黃檗、臨濟、妙心寺派、本門寺派、次に神道御嶽教教師などの奉送場所相並び、前面は木柵を設け、繩を張りて各團體を境界せり、十二時前後に至れば、團體の約半分は各一團となりて繰込み來り、法衣の僧侶、祭服の神道教師の中に、フロックコート、羽織袴の人など混じりて、肅やかに起立せり、是等奉送團體の前には、陸軍省云々、參謀本部云々、被服本廠云々など、四列となりて奉送することゝなれり、塔列すべき武官等の到着には、未だ六時間餘の猶豫あり、又午後一時乃至二時頃より、絶対に通行を禁止さるべき警戒線内に於ても、此の附近は極めて重要な地點なれば、何時出入を禁止さるゝやも測り難し、されば道路を隔てゝ左側なる三井俱樂部横の如きは、團體奉送場所にあらざるを幸とし、一刻を争うて前面の好位置を占めんとするもの、是亦未明より詰掛け、溝石に腰掛け、又は大地に坐りて

一寸も動かず、十時頃より十二時前には、前後左右より押寄せ／＼、三間幅數町の人道は一般奉送者軍なり合ひて、或は起立し或は跪坐し、謹み惶みつゝ今宵を待てり、水筒の革紐と辨當の眞田紐とを片身に掛けたる田舎人らしきあり、喪服の禮装正しく小脇に新聞紙の切抜帳を抱へたるあり、洋傘を疊み其上に半布を敷きて腰を据ゑたるあり、尻髪の婦人あり、新聞賣子は聲も立てず、右手に新聞を差し出して客の需めに應じ、各自左右より押合ふのみにて割込む者もなければ、掻分けて出でんとする者もなし、縦横に馳せ違ふ電車も馬車も自動車も、何れも喪旗を掲げて物音靜かに行進しつゝあり、而して中央車馬通りは數十數百人一團となりて、豫定の場所に着かんとする團體奉送者の行列、續々として往來すれど、相顧みて耳語する者すら一人もなく、肅々として行進する者、一隊去りて一隊來り、凡そ午前十時より二時間が程は、暫時の絶え間なし、然れば日比谷公園の内外、今や數萬の赤子を以て填められたれど、殆ど人語の喧しきなく、唯電車と自動車の警笛訴ふるが如く打沈めるを聞くのみ。

近衛歩兵青山入場

午前十一時頃、大喪儀場正門前の木柵撤去せらるゝや、待構へたる數千の群集、雪崩を打

つて亂れ入らんごせしが、數十名の巡查は直に手を連ねて整列し、人垣を築きて之を制止する混雑名状すべからず、十一時四十分には、近衛歩兵隊の一部正装して式場内に入り、宮内省使丁數名は、頻に御通路上の敷砂を掃き清め、清淨の氣儼として四邊に満てり、正午よりは一般拜觀人の正門前に佇立せんとするもの多數ありしが、警戒の巡查等は一々之を制止して、寸時も停止せしめざれば、人出の割には稍雜沓を減ずるを得たり、正午過ぐる頃には、安樂警視總監自動車を驅つて視察に来るあり、尙新聞社、寫眞班、外人等の馬車、自動車を驅りて來り撮影するもの其の數を知らず、一度は愁雲黒くなりまさりて、雨降らんかど氣遣はれし空も、午後よりは、次第に晴れて、秋の日射いと鮮かに照り榮え、式場の大旗、幌などの風にはためき、白銀の梓の日に輝く様、神々しきも畏き有様なり。

沿道の光景

轎車通御の御道筋は、飾附其の他全く整ひ、柱は悉く黒白の布を捲き、柱より柱へ吊したる鶯色白色の布さへ、日頃の雨に汚れたるを、新に結び替へなごして、一間隔てに掲げられし黄白の旗、日の御印の旗など、靜に風に翻へる、丸之内は朝疾くより民衆の通行を禁したれば、朝未だきより二重橋指して集り來れるもの、何れも馬場先門邊より御道筋に添

ひて南へくご雪崩を打つ、此處亦二十四間幅の大道路さへ、身動きならぬ有様なり、道は拭へる如く掃き清められたるが、數萬の人の砂利踏む足音、囂々として宛ら耳を聳せんばかりなり、太き丸太を立てたる警視廳の警戒線は、早くより太き麻繩を引き廻したるが、繩の外には朝早くより詰掛けし者多く、奉拜の好位置には取々の禮装惜氣もなく地上に坐り込みたり、馬場先より遠く日比谷公園を廻り、轉じて虎の門俱樂部迄の兩側は、凡そ三百の諸團體奉送の場所に割當られたるが、朝早くより晝夜二食を腰にして繰込み來れるあり、日比谷公園の樹の間を潜り潜りて、吾先に鐵柵に依り附かんと、馳せ交ふもあり、虎の門邊は聽て清め砂を撒くべき限りを、石灰白く區切りて、常にも似ずすがくし、右手露國大使館にては、鐵門中央に黒白の大リボンを取附け、其の柱に同じ黒白の布を垂らしたり、門を出て葵町より溜池通に至れば汚れたる壁美しく掃ひ清め、看板と云ふ看板は悉く或は取除き、或は黒布にて包み、溜池田町あたり狹斜の巷も、悉く二階は窓を開ち簾を垂れたるあり、黒布を蔽へるあり、道端より高く黒布を張渡したれば、戸毎に掲げ聊ねたる嬌かしき名の軒燈一も影を見せず、奉送提燈の靜に風に揺ぐのみ、此の邊より道幅更に狹まりたるに、青山指して急ぐ群衆に身動きも出來ず、赤坂見附邊奉送に、都合好き場所の警戒線外は、早くより人を以て埋まり、田町の裏邊りは、十一時頃既に自ら通行を禁

止されたり、遙の樹蔭に貸筵などの貼紙あれど、筵を敷くべき寸地もなく、辨慶橋北の見附上邊りも、早隙間なき人出なり、更に見附より青山への御道筋は、兩側の看板皆黒布もて蔽ひ、黒粹の休業廣告、何れの店頭にも貼出されたり、此邊道幅十五間と稱すれど、往來押し合ひて、雪崩るゝ中を、恩赦詔勅の新聞號外、燕の如く彼方此方と飛び歩くを見る、只青山離宮ばかりは、素より何の御飾りもなく、築地の芝に露を帯び、御苑の樹立森たり閑たり、豫て定められたる交通遮斷の口々は朝早くより制札を立て、白紙を以て之を蔽ひ、御道筋近き箇所は、四民群集して午後二時頃より早くも自然の交通遮斷となれり、御道筋には約五間の幅に化粧砂を撒くべく前日路上は十間毎に一立方坪づゝ配り置き、道行く人も謹みて之を避け、此の日混雑にさへ塵一筋をも留めざりしが、午後三時となるや、六百五十名の工夫、一時に鉞を揮つて御道筋に散らし初めたり。

山下門通りの警戒線は、山下橋にて喰止めたるが、御行列の旛が、日比谷公園の、横手を通過するを見るや否や、橋の袂に奉送せし一般の人民は、遽に動揺き立ち、一齊に前へくご進みしより、警戒に當りし三十餘名の巡查にては、防ぎ切れず、直に帝國ホテル前迄雪崩れ寄せたり、警部は巡查を督して防禦せしも群衆は退く様なく、拜觀者は山下門を突破して入り込まんとし、警部は之を遮らんとし、一時は中々の騒ぎなりしが、多數の應援巡

査來りて漸く之を鎮めたり。

英國海軍儀仗兵

黄昏の風稍冷たき十三日の午後四時二十分、英國海軍儀仗兵五百名は、大喪儀に列すべく、ウヰンズロー中將に率ゐられて、新橋驛に着せり、中將始め各將校は正装嚴めしく、堂々たる軀幹をプラットフォームに運へり、軍樂隊、水兵等も相踵いで下車し、二列縱隊となり、改札口より塔の如き群集の間を縫ひて、停車場前の廣場に出で、此處にて水兵マロイン(海兵)の順序に四列縱隊となり、水兵は何れもジャケットに麥稈帽の輕裝、軍樂隊は美しき帽子に赤筋入りの軍服にて、劔光燦然として夕陽に映じたる様、美觀とも壯觀とも譬方なし、小憩の後、軍樂の吹奏と共に歩武整々として日比谷公園に至り、此處にて各自携帶せる夕食を喫し、休憩の後五時半宮城正門外なる儀仗兵集合地に向へり。

靈 幟 奉 送

五千萬民の涙の泉や涸れたりけん、此の頃より小止みなく降りしきりし雨は、昨日より漸く歇みぬ、今朝は朝より慘雲低く垂れて、大内山の森を壓し、初秋の風徐ろに吹きて、二

重橋の外輦路を戒むる騎士の馬影蕭たりしが、曇れる空は午後より漸く霽れ、五時と覺しき頃には、千切くくの雲の間より、愁日微かに掃き清められたる行幸の道を照せり、譬へば憂ひの淵に沈める人の更に斷ち難き哀みに逢ひて、今や早や涙も出でず、悵然として立てるにも似たりけり、雨も物かは、風も物かは、今日を最後の行幸を悲しみ、鹵簿の御末なりとも拜し奉らんとして、集ひ來る都市貴賤の人々、沿道に充ち滿ちて午後四時頃には既に立錐の地も餘さずなりぬ、馬場先門近くの如きは、見渡す限り人波寄するが如く、唯警官の制止に連れて、靜かに右左に動くのみ、己にして夕陽全く沈み果つれば、二重橋馬場先門間なる一面の篝火、漸く煌々の光を放ち來りぬ、御道筋の兩側を挟みたる、千二百燭のアーチ燈三百三十本よりは、紫白の光焰一時に輝き出で、途の兩側に堵列せる軍隊も手に取る如く見え渡り、涼風徐ろに篝火の焰を吹きゆらめかせば、大真神の白幣も一時に打靡きて、紅龍の尾花が上を驅るかご怪まる、夜漸く闌るご共に、天は全く晴れ渡れり、萬里燦爛として澄みたる秋の空に輝き紫電篝火ご相映じ、昨日までの民草の涙の露は、大路一面を沾ほして、思ひ設けざる行幸の道の打水ごなりしも心なればにや、氣温甚だ熱せずして、涼風又肌に寒からず、哀れ明治天皇の御代は、天佑に初まりて天佑に終れり、大禮服に身を堅めたる老臣達、此の最後の天佑の天模様供奉の勞をや忘れけんかし。

馬場先門外の群集も、門内二重橋迄に至る兩側の堵列兵も、頸を延ばし息を吞みて、只管靈輦の二重橋に出で給ふを待ち受けたり、己に七時を過ぎたりけり、早鹵簿に列すべき朝集所より、御車寄にや導かれつらん、年久しく仕へ奉りし女官等は、最終の御訣れの哀みに堪へて、聲を限りに泣き叫ぶめり、二重橋内の大内山は、靜まり切りて其の聲さへも漏れず、聽て鹵簿の先驅は、徐かに其の歩を進め來り、陸軍の儀仗兵は七時五十分と云ふに、早くも馬場先門前に差掛れり、旗手の捧げし聯隊旗の、殆ど形もなき迄に彈痕に破れたるは、曾て御楯ごなりて大君の爲に戦ひし名残にこそあれ、皇國の軍兵たち、此の大御旗押立て、山行かば草むす屍ご勇みたりし、其の名譽ある聯隊旗の頭に喪章を纏はんごは、誰かは思ひ設くべき、忽ちにして一發の砲聲は轟けり、靈柩は既に靈輦に奉遷ありて、御車寄より出で立たせ給ふなり、微かにも御車の軋る音、二重橋の奥に聞ゆるよご思ふ間もあらせず、幾十の松明は正門より流れ出でぬ、靈輦も續いて正門を出で給へり、正門を出で、廣場に現れ給ふや、御道筋の右側第一に列せるは近衛軍樂隊にて、之ご相對して左側に控ふるは戸山學校軍樂隊なり、扱海軍軍樂隊は、左側第一の芝生を隔て、戸山學校軍樂隊に隣して整列せり、是等の各軍樂隊儀仗兵は指揮官の指揮に従ひ「哀の極」の哀音を一齊に吹奏せり、曲己に無雙の悲哀なるに、まして奏樂の士が面當り靈輦を拜し奉りて、無

限の悲哀を感ぜるをや、奉送の民幾萬の心の哀は、奏樂の聲に籠り、曲に刻まれて、長く悲しく響き渡れり、兩側に堵列せる軍隊は、一齊に捧銃の禮を行へり、夏尚寒き銃劔の光は、篝火と電燈とに映じて冷かに煌きたり。

兩側前面堵列兵の背後芝生の間に充滿せるは、東京各學校の團體なり、帝國大學、早稻田大學を左右の先頭に、幾多中學校に至る迄、最と嚴肅に居流れ、靈輻の進むに連れて、次ぎ／＼に最敬禮を行へり、噫明治天皇の遺訓を畏みて、此大御國を彌や次ぎ／＼に守るべき青年國民の胸臆は、如何なる感慨に満たされしか。

己にして妙なる萬秋樂の盤渉調は、馬場先門外に迄響き渡りしが、萬秋樂止みて、各堵列兵の喇叭の吹奏は是れに代れり、靈輻愈進みて早や馬場先門に近かんとする頃、陸海の砲聲は絶え間もなく轟き初めぬ、一度止めたる萬秋樂の樂聲も再び起りぬ、喇叭は彼方の影、此方の列より相呼應して響き出だせり、弔砲殷々の聲、劔光閃々の影、篝火焰々の色、紫電晃々の光、喇叭喇叭の響、翻々白帟の戦ぎ、目に映りて凄愴の思あらしめざるなく、耳に入りて敬度の情を起さぬはなし。之れを美觀と云はんか、餘りに哀れ深きを如何にせん、之を哀音と云はんか、餘りに神々しきを奈何にせん、今此の光景を收むべく馬場先門を出でんとする右側の高臺には、マクテシニュームを燃して刻一刻に鹵簿の進み行くを撮し取り

つゝあり、されど如何なる精妙の技も、文明の術も、争て此の無形の色、聲外の趣を表し得べき。空前の大喪儀と題する社説に曰く、

嗚呼龍馭己に飛んで、帝臺未だ闕さず、此の一日こそ哀痛の極なれ、仙仗宸儀、平常に同じからざる今日を限の大行幸、廻し奉るに由なく、輦路に躡踊して靡輻を恭送する老少も、八音を過密して屢輅を遙拜する率普臣民も、攀慕彌深く、涕淚留め難きに、今上皇后兩陛下の宸哀、分きて皇太后陛下の御惜別如何ばかりぞや、殯宮におはしまし、間は、日々の視膳、猶現世の御有様に異ならで、御歎の中にも大御心を慰めたまひけんを、駒光過ぎ易く、早くも其日と爲りて、九重の雲井の御悲今更新まりたまひけん、玉儿空しく存して、永く晨夕に違はせられ、聖容在すが如くして、遠く幽明を隔てたまふ、叡念慈懷、推し測り奉るだに畏し、扱も大喪儀の莊嚴無比なりしぞ、帝國の一大光彩なる、我が邦上代の儀禮は邈たり、漢土の文物を傳へてより、吉凶の大禮、皆則を彼に取り、佛法渡來して葬祭一變し、古禮の亡ぶるや久しく、大權下に移り、王室式微なるに及んでは、即位式の費用すら出る所なく、薄葬の弊は、恐懼言ふに忍びざりき、嘉安以降、尊王の論盛にして維新の運を啓きしが、孝明天皇の御事の時は、稍古禮に法らせたまひしこそ明治天皇の御大孝なりけれ、中興以後、文物典禮、

粲然具備し、英照皇太后の大喪には、今古を參酌して慎終の禮を定めたまひ、典儀宏に備りしも、帝王大喪の例と異なる者あり、欽みて惟みるに明治天皇は、中興の聖主にして、鴻功至徳、百王に超軼したまへり、然れば其の大喪儀は厚きを厭ふ可からず、畏くも今上陛下の大孝至仁なる、國費に取ること多からずして、之を補ふに内帑を以し、宜しきを酌みて禮を制し、以て宏規を立てたまひしは、遺旨を奉體したまふ所になるべし、而して大儀の莊嚴なる、之を前史に徴して、振古未だ曾て有らざる事こそあれ、新領土の民悉く至り、締盟國の特使皆會せしことはなり、百濟人の殯宮に誄を奏し、朝鮮使節の幕喪を來弔へる等、史に記載なきに非ざるも、此度の大喪儀に比べては物かは、南は臺灣、北は樺太より、朝鮮の王公、滿洲の客商に至るまで、聲教の暨ぶ所、悉く皆奔赴して、仙駕を仰攀せしは、前古未だ之れ有らず、況や友邦縞素して、來て鳳紼を執るをや、世界の最強國たる英獨米露佛を始として、奧伊蘭西葡丁等十餘國は、或は宗室の選を、或は執政の首班を、或は累功の老将、著名の重臣を、各特に簡派して、皇帝大統領の御名代と爲し、山海跋涉、萬里を遠しとせず、然らざるも亦其の使臣に命じて參列せしめ、或は花を獻じ物を奠して、以て哀忱を展ぶ、是れ獨り我が邦の前史絶無なるのみならず、葭李の親ある歐洲各帝室間の事例を除きては、

各國禮意の殷なると如此き、東洋史上、未だ其の比を見ず、大喪儀は此に因て莊嚴を増し、光彩を添ふ、是れ明治天皇の御遺徳の然らしむる所なり、而して内は則ち恩教の詔を發したまひて、深仁固圉に及び、賑恤金を賜はりて、鰥寡孤獨無告の民、厚澤に沾はざる莫し、我等國民、誠哀誠感の至りに堪へず、嗚呼殯宮夕に啓きて、靈輜曉に前み、東海の平原逶迤として、湖南の積水杳渺たり、謹んで此に迢々たる輦路、平らかに安らげ伏見桃山の陵に着かせたまひて、大喪の儀、滞なく行はせたまはんことを祈り奉る。(九月十四日所載)

龍駕御通過

○横濱 靈柩列車の六郷鐵橋を越は神奈川縣下に入らせらるゝや沿道の各驛の奉送者多數なりしが殊に横濱北端子安より南端程ヶ谷に至る沿道二里の間は無数の三十燭光電燈は左右に輝き平沼驛プラットホームには横濱市の官民二千餘名送迎し同構内構外の廣場には原大佐指揮の下に軍艦警手、富士、常磐の水兵九百名を始めとし各種團體五十團、水田の間に至るまで奉送所を設へ其の人員實に五萬有餘、而も滿場圓として聲なく頗る靜肅を極めたり、繼て十四日午前三時二十分に至るや第一供奉列車通過、次で同三時四十分奉安車は特に御徐行にて通過相成りたるが暗綠色の靈柩車餘かに前面を滑り行く際には數萬人中一人としてよく頭を擡ぐる者なく遠く隔りたる後纒に御次室より伏見大喪使總裁宮殿下の御姿を拜觀せり是れより前港内碇泊の内外丁六艦より打出だせる分時甲砲も此の時に至りて悉く發射を終り天地俄に闇寂、附近農家の鷄鳴幽かなるを聞けり、此の夜氣温著るしく降下したるも天晴れ星輝けり

○國府津 青山御發軔の靈柩車は十四日午前四時三十七分國府津驛御着の苦なりしに先發供奉列車が品川にて十一

分後れし爲第二供奉車靈柩車共遅延し靈柩車は四時四十八分到着せり停車場構内上下兩線プラットフォームには有位帶勤者、赤十字社員、愛國婦人會各地青年會及軍人團等數千名整列し構外には拜觀人山を爲せり靈柩車の御着あらせらるゝや一齊に最敬禮を行ひたり御停車四分間にして四時二十五分御發車あらせられたり同驛には近衛師團第一聯隊より派遣せる兵卒及び姫路より派遣せる憲兵隊にて警備をなし尙停車場の外には六十餘名の警官を配置したり

○御殿場 靈柩列車に供奉列車は御豫定の時刻に當驛を御通過あらせらるプラットフォーム及び構外には官民四千餘人靜肅に御迎送申上りたり中にも八十歳許りの老翁土下座して珠數を爪繰り念佛を唱へつゝ嗚咽せるあり又六十餘名の按摩が一團となりて涙を流へ奉送せるあり市中各戸は巾旗、甲燈を掲げて敬申の意を表し富士紡績職工一萬人黒無紋の禮服にて駿河驛より二十餘丁に亘り整列して御奉送申上りたり

○沼津 沼津御着は第一供奉列車は午前六時二十分、靈柩列車は同六時五十分分に御延着、五分間停車場後御發車あらせられたり佐野、三島より原、鈴川に至る數里の沿道一寸の隙なく人垣を造りたり

○靜岡 沼津驛着五分時を遅刻せる靈柩列車は、靜岡までに回復し豫定時刻午前八時四分靜岡驛に御着あり淨法寺第二十九旅團長長峰海軍機關少將、小島内務部長、長島市長以下の文武官各名譽職其の他多數奉迎停車場四分、祭官及武官各一名プラットフォームに出で嚴然と靈柩を扱みて相對し奉待す一時崇高の風潮靜肅の内御發車はより先き奉送迎者の集まれるもの談は悉く乃木大將の死に對する一種感動の聲のみにて何れも大將が日本武士の典型なるを感賞す第一供奉列車には當地に縁故深き舊藩主徳川家達公及び大森京都府知事深野愛知縣知事あり、公は憂愁の程に下り立ち最ご懐げの面地も奉迎の人々に接し列車の動も起立の儘會釋を交し大森知事は舊主と歡語し深野知事は車窓より親しげに隨員と挨拶を交せり附近は多數團體と群衆にて押しも返されざる雜沓なりき

○濱松 濱松驛は十四日午前六時頃より靈柩車奉送者續々詰め懸け、驛前は見る／＼人を以て埋まり立錫の餘地だに無し濱松署よりは森署長以下總員午前五時出場警戒に務め九時奉送迎者全員の入場を終り儀仗兵、衛兵、塔列兵等何れも指定の位置に就けり一般人民の拜觀所たる寺島踏切東方は線路に沿ふて黒山を築き其の數無慮三萬餘名を算す程なく指導車は九時六分第一供奉列車同二十五分通過し九時五十分靈柩車は緩かに御着驛あらせらる、奉送迎者は一齊に脱帽して最敬禮を行ひ一般拜觀者は面たり靈柩を拜觀して哀悼の情一入深く暗涙を浮べ一人の仰ぎ見るものなし一面沼津にて交換せる八九〇七號最大機關車を更に六七二九號最大機關車と交換し徒業員も全部交替し十時一分御發車あらせられたり

○豊橋 十四日午前十時迄に第十五師團、各團隊、各種學校生徒高等官其他公職者及び豊橋附近市民は驛構内其他沿道に堵列、儀仗兵一箇大隊の歩兵は構内に堵列し野砲兵第二十一聯隊一箇中隊は十時五分より甲砲を發射し第一供奉列車は同三十二分着、五分發次で靈柩列車は哀の極の吹奏(喇叭)中に同五十二分御着、一般の奉拜を受けさせられ同五十五分御發車あらせられ十一時十二分第二供奉列車着、三分間停車場の上發車せり

○名古屋 靈柩列車を拜し奉らんとて名古屋市内はいふに及ばず近郡より參集せる學校生徒、在郷軍人、老若男女は種々ご押寄せ鐵道沿線は一帶に人垣を造り混雜言はん方なし多數の警官は警戒をさ／＼怠りなく停車場には豐永大尉の率ある儀仗隊御着三時間前より配置せられ兩側プラットフォームに安藤旅團長、三浦、横井兩軍醫監、薄岐縣知事藤田控訴院長を初め各官衙高等官、郡市名譽職、官公立學校長、幼年學校生徒、愛國婦人會、赤十字社員、在郷軍人代表者等整列し構内西手なる空地一帶には岡野大佐の指揮にて衛戍部隊堵列し一同威儀を正し御着聲今や迎しご待ち奉る、斯くて正午ごなるや舊愛知停車場に放列を布きたる野砲兵第三聯隊一箇中隊は百一發の甲砲を發射し始むる頃第一供奉列車入り來りぬ、東伏見、久邇、梨本、北白川、竹田宮各殿下には軍中に起立御會釋、東郷、大島、上村の海陸軍大將、芳川、土方兩伯、徳川大岡貴衆兩院議長、寺内總督等車窓より挨拶をなし出發後三十分にて巾旗を交叉せる機關車を先頭に靈柩列車の徐々構内に入行し來るや軍隊一齊に「哀の極」を三たび吹奏し斯くて靈柩列車は豫定の場所に御安着あらせらる、數萬の參集人は聲を吞で一齊に最敬禮を行ふ閑院宮御名代、伏見大喪使總裁宮殿下には御起立の上懇ろに御會釋を賜ふ婦人參拜者の如き感極まつて涙に咽ぶもの多かり斯くて御停車六分間にして、一同最敬禮中に悲哀なる一聲の汽笛を名残りに靈柩車は西に向つて御通過あらせられたり

○尾張一宮 十三日午後一時四分靈柩車御通過あらせらる一宮驛東西兩プラットフォームには有位、有勤者、學校生徒等數十名奉送し線路沿道には數萬の群衆堵列して奉送せり

○岐阜 靈柩列車は午後一時十三分岐阜驛を御通過あらせらる構内及び附近には歩兵第六十八聯隊縣高等官名譽職學校生徒赤十字社員等約四萬人整列奉迎申上りたり

○大垣 大垣驛には小松大尉の率ある儀仗隊堵列し正面プラットフォームには石橋内務部長、松村警察部長、初め縣高等官列檢事、郡長、町村長、北プラットフォームには縣市會議員、在郷軍人、赤十字社員、愛國婦人會員列を正

し附近一帯には各中小學校生徒一萬二千名、各宗僧侶五百餘名整列し鐵道沿線には遠近の参拜者にて人垣を作れり繼て午後一時四十三分となるや市旗を又交せる機關車を先頭に靈柩列車は徐々構内に進み來る幾萬の群集寂として聲なく一齊に最敬禮を行ふ、御停車四分間、悲哀なる汽笛を後に靈柩車は桃山御陵に向つて御發車あらせられたり

○米原 第一供奉列車無事通過し間も無く午後二時五十分云ふに靈柩車御着、歩兵第十九聯隊儀仗兵は恭しく捧銃の禮を行ふ官民の奉拜者無數なるも極めて静肅なり機關車の階替終り五十五分諸員最敬禮の中を西に向つて御發車あらせられたり秋日和麗かなるも江山皆愁色を帯ぶ

○彦根 靈柩列車三時五分御通過、驛内プラットフォームには不俟男、高等官其の他有志、各學校生徒等六十名奉迎す構外には拜觀者山を爲せり

○京都 十四日正午に至り愁雲終に破れて雨となりぬ桃山を中心として群集する奉迎者は悉く七條驛に落合ふ事にて幾萬の人は音なき波動となつて南へ一と流る、混雜甚だし午後一時憲兵、警察官は構内警備の位置に就き、各學校生徒も亦三時を以て整列し了れり時は刻々に進みて午後四時三十分に至り靈柩列車は徐々京都驛分岐線内に入りて御停車、憲司祭官長は直に二名の侍従と共に下車して靈柩の傍に立ちて拜禮し、御停車三分にして同五十六分桃山の向け御發車あらせられぬ、奉送各員は斯くあるべしと知り乍ら今更の如く御靈の進ませらるゝを伏し拜みては哀傷涙に暮れざるは無く煙雨亦咽びて靈柩車の御影も見分かず

青山より桃山へ

青山に於ける御盛儀終つて、靈柩を列車に移し參らすれば、やがて午前二時前後、七輛の車輛連結によりて、徐々青山假停車場を離れたり、都下幾十萬の市民が、永き御訣別を爲し參らす志、形容すべくもあらず、やがて品川、新宿を経て平沼驛に至れば、こゝに横濱市民の奉送所あり、停車場の前後に電燈晝の如く、幾萬の奉送者は肅然場に充滿せり、靈柩は特に速力を緩め、一時間十五哩の徐行にて、此熱誠なる奉送を受けさせられつゝ、進行を續け、五時十一分こゝに山北停車場に着御あらせらる、夜は漸く明放れて、富士の山一入に美しく見たり、江尻驛には清水港より上陸せ

る櫛立、利根の水兵奉送し、海上遙に投錨せる兩艦は、艦首を揃へて甲砲を奉れり、莊嚴云はん方もなし、名古屋にては、第三師團の全部奉送し、殊に騎兵が遙の山中にまで堵列奉送したるは偉觀なりき、固より是に幾萬の市民加はりたる事なれば、東海道第一の多數奉送者を見たるも亦此の地なりき、岐阜、大垣も同様にて、特に岐阜驛は徐行を以て一般の奉送を受けさせらる、此の間後發の第一供奉列車は、指導機關車を先驅として先發となり、二時二十分米原驛に入り、靈柩車も亦引續き、同五十分を以て同驛に止まり、爰に中部鐵道管理局の職掌は、西部鐵道管理局の手に引繼がれたり、大禮裝の古川局長は、恭しく靈車を奉送し、長谷川西官局長、部下を率ゐて扈從し參らす、米原驛は朝來非常の人出にて、場内殆ど立錐の地を餘さざりしが、遠く北陸地方より奉送に來りしもの、京都以西より出掛けたるもの少からざるより、當局者も奉送の場所なきに苦しみたる程なれば、中には舟を雇うて湖上より奉送せしものも少からず、其の他馬場京都驛の雜閑は言はずもがな、それより東の各驛にも、京阪地方より來れる奉迎者非常なりしが、大驛に配置されたる儀仗兵の爲に、職務上何等の妨害もなかりしのみか、些の過失故障なく、五時十分を以て桃山に着御相成りたるなり、右につき中管運轉課長は曰く吾々は職として從來數度の行幸啓に接したるも、今回の如く多數の國民が全線到る處に奉送迎を爲せるを知らず、蓋し今回の宮廷列車が、平素のものご同じからざるは勿論なるも、さるにても野言はず山と言はず、三百哩の間奉送者を以て滿たされ、しかも衷心よりの誠意を籠て迎へ奉りたる狀を見ては、自ら謙を正うせり云々

攝海の軍艦

御大葬遙拜の爲、築港沖に碇泊中の帝國軍艦吾妻、津輕、宗谷の三艦は、十三日大櫓に軍艦旗を半掲し、艦員の上陸を禁じて作業を休止し、専ら謹肅を守り、一同敬弔の意を表し

たり、午後二時に至り、各艦後甲板にテントを張りて祭壇を設け、明治天皇の尊影を奉安し、午後十一時に至るや、各艦長以下乗組將校下士卒等一同は、正装にて祭壇前に整列し、喇叭隊は「哀の極」の曲を奏し、一同恭しく遙拜式を舉行し、終つて准士官以上及び下士卒中の帶動者は、尊影を参拜したり、右遙拜式の開始せらるゝや先づ吾妻より弔砲を打初め、それより宗谷、津輕の順序にて、一分間の間隔を以て、各艦六十發の弔砲を發射し、殷々たる響は深夜の海上に轟き渡りて、莊嚴を極めたり（十四日は午後五時十分より各艦順次に六十發の弔砲を發射す）、尙十四日は吾妻より一箇中隊、宗谷より一箇小隊、津輕より二箇小隊（准士官以上二十五名下士卒五百四十九名、指揮官宗谷副長古川中佐）及び各艦機關候補生、少尉候補生二百名、候補生指導官六名（指揮官吾妻艦長岩村大佐）は桃山式場へ儀仗隊として参列すべく、正服喪章を附し、午前七時半築港埠頭に集合整列し、市營電車にて梅田に到り、同十時發車稻荷驛に下車し御陵所に入れり。

神戸港

神戸港碇泊中の軍艦攝津は十三日午後一時莊嚴なる遙拜式を行へり、式場は其後部なる甲板の上に天幕を張り、白布を以て覆ひたる白木造の壇を設け、その中央に明治天皇の尊影を奉安し、御前には洗米、海のもの、山の物等の供物を列べ、田中艦長以下九百九十九名の乗組員一同禮装にて整列、「哀の極」吹奏の裡に遙拜し、尙准士官以上及び下士卒中の帶動

者は拜禮を行ひ、斯くて夜十一時、二門の三吋砲にて、一分間置きに六十發の弔砲を發射し、此の時半旗を掲げ、且乗員一同再び甲板上に整列、尊影に對し奉りて最敬禮を行ひ、茲に當日の式を終り、十四日は、午後五時十分靈柩桃山驛着の際も、同様一同整列の上、六十發の弔砲を發射し、永遠なる御訣別を申上げたり、乗組員中の將校以下百六十名は大坂碇泊吾妻、宗谷、津輕三艦乗組員と共に桃山御陵に於ける儀仗隊たるべく、十四日午前九時十分神戸驛發車同地に向へり。

桃山の御埋柩

御埋棺前一日祭

九月十二日午前十時より、寶壙上に於て御埋棺前一日祭を行はせらる。此の御式は極めて森嚴なるものにして、これに奉仕する神職は地鎮祭の時と同じく、稻荷宮司大貫眞浦氏を初め、桑田禰宜、氷室、森、羽倉の三主典に命ぜられ、奉仕の祭官は早朝社務所に参籠して潔齋沐浴、腕車にて大喪使桃山出張所に到り、警官に護衛せられて御陵地に向ひ、休憩所に於て烏帽子純白色の狩衣、これと同色の刺袴、淺沓を穿ち、二名の白丁は神器を唐櫃

に納めて同所に到り、斯くて神職は祭場に赴き、先づ高さ約三尺、方三尺の白木の八脚臺を供へ、其の上に白木の四柱を立てたる神籬を置き、中央には五尺の眞榊を立て、大麻をかけ、四柱には注連繩を繞らし、四垂十二箇を結び、大喪使事務官一名は絹帽にて通常服に喪章を纏ひて着席す、暫くして神職(祓主)は神籬の前に進み出で、祓詞を懐中より出し笏を取添へて笏を置き、奉讀し終りて懐に收め、笏を取りて復座し、瀬織津比賣神、速秋津比賣神、氣吹箇主神、早佐須良比賣神の四神を祭り、二名の神職は切幣を安置したる處に到り笏を懐に差し、切幣を乗せたる案を祓主の前に持來りて跪き、斯くて祓除けをなし、是にて御式を終らせられたり。

御着車前

御盛徳は古今に冠絶し、御大業は前史に超越し、帝國の國威を八紘に輝し給ひし、明治大聖帝の最後の行幸を拜し奉るは、悲きかな今日の今ごぞなりぬる、吳竹の伏見の里、桃山の高地に陵域を占めたまひて、靈輦の臨ませらるゝ處、曠古無前の大儀禮を行はせらるゝの地、崇高森嚴の御装ひ、手落ちなく執り行はれて、上は寶璽、祭場殿の御設け、宮方御出ましの御準備より、下は奉迎拜觀所の準備萬般手脱りもなく、九月十四日午後四時とも

なれば、當日御先着の皇宮后御代拜開院宮妃智恵子殿下、皇太后宮御代拜東伏見宮妃周子殿下御二方には、同三十分ご申すに、御休所なる御陵所に近き片岡邸より、御馬車にて御參入、御陵道總門前左手なる皇族御休所に御先着あり、午後二時二十五分より降出せし小雨は、恰も本降の空模様となりて、御陵域一帯は清めの雨を置き添へ、さなきだに打濕れる天地は暗澹として、秋の日の暮初むるに早く、草も木も一様に頂垂れて見ゆるは、今日の大御葬に遭ひて、天も感應しけん、風伯は其荒ひを收めて、只しごくご降る秋雨の色に一種悽冷の氣を加へて、一入敬虔の情に堪へざらしめたり。

桃山驛停車場に新設されたる、長さ約三百間のプラットホームには、御陵の方角に向ひて黒幕打ちたる御假屋を中央にし、左手のホームには岩松八瀬村長等に率ゐられたる百四人の八瀬童子は、四時十分に參入直立し御着車を御待受け申上ぐ、御假屋の右手には天幕を設けて鐵道院諸員の控所に充て、鹵簿内奉仕の仕人は其の前面に控へたり、御假屋内のみ四時半より特に電燈を點せられぬ、御陵道に差掛りたる左右二棟のバラックには、臈列奉迎員約一千餘名居流れ、鯨幕打ちて椅子の配備あり、左右兩棟の突角點には、大阪港碇泊の軍艦より上陸せる海軍少尉候補生約二百名、雙方に對立し、高等官の奉迎席は、御假屋の右南斜近く設備せられたり。

午後四時四十分、第一供奉列車は汽笛を用ひず假停車場に到着し、東伏見宮依仁親王、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王、竹田宮恒久王、朝鮮李太王御名代李瑠公等にも、直に御假屋右手のプラットホームに沿ひて設けられし御休所に入らせられ、東郷大勳位總代、大島陸軍大將(義昌)、上村海軍大將各總代、芳川親任官總代、土方大臣待遇總代、田尻親任官待遇總代、山中第十六師團長、三須舞鶴鎮守府司令長官、徳川貴族院議長、大岡衆議院議長、寺内朝鮮總督、齋藤海軍大臣、木越第一師團長、渡邊第三師團長、宮本陸軍中將及び片山内匠頭、山口諸陵頭、水野博士、山口東部鐵道管理局長、大木宮内書記官、芝樂長等は高等官休所に入り、齋藤海軍大臣は特に少尉候補生團の前面に歩を拄げて、奉迎上特に注意する所ありき、靈柩車より梓宮を靈輦に移し奉る儀に用ひさせらるゝ一對の吳床其の他の御用具は、四時五十分御假屋近く搬入せられたり、吳床は黃引に金色の御紋章を表したる雨被もて蔽はれたり。深草練兵場内に於て、御陵の方角に向ひ、野砲兵第二十二聯隊第十中隊が、山口聯隊副官指揮の下に、野砲六門を以て發射せる百一發の御弔砲は、四時四十三分靈柩列車の京都驛着御と覺しき時刻より發射せられたり。

御 着 車

愁ひの雨はいや増に降りそゞぎぬ、タンクステン電燈は一齊に點せられぬ、御假屋の傍には篝火燃やされぬ、時刻は移りて五時十分に近づけり、滑かき鐵道には、早靈柩列車の着御らしき氣配に察し奉る、是より先皇族方を始め東郷大勳位以下鹵簿内奉送員、及び臚列奉迎員は五時を報ずるご共に、一齊にバラックを出で、竹柵欄干の點に進み出で、直立して奉迎の用意を爲しぬ、五時十分靈柩列車は、車輪の音も徐にしづくご着御ましましたり、之ご同時に御假屋の幕は引かれて、諸員一齊最敬禮の裡に、正面靈柩車のプラットホーム中央點に停車あらせらるゝを拜み奉れり、御陵道に塔列せる陸海軍隊は「氣を着け」の號音ご共に一齊直立不動の姿勢を取れり、御假屋の黒幕は二分間にして閉ざされたり、靈柩車は八輛の列車の中央に位せられ、御名代閑院宮載仁親王、大喪使總裁伏見宮貞愛親王兩殿下には、御次の車室に控へさせられ、明治天皇の御親族華族總代二條基弘公初め、鷹司祭官長、萬里小路、大原、飛鳥井の三祭官、靈輦御側隨從の白井、高橋、伊藤の三少將、宮本中將、及び兩齋藤海軍中將、有馬、川島の兩海軍少將、及び股野外大喪使事務官等陪乘供奉し奉りぬ、五時二十分靈柩車の聯結は解かれ、靈柩車許り其の位置に止まれり、

御假屋内にては、靈輦の御組立早や終りを告げ、今や長谷川西部管理局長の手にて、御車扉を開かるゝにやあらん、引込線の御假屋内に更に引込まれたる軌道は、表面木の香新しき板敷を造り、鐵道院奉仕員が作業の音立てしめぬやう設らへられあり、靈柩間近く奉仕せる鐵道院の諸員は、息を潜め聲を吞みて、回轉臺より靈輦移御の儀を最と嚴肅に執り行ひ奉りぬ。

靈柩列車の御着間もなく、御假屋の内に當り、幽なる物音聞ゆるは、御靈柩の回轉臺を靈柩車の前に進められたるなるべし、聽て藤田驛長の舉手合圖に依り、靈柩車の聯結機は切離されたり、靈柩車の前部と後部に聯結せられたる各三輛の客車は、一間許り左右に開き、夫より靈柩車は四箇のシャッキに依りて、二吋許り上部に捲上げられ、靈柩は回轉臺に移御され、午後五時五十四分回轉臺を靜に押し、事なく葱華輦に納め奉る、此の時數名の八瀬童子は靈柩に附したる御綱を取り、北方幔の外まで引き參らせたり、原鐵道院總裁、長谷川西部鐵道管理局長は、始終靈柩の傍に立ちて、移御の事を奉仕せり、庭燎は靈柩車の御窓に反映して、神々しさ言ふばかりも無し、斯くて靈輦移御の御事了り、五十二名の八瀬童子は、御假屋の西面に出て、残りの五十二名は、同じく東面に出て、御假屋の黒幕に對して頭を垂れ、不動の姿勢を取り、二列に居並びぬ、時に午後五時五十五分、御假屋の幔を

開かれ鹵簿の肅々と行動ありしは正六時半なり、葱華輦は總體黒塗の素銅具を用ひ、鈍色平帛の御幌を懸け、四方に御簾を垂れ、御簾は磨竹にて調じ、鈍色絹絲を以て編まれたり、御輦の縦添棒と横添棒も無論黒色にして、御屋根は格天井に垂木を附し、末端に素銅の御飾あり、御輦の後手は觀音開きとし、御簾には素銅を用ひ、吳床も黒塗素銅の御飾なり、總檜木造黒塗、長一丈一尺、幅八尺七寸、高一丈と申す雄大にして莊嚴極まりなき御造りなるを、長二丈三尺に餘れる轅の上に安んぜられたるなり、靈柩の重さは二百貫目、靈輦も同じく二百貫目に餘り、總重量四百貫目以上に達せりごぞ

靈柩列車より靈柩を葱華輦に移御するまでの御事に當りたる、鐵道院西部管理局石田技師は謹んで語りて曰く、靈柩列車が豫定の時刻に寸分の違ひもなく桃山に御着ありしは天佑と申すべし、但し新設プラットフォームの中心點とは少しく差異を生じたり、詳言すれば、靈柩車の方少しく前進して、僅か二三分の差を生ぜり、靈柩車に向つて左の方には、長谷川西部管理局長が青山、松島の兩技師、及び他の技師職工長を率ゐて整列し、青山技師は靈柩移御開始の合圖をなす、右側に起立せる藤田驛長は別に操車係に合圖をなし、左右六名宛にて技師、職工は先づ靈柩車と前後兩車の電話、電線及び聯結機を切斷し、靈柩車の左右を各一間宛開き、六名の職工長の手押にて、中心點を合致せしめ、青山、松島兩技師と

三角扱手は作業を監督し、左右より各四名の扱手が新調のジャッキを入れ、徐ろに靈柩車を捲揚げ、靈柩臺と回轉臺とを水平面となし、夫れより長谷川局長は靜かに靈柩車の前面に進み、扉の合せ目に附しある約一尺五寸の金色菊花御紋章を取外し、鈴木技師の相圖に依りて石田技師は長谷川局長の前に進み、直に手にせる純白の羽二重を以て、御紋章をこれに包み、元の座に復りて恭しく捧持す、此の時青木、鈴木、兩技師は左右より進み出で、鎗を外し局長を扶けて御扉を開き、終つて左右より扱手職工長四名職工服を着し御車内に入る、御車は三室に分たれ、左右の兩室は靈柩奉仕者の休憩室にして、中央は靈柩室なり、靈柩は其の中央に安置せられ、白木造り純白の羽二重にて覆はれ、其の下には鼠色の絨氈を敷き車窓には白羽二重のカーテンを垂れあり、斯くする中に、青山技師は再び擧手の合圖をなし、左右より扱手職工四名職工服を着し、御車内に入り手押にて靜に靈柩を回轉臺に奉移す、回轉臺は靈柩臺を離るゝこと四尺にて、右へ九十度回轉すれば、今迄御横なりし靈柩は縦となり、尊骸の御頭は後部となれり、夫れより徐々御輦内に移るを檢して、青山技師、扱手、職工は靈柩の傍に、大なる止木四本、小なる止木四本を差し、全く鐵道院奉仕のことは終りを告げたり、時に午後六時十分なりき、此の時鈴木技師は、靈柩車の前に進み御扉を閉ぢ、局長の手に依り御鎗は再び鎖され、石田技師の捧持せる菊花御紋章を其

の上に掲ぐ、次で葱華輦の御梓と御屋根とは、八瀬童子の手に依りて奉安せらる。五時三十五分、第二供奉列車は着驛す、此の列車には高辻、奥田兩宮中顧問官、永瀧總領事、安樂警視總監、楠瀬陸軍中將、徳川公（慶久）、松平侯（康莊）、一戸第四師團長、松川第十師團長、牧野京都府地方裁判所長、古莊大阪控訴院長、水上同檢事長、榜原大阪地方裁判所長、山本同檢事正、田丸神戸地方裁判所長、其の他京阪神在勤勅任官の面々あり、陸橋を渡りて御假屋左手のプラットホームにて最敬禮の上、御假屋の前面を通りて、高等官席なる第一供奉列車にて到着したる鹵簿内奉送諸員と合せり。雨の足は愈繁く、深草練兵場なる御弔砲は絶えず殷々轟き渡れり、御假屋内に參入したる半部の八瀬童子の、御假屋の左脇に退き、右側八瀬童子の御假屋内に參入するよと見る中に、靈輦兩傍に隨從すべき宮本陸軍少將、齋藤海軍中將以下陸海軍將官の面々は休憩所を出で、御假屋右方なる斜前面に整列せり、此の間供奉員用の市女笠は、北門外なる大喪使事務所よりプラットホームの天幕内に取運ばれたり、六時十五分、塔列軍隊より「氣を付け」の第二號音傳はると共に、松明奉仕の仕人は、手に手に篝火を松明に移して、鹵簿行進の準備取々なり。

雨除けの市女笠を用ひたる鈍色雜色の裝ひ、雨に濕へる松明の光りを振り照さんずる狀、

御假屋の幕開く

生ける繪巻物の断片を見るらん心地して、言ふ許りなく神々し、金飾嚴めしき式部官の正装は、古代に見られぬ今様の姿なり、衣冠關腋の物寂びたる内舍人祭官等の姿は、古の紙上にのみ讀まれつるを、今面前に見やらるゝぞ珍らしき、六時三十分、御假屋の幔は引かれて、尊くも嚴めしき葱華輦の大御装は、有り／＼と拜まれまつりて、鹵簿は今や御行進を初められたり、弔砲は尙も断えず轟きぬ、鹵簿前驅の警部二員は、今や四百五十間の驛内通路を過ぎて、嶋門に差掛る、塔列軍隊の喇叭の「氣を附け」の音傳はる頃は、吳床の御假屋前を打立たんとする時分なり、聽て萬秋樂の道樂は低く高く、悲し氣に列内より起りぬ、靈輦は出御となりぬ、時に六時四十分。

進 御

今を限りの行幸は刻一刻に逼り來りぬ、弔砲は猶も絶え間なく打放たれ、殷々天を震はし地を揺がす許りなり、折しも日は全く暮れ果て、夕べ小暗くそほ降る雨は、蕭々として篝火の火花を打ち靡かせ、晝を欺く電燈は降り清められたる眞砂路を照して、燦々玉かど疑はしむ、六時二十八分、警蹕の聲微かに聞ゆるよと見る間に、鹵簿は肅々ど動き初めつ、先驅として藤崎京都府警務長きらびやかなる正装に喪章を附して、同じ装ひしたる警部二名を

前に、二名を後に従へつゝ、御先を拂ひ奉れり、次に鈍色雑色仕人二名は、市女笠を戴きつゝ松明を翳し、輦路を照せば、鈍色布衣の大喪使書記二名、次に板倉大喪使事務官、衣冠單に帶紐して、同松明の雑色仕人二名、鈍色關腋に細纓の綯かけたる冠を戴き、内舍人二名を後にして、步調最と緩かなり、續いて鈍色單に市女笠を翳せるあり、仕人は美しく色取れる鼓及び鉦一對宛、左右に並びつゝ練り進めば、松明舍人々に續き、白簾黃簾一對宛、鈍色單の仕人に捧げられて打塵けり、次に松明仕人大喪使書記官を前に、松根事務官進めば、松明仕人内舍人々に續きぬ、胡籥及び弓は白絹に包まれ一對宛鈍色雑色に捧げられ、次に松明仕人舍人の後には、黒色に塗られ白雲の模様ある楯三枚に銀光煌めき、小簾ヒッヒラと翻へれる梓三本、鈍色單の仕人に捧げらるれば、松明仕人、大喪使書記を挟み、内舍人を後に、天岡事務官歩を移し、之に續いて白地の錦に銀色煌めく月像簾、黄色錦に金色輝く日像簾は、鈍色關腋の舍人に捧げられ、布衫の手代仕人は横に控へたり、世の常の行幸ならんには、菊花御紋章鮮かなる錦旗は紅色なるべきに、今日の御簾の色變りたるぞ恨めしくも涙の種なる、次で御矢櫃、御弓櫃、何れも柑子色の菊花御紋章燦たる雨皮に包まれて、鈍色關腋の舍人に昇がれ、手代として鈍色布衫の仕人従へば、鈍色布衫の仕人吳床を參る、次に松明仕人書記を先に、近藤、小原の兩事務官、何れも衣冠單に帶紐して

奉仕し、次いで仕人の捧げたる松明は、布衣四名宛に昇がれたる大真禰の白帛に相映じてヒラ／＼と竊れば、鈍色布衣の祭官補之に續き、次に同じく柑子色に、菊花御紋章打ちたる雨皮に包まれたる御饌櫃の、舍人に奉仕せられたるを仰げば、吳床後に續き、松明仕人、祭官補を挟みつゝ、長谷、飛鳥井、大原の各祭官、何れも衣冠單帶劔にて打續き、萬里小路祭官副長、鷹司祭官長同じ装ひにて靜々足運ばず、同四十分と云ふに御道樂は聞え初めぬ、曲は秘曲萬秋樂、鈍色布衣の六樂師、衣冠單に帶劔せる芝樂長に率ゐられて奏づれば、心耳を澄ます破の盤涉調、哀音低く緩やかに、打ち濕りたる空に漾ひぬ、鳳笙の聲、龍笛の音、扱は絹を裂くが如き筆樂の音、黄泉の國迄響くかと思はれ、悲哀の氣、哀愁の感、交至りておもほへず腸を絞り、聲を吞ましむ、續いて椽雜色の松明仕人、椽布衣の宮内廳を前後にしつゝ、山口諸陵頭、伊藤式部官、河村宮内次官、何れも衣冠單に帶劔し、素服を被つて左手に桐杖を執り、さぼ／＼と隨へば、大炊御門侍從職御用掛、石山侍從職勤務共に衣冠單に帶劔し、素服を被りながら松明を捧げつゝ、今を最後の御旅路を照し奉れば、葱華造りの靈輦は、椽布衫細纒の冠に綯掛けたる、八瀬童子の駕輿丁五十二名の肩に昇がれ給ふ、この畏き役承れる駕輿丁は、爪先打揃へ山入歩法の千鳥足、形を崩さず半歩刻みに奉仕し、残りの取縮以下五十二名は威儀を正して隨從す、靈輦の御左右には御側近う事奉り

し日野西、清水谷、北條、日根野、米田、東園の六侍從、何れも衣冠單に帶劔し、素服を被ぎつゝ左手に桐杖を執り、之を最後の御供よと、悄然として從ひ行く、御横には白井、高橋、伊藤の三陸軍少將、有馬、川島の兩海軍少將、宮本陸軍少將、齋藤（實）齋藤（孝至）の兩海軍中將、何れも正装に喪章を附して從へり、幾萬の敵をも恐れぬ海陸の猛將も、今日ばかりは力なげに打萎れ、足の運びも重げなるこそ理なれ、雨は又一しきり篝火の影耿々たり、哀れ悲しきかもよ、神武以來の英主、聖德寰宇に洽く、神功四邊に覆ふ明治天皇の大御靈は、今や我等が數歩の前を横らせたまふなりけり、夢か夢にあらず、熱淚滂沱堰き合へぬを押へて仰ぎ見れば、神々しき靈輦は淋しき煌きを放ちつゝ、肅々として進み給ふぞ畏き、左右に並ぶ松明の火光はありながら、伏拜む目は霞罩めたり、うべ草も木も一つらに打萎れ、風もなきに平伏し、葉末にすだく蟲の音いと哀れなるも、心あり氣なりや、盡ぬ御別れ拜み伏しながら再び仰ぎ見れば、澤次侍從衣冠單に帶劔して素服を被り、御插鞋を捧げ奉る、手代りとして慈光寺次侍從控へ、之に續きて河崎、松浦の兩侍從、次に椽布衫の仕人吳床、雨皮を奉仕し、次で中村侍從武官長を先頭とし、西、山根、上田、島内、奥村五侍從武官、何れも燦たる正装に喪章を附して、隨伴し參らす、次に舍人服を装ひし内舍人、松明を輝かせば、前後を近衛將校二名宛に守られ給へる天皇陛下御名代閑院宮

載仁親王殿下には、陸軍中將の正装に喪章を附し給ひ、いごも徐かに歩みを運ばせ給ふ、常には雄々しき御顔も、今日ばかりは打ち濡らせ給ふやに拜され、金光燦爛たる御装ひも、光を包めるやに仰がれつ、次に正装の鍋島皇族附武官續き、椽色鬘腕の大喪使書記松明を捧げ、大喪使總裁伏見宮貞愛親王殿下には、黒椽色の御袍に、鈍色の單奴袴を着け、上より素服を被り、黒塗の劔を帯ひ、右手には鈍色黒骨の扇を、左手には桐杖を打たせ、シトシトと御藁香重氣に運ばせ給ふ。

次に、衣冠單の栗原、牛塚兩事務官、正装の橋本皇族附武官扈從し參らすれば、舍人服美しき兩舍人が翳す松明の後に、東伏見宮依仁親王は久邇宮邦彦王と、梨本宮守正王は東久邇宮稔彦王と、北白川宮成久王は竹田宮恒久王と相並び給ひつゝ、何れも海陸軍の正装きらびやかに歩ませ給ふ、されど打濡りたまへる各宮殿下の御足取の痛々しさ、仰ぎ見る袖に時雨の晴間なく、降り落る涙の雨脚いよくしげし、さて次には朝鮮李王御名代李瑢公正装にて續き給へば、清河、陶山、村岡、松田、野崎、福田の六皇族附武官、張李瀾公附武官等隨へり、次で職服仕人の松明の火影には、大禮服の御親族華族總代二條公爵の姿見え、全じき松明仕人に打續きては、年ごろ御拜診申上げたる西郷、相磯、高田の三侍醫、何れも大禮服にて悄然たり、次に椽布衫の松明仕人を先きに、股野、藤波、長崎、平井、片

山、岡、水野、古賀、山之内、阪本、磯野、山本、高須、多田、國府なんどの各大喪使事務官及全事務囑託三人つゝ相并ひて、あるは衣冠單に、あるは正装正服にて打續けば、職服仕人が捧ぐる松明の後に、東郷大勳位、原國務大臣、土方大臣待遇、大島陸軍大將(義昌)、上村海軍大將、芳川親任官、田尻親任官待遇の各總代を始めとして、山中第十六師團長、三須舞鶴鎮守府司令長官、徳川貴族院、大岡衆議院兩議長、大森京都府知事以下各公侯伯子男總代、各勅委任總代、京都府會議長等五列になりて行進す、このわたりは何れも眼もあやなる装なれば、さながら黄金の波見る心地せられつ、やがて職服仕人松明を照せば、殿りとして前田警視を中に四名の警部何れも正装厳しく、これにて全く御列は終れり。

第十六師團の堵列は、御陵道門内の最右翼(北側)より、順次師團司令部員を第一に、第十九旅團司令部員之に次ぎ、歩兵第三十八聯隊、騎兵第二十聯隊、輜重兵第十六大隊、同く最左翼(南側)は海軍兵一大隊より順次野砲兵(第二十二)、工兵第十六大隊及び京都諸軍衛員堵列し、久能少將總指揮官たり、歩兵第三十八聯隊長は久邇宮殿下御代理として高倉中佐之に當り、全部正装に喪章を附せり、海軍兵は神戸碇泊の攝津、大阪の碇泊吾妻、津輕、宗谷、四艦總員五百三十八名、陸軍兵は總員五千四百名と註せられたり。

七時二十分、靈輦は御陵正門内に入らせられ、廣庭に着座し給ふ、此の時廣庭の模様や如

何に、只見る十基の大電燈は、雨に一層の光輝を放ちて白晝の如く、前列三基後列四基の大篝火焰々と燃え立ち、煙淡く空に舞へり、御須屋を正面に整列せる近衛兵は、聲を吞みつゝ警衛し奉る、斯くて七時三十分、靈輦は大鳥居前に至り、此處にて八瀬童子の肩よりおろし奉り、諸手にて低く捧げつゝ、大鳥居を潜りて祭場殿へと安置し參らせ、夫より傾斜軌道に依りて最と軽やかに御須屋へと納められたるは午後八時三十分なりき。

祭場殿御着

祭場殿には四圍に麻の壁代を懸け、正面には白麻に白の花打紐を、揚卷四箇所にしたる御帷を垂れ、背後正面には女竹細刻みに白糸編みとし、縁は左綾に白鍍金、無地金物を施したる御簾を懸け、總ての表飾りは黒布を以て覆はれたり、御祭場へ神門より一直線に葱華輦の昇上げらるゝや、靈柩は直ちに御殿の大床子に移され、靈輦は更に八瀬童子に依りて大廣場前の南門際に建設されある御輦舎に安んず、御祭場殿の大床子に奉安せられたる靈柩は、直に殿内より山上寶壙内まで、延長百三十尺の傾斜軌道に移し參らせぬ。

御埋柩式

靈柩を御輦より取出し奉りて、傾斜軌道上なる輕運車に移しまゐらせ、直徑一寸五分の銅線にて、二分の一勾配百三十尺の軌道を、輕運車は最も易々と梶田内匠寮技手の指揮にて、御須屋前なる平坦部軌道上の臺車に移御あらせらるれば、同技手は更に軌道の中程に、一旦臺車を駐め、力綱を掛けて御須屋の中へ曳入れ、更に力綱を力に捲揚機を運轉せしめ、茲に靈柩を軌道より引き離すと同時に、山本技師等は中央ウインチを掌り、山本技師、梶田技手は、此の間に恐るゝ寶壙の内に身を落し、西川技手等の差圖にて、臺車を御須屋の外に移し、寶壙上の軌道、並に傾斜線左右の足代を撤却し、直に山芝の植附けに取掛る、總ての手配り茲に完成すと見るや、靈柩は梶田技手掌りて、ウインチの力に依り、するすと御柩内に奉安せらるれば、多量の石灰を靈柩の四圍に填め、御柩の中蓋を拂うて松脂を流し込み、更に外蓋を堅く閉し、其の間に御石柩内に木炭を詰込み、蓋上の手配り成るを告ぐれば、御埋藏の御物として靈鏡と寶劔を其の上に奉安の御儀あり、漏れ承るやうは、此の靈鏡は、直徑一尺二寸に、厚さ五分の模様無し圓鏡にして、眞澄みの鏡面白々と澄み渡りて拜せられ、寶劔は刀身一尺七寸の太刀型にして、陛下が御遺愛中の御物なりと申す、御鞘と御柄は黒塗りとして、無鏑に爲し奉れり、山本技師の手にて御物の奉安終れば七枚の御蓋石は下向きに御陵名を彫刻しあるを中央に、順次南方に向ひ据附けられ、掛

員は一同茲に始めて寶壙内を退去すると同時に、コンクリートを打ち始む、此の御工事は岡本技手以下の手にて取掛り、塗方終れば村上技手の指揮にて中央の分を除き、兩側の力石、梁及び連絡の筋違、並にブロークを撤去し、岡本技手等は藤原式武將に象られし古代型埴輪四體を御槨の四隅へ外向きに納め終り、梶田技手は御陵誌石を俯向にし、尊體の御足部のあたりには、白綸子の御杵を納め奉り、林技手等の手配りにて茲に初めて御埋柩式は滞りなく事相濟み、御清砂を持込むと共に、土止の枠に砂の達するを見計ひ、止枠を取り外し、盛土を終れば、御須屋内なる假設物全部は、村上技手等の手にて一切取片附けられ、御掃除全く終れば、白砂を敷き均し、祭場殿の左手には、春日燈籠を立て、吉武技手等は御須屋に白羽二重の壁代を三方に張り（幅一丈一尺、長さ一丈三尺五寸）正面の御帷は、白麻の三箇所揚巻をなし、大眞神臺、錦旗、御棹、神臺の樹て方終れば、御須屋外部の御掃除と共に白砂敷き均しを仕う奉る、岡本技手の指圖に依りて、御掃除全く終り、此に御埋柩の御儀を終らせらる。

猶御埋柩式に就て、奉仕者の親しく語る所を承るに、靈柩の祭場殿に御着あるや、直に傾斜軌道に依りて御須屋に移御し、天候宜しければ總ての作業を御須屋の外に於て執行はる、筈なりしに、雨頻に降りそゞぎし爲、御須屋の中に於て行ふ事となれり、靈柩には見事な

る金襴の蔽ひを着せあり、其の上を白き護謨の雨皮にて蔽ひ奉り、御須屋前に移御あると共に、覆ひ物を取除きて恭しく拜し參らせば、靈柩御上部即ち尊體の御頭に當る處に、二寸四方の白紙を貼り付けて、其の上に「上」の一字を記されたり、聽て數名の白丁が金槓杆を臺車に當て、靈柩を一寸許り擡げ、白木綿を巻きたる綱にて靈柩の四隅を握み、上方にて一つに合せ、之を繰捲きの鍵にかけ、キーンと靜かに引上げ、三寸許り上りし時鐵道院技師の指揮に依り、臺車先づ撤せられ、次に軌條、次に軌條を載せたる大枕木撤去せられ、寶壙の上は是にて空虚となる、即ち繰捲に掛け參らせたる靈柩は、最にも靜かに深く、寶壙の中に垂下げられ、無事壙内に納め奉るまでに約十五分間を費したり、此の間天皇陛下御名代閑院宮、大喪使總裁伏見宮、東伏見宮三殿下は、御須屋の正面に、同じく向つて右方には久邇、梨本、東久邇、北白川、竹田の各宮殿下御整列あり、向つて左に大喪使事務官、其他の供奉官約三十名整列せり、靈柩を寶壙に奉安し了ると同時に、各宮殿下は御陵正門外の休憩所に退下せられ、御代拜宮兩妃殿下には御須屋に入らせられず、夫より再び靈柩に金襴の蔽ひを着せ參らせ、白木綿の袋に約三升を入れたる石灰の袋を、幾百箇とも數知れず鍵に掛けて靈柩の周圍に詰め、長き棒にて強く叩き込み春き堅め、殆ど靈柩と同じ高さに及びし時、金襴を蔽ひたる上部に約一尺厚さの石灰を布き、尊體の御胸の邊とも思

はるゝ處に方一尺五寸、厚さ二寸許の箱に入れたるもの、大喪使事務官の手に依りて恭しく納められたり、これぞ御遺愛の御劔と御鏡ならんと察し奉るだに畏し、此の事終れば御槨の中蓋を爲し、其の合せ目に松脂を流し、再び中蓋の上に多量の石灰を敷き詰め、次に御槨の外蓋を覆ひ、其の周圍厚さ約一尺の木炭を詰め込み、終つて一枚の重量七百五十貫に上れる七枚の御蓋石を、北方より順次繰卷の力にて配列し、北手に隔たりし千疊敷に於て練上げたるセメントを、百餘名の白丁運搬し來り、蓋石厚く塗り上ぐ、此の時四隅に埴輪を置き、次に御陵誌石を箱より取出し、俯向きにして中央に入れ、約三尺許りの後の方に隔りし處へ、三脚臺に白綸子の御挿鞋を載せ置き、御須屋内に仕掛けある繰捲其の他一つ殘さず撤却し、東天漸く白むに至れり、此の時各宮殿下は御休憩所より淨砂を白紙に包み運ばせらるゝを、大喪使事務官奉仕して寶壙に振り掛け參らせ、白丁は御須屋の北手に積み置かれたる淨土を運びて盛土を行ひ、地平線に及びし時、更に徑十五尺高さ四尺の土饅頭を盛り淨砂を蔽ふ、是にて御埋柩の御事全く終り、御須屋三方の壁代と、正面の御帷とは垂下せらる、時に十五日午前七時、唯傾斜軌道のみは其の儘取り遺されたり、こは一般の拜觀を許さるゝ砌、御埋柩等の御模様を周知せしめらるゝ思召に由るごぞ。

靈柩を御須屋内に納め入るゝや、各宮殿下を始め各員一同夫々設けの休所に入る、正門外

の左(南)に添ひ三棟並べる食堂の中、最も東手にありて、廣庭に接近する一棟は、高等官の休憩所なり、電燈總て十九箇、堂内晝の如くにして、北より南に掛け二條に駢べる食卓に、高等官等向ひ合せになりたれば、總てにて四條に駢べり、何れも大禮服ならざれば、各正装せることゝて、金モール電光に相映じて目も眩まんばかりなり、西手の卓の南より四番目に、東に向つて大勳位總代東郷大勳位の控へたるは一際目に立てり、又其の南に向つて三須中將、北に向つては上村大將、眞向には大島大將、其の隣には土方大臣待遇總代、齋藤海軍大臣、其の北に當りて大臣總代原大臣は大禮服にて控へたり、徳川議長は同一列の北隅に姿を現しつ、一國を舉げて集り來れる顯職大官が、今や此かる質素なる食堂の中に集合して、他意なく物語れる様、只偉觀といふの外なし、食事の献立、十四日夕は鯛鹽焼、焼鳥、蔘、鮎、時雨羹(一重) 鱈の煮附、椎茸、青豌豆、水物(體)とし、同小夜食は鰻源氏焼、合鴨、蓮根、松茸(一重)、鮎時雨羹、藻魚羹附、栗砂糖羹、水物、鯛青菜、十五日朝は鱈鹽焼、鯛、小鮎、松茸、蔘、唐佃、水菜、湯葉、水物、鱈松茸、尙外に折詰に用ひらるゝ重なる品々は、鯛、鱈、鮎、牛肉、合鴨、野菜、罐詰類にして、一等乃至四等の折詰數は

十四日晝 一等(二重) 三十 ▲二等(一重) 四十三 ▲三等百六十五 ▲四等七十四
同日夕 一等八十八 ▲二等四百十四 ▲三等五百五十
同小夜食 一等五百三十八 ▲二等百八十四 ▲三等八百二十

乃木大將自殺の新聞號外は此の時諸方に配布せられ、何れも始めて其の詳報に接したると
 して無限の感に打たれぬはなく、迭みに往事を語りつゝ、逸事は夫より夫へと傳はりて、
 何時果つべくも見えざりき。

曉の山陵

明治天皇の神靈長へに静まります桃山御陵は、既に尊骸を納め奉れる靈柩を寶城内に埋め
 奉り、直にコンクリート其の他の工事に取掛れり、十五日午前二時より曉に掛け、桃山御
 陵の光景如何にご見るに、前夜來の雨尙歇まず、しめくゝと屋根に注ぎ、燈火の打濕れる
 木の葉を打つ音哀し、先づ桃山驛前の總門を過ぎて御陵道に掛れば、先の程までさしも繁
 かりし人影全く絶えて、約百歩毎に置かるゝ歩哨兵の肅然と佇めるを見るのみ、建て列ね
 たる菊花御紋章の高張提燈は、寂しげに濡れたる小石道に青き光を投げたり、漸く正門前
 に進めば、茲に大官の下山を待ち設けたる人方車百十數輛、道の兩側に轅を並ぶ、偕て祭
 場殿前の廣庭を見渡せば、神垣の側に雑色なるべし、裝束したる人々が慎ましげに畏まれ
 るを見る、轉じて南門より正面を視へば、寶城は今しコンクリートの工事中と覺しく、鐵道

院事務員扱は祭官等の靜かに動作せるが、御須屋の燈火に映じて或は明るく或は暗く、松
 の木の間に隠見す、更に見る、祭場殿の一旦閉されたる御扉は、此の時更に開かれ、十數名
 の祭官恭しく神酒神饌を運びつゝあり、神燈は四邊に映じて秋の雨しめやかなるに、此處
 ばかりは煌々たる光り照り添へて神々しきも神々し、立つて南門外の西側に至れば、其處
 には八瀬童子の休所に充てたる一棟あり、雨を冒して靈輦を奉安したる八瀬童子は、大事
 を無事に務め果せたる心の弛みにや、腕を枕に雨にしめる山の寒さも知らず顔に、深き眠
 に落ちたり、西門左側の皇族御休息所を伺へば、御名代御代拜を始め奉り、各宮殿下何れ
 も靈輦を祭場殿に安置し參らせられたる後、一先づ定め御旅館に引取らせられたる儘未
 だ御登山あらねば、僅に十數名の宮内官其の他を見るのみ、最と靜かなり。

皇太后、皇后御名代

圓山長樂館に御滞在の皇后陛下御名代閑院宮妃智恵子殿下には、十四日午前二時過靈柩列
 車の青山御發車の時刻を期して、東面に御正座ありて御拜あり、時を経て御寢に就かせ給
 ひたるが、午前六時には早くも御目覺あり、大喪使諸官其の他御機嫌伺ひに參殿する者あ
 り、午後一時御出門間際となりて、遽に陰雲空を掩ひ細雨降り出でし中を、松井家令、橋

口大喪使事務取扱を随へさせられ、馬車に召して高田警部補、鶴憲兵軍曹の警衛にて、知恩院境内を経て古門前、繩手、三條烏丸を京都驛に御着、少時樓上の貴賓室に御休憩の上、一時四十五分發列車にて桃山へ向はせられ、二時二十五分桃山驛に御着、岩倉具張公、三根憲兵隊長、伏見町名譽職等中央プラットフォームに奉迎、御代拜宮には漆黒の喪服に黒のヴェールを用ひさせられ、一同に御會釋あり、片岡直温氏邸に入らせられ、午後二時四十分皇太后陛下御代拜東伏見宮妃周子殿下には、小野家令、宮岡御用係扈從、腕車にて伏見澤文支店を御發、片岡邸に御着、兩殿下打連れて午後四時四十分片岡邸御出門、御傳にて御陵傍なる休憩所に入らせらる。

桃山の各殿下

大喪儀參列の各宮殿下には、十四日午後九時三十分降り颯る雨中を、御休憩所なる片岡別邸へ御成あり、御名代閑院宮御二方、及び東伏見宮並に同妃殿下には、同邸洋館の二階に、同總裁宮伏見宮貞愛親王殿下には、同邸二階十五疊日本室の椅子に凭らせられ、假寝の御暇さへあらせられず、十五日午前九時朝餐を召して、同じく八時二十分御一同打揃はせ山上の御陵前祭に臨ませられ、竹田、北白川兩殿下の外、各宮殿下には十時三分桃山發列車に

て御入浴遊ばさる、又竹田、北白川宮兩殿下には同十時片岡邸にて御入浴、晝餐を召されて御休息あらせらる、十六日には午前九時片岡別邸御出門、御陵翌日祭に臨ませられ、十七日の五十日祭を了へて御歸京あらせらる。

御陵前祭典の事

九月十五日午前八時二十五分、衣冠單の伏見總裁宮は眞先に御着、三分を遅れて御正装の閑院御名代宮、各宮殿下には、漆黒の喪服に包まれ給へる閑院、東伏見兩妃殿下とも腕車を連ねて御休憩所に御着、御小憩の上直ちに脇門より山道を質曠に登らせられ、壁代を造りて大眞櫛、日像月像蘆簾、御弓櫃、御箭櫃、梓、楯、弓、胡籥、白旛、黄旛、鉦鼓を布列したる御須屋に御拜あり、終りて事務官直に之を閉鎖す、各殿下には祭場殿に入らせられ、同時に文武官は西門より入りて拜禮所左右の幄舎に着けり、祭場前幄舎の御列は、向つて左方の幄舎の最先頭に、天皇、皇后、皇太后三陛下御名代、御後には御附陸海軍武官、仕切りを随て、供奉員の首席には東郷大將あり、原内務大臣、二條公、大島大將、上村大將之に次ぎ、以下順次文武百官大禮服にて居列べり、大喪使總裁宮は右方の幄舎に在せられ、親王、王殿下之に列せらる、廳て東西に燈籠一基宛を立て、火を點じたる時も、祭官、

事務官は御扉を開き、唐櫃に納めし御饌(五臺)は祭官副長以下之れを奉じ、次に天皇御名代の御拜禮御告文、皇后御名代、皇太后御名代の御拜禮、親王、王に次ぎ諸員拜禮ありて、全く御式を終り、各殿下には九時十分各御歸館相成りたり。

股野事務官の談

御陵前祭に就き御式に列りし股野秘書官長の談に曰く、御埋板式は當初の豫定十五日午前八時より初め、九時に了る筈なりしも、夫までに多く手間取り、御祭典の全く終了せしは十時を過ぎたり、然し降雨の爲には何の故障もなかりき、御蓋土の如きも初めより降雨の準備ありき、實は英照皇太后陛下御大喪の時にも、靈輦の陵前に着御より九時間を要し、今回も約十時間の見込を附け居りし次第なり、而して皇太后、皇后兩陛下御名代の御二方は、御女性にあらせらるゝ事にて、竊に御案じ申上げ居りしが、御祭典を了へしも、殆ど御疲勞の御様子も拜せず、一同初めて安心せり、さて御陵前祭は天皇、皇后、皇太后三陛下御名代を始め、各員一千餘名整列す、時しも夜來の雨霽れて秋の空高く澄み、御須屋の邊、松の枝々には尙玉の露宿れると、御陵前の廣庭には洗へるが如き眞白の小砂利の上に、秋の日は弱き光を投げ、見るからに清々しく、天皇御名代開院宮殿下には、最も沈痛なる御聲もて「神靈長へに靜かにこゝに鎮まりませ」この御告文を奏せらる、皇太后、皇后兩陛下御名代宮には、御告文の御聲消え果つるも尙少時御面を上げさせ給はず、稍時を経て

徐々ご御歩みを運ばせ給ひ、斯くて御須屋の御扉は閉されたりき。

御斂葬終了の社説に曰く、

掛巻く恐き

明治天皇の大喪儀は、十三日の夕に始まりて、靈輦御發引、青山葬場殿の御式を了へさせられ、十四日の曉に御發輓、此の夕桃山の陵に着御、十五日の曉かけて、御斂葬の御事より御陵前祭に至るまで、三日に渉れる空前の大儀は、此に滞りなく行はせられたり、折しも、秋の空のさびしくて、萬民業を休み、息を屏めつゝ、萬の障なく、もろくの災ならんことを天地の神に禱りしに、其の効ありて、三日が程は風も怒へに沈み、雲も惨みに埋りて、世の哀れをあつめながらも、しめやかなりし昨日の雨は、民草の涙と降りて、陵の道を淨めまつり、靜けく茲に御豫定のまゝ、事なく始終の御式を行はせられしこと、偏に

明治天皇の御餘烈に因ること畏くも亦難有けれ、慎終の大儀、己に其の誠を盡し、追遠の常典、宜しく其の禮に循ふべし、今日より億萬斯年の後までも、皇祖神武天皇と共に日月と並ひて崇めまつり、度んで馨香を薦め、永く功德を仰ぎまつらんこと、帝國臣民報本酬恩の道なり、仰ぎ翼くは

龍體は平らけく安らけく長へに桃山の陵の底津磐根に鎮まりたまひ、神靈は高く昇りて天翔りつゝ、我が天日嗣の無窮を護らせたまひ、我が皇國の常磐堅磐に動なく、億兆蒼生の上に福あらせたまへや、あはれ。(九月十五日所載)

伏見桃山史話

桃山の名は、文祿三年正月、豊太閤の築城によりて著はる、伏見古くは備見とあり、伏見莊には、藤原時代に伏見長者藤原俊綱の山莊あり、御堂關白道長の子頼通の三男と生れたる修理大夫俊綱は、一代の豪者を盡して山莊を經營せり、鎌倉時代に及びては、この地長講堂領となり、次いで伏見、後伏見、光嚴、光明、崇光帝、皆持明院統の仙洞として伏見殿に宮居し玉ひ、崇光帝の皇子榮仁親王は、今の伏見宮家の御先祖として、宮家御發祥の地たり、このたびの大御葬に方り、伏見宮眞愛親玉殿下には、大喪使總裁として、兼ねては明治天皇御陵誌に御筆筆あらせされしこそ、世にも奇しき御因縁なりけれ。豊太閤の桃山築城成りて後、大阪城は之を秀頼に與へ聚樂第は關白秀次に譲れり、桃山城は太閤老後の居城として、二十五萬の工夫を役し、本丸、西丸、松丸、名護屋丸、なご察壯輪奐の美を窮め、金箔押したる瓦は、今もをり、この城趾より發見せらるゝなり、關ヶ原の戦起るに及び、島居彦右衛門元忠等が伏見城に據りて、浮田、毛利、島津、鍋島氏等數萬の兵を引受けて、名譽ある最期を史上に留めしぞ勇ましき、元和元年大阪落城の後、徳川家の手にて桃山城を撤し、餘材を附近の寺社に與へたるが、今も西木願寺、大徳寺、豊國神社、醍醐寺、竹生嶋などに當年の面影を殘し、その建築の手法は桃山式の標本として、豪宕雄麗、日本美術史の上に出色の大觀を具へたるを見る、桃山の名稱は、落城後桃を植附けたる垣より起りけんかし。明治天皇御陵の地點は、即ち當年桃山城の中心たりし、本丸より名護屋丸の邊りに連りて、かしくも御陵城に編入されたるは、豊太閤身後の餘榮としも稱へつべしや。

恩赦、賑恤の事

今上天皇陛下には、先帝御大喪に就き、恩赦、賑恤の御沙汰を傳へしめ玉ふ。

詔書

朕遽ニ大故ニ遭ヒ哀衿己マス前典ヲ釋テ惠澤ヲ遠邇ニ洽カラシメ以テ朕カ罔極ノ哀ヲ申ヘムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ恩赦ヲ行ハムトス百僚有衆其レ朕カ意ヲ體セヨ

御名 御璽

大正元年九月十三日

御賑恤

九月十三日午前十時、渡邊宮相を御前に召させられ、左の勅語を賜ひ、併せて壹百萬圓内帑の内より下賜の御沙汰あり、渡邊宮内大臣は直に聖旨を奉じて西園寺首相に傳宣せり。

勅語

勅語

恩賜金分配額

朕大喪ニ丁リ特ニ命シテ内帑ノ金ヲ出シ各地方ニ頒賜シテ以テ慈惠救濟ノ資ニ充テシム

右恩賜金百萬圓の府縣分配額左の如し

朝鮮	貳拾萬圓	臺灣	四萬八千六百圓
關東州	七千圓	樺太	壹千圓
北海道	貳萬貳千八百圓	東京	四萬參千參百圓
京都	壹萬六千八百圓	大阪	參萬壹千圓
神奈川	壹萬七千圓	兵庫	貳萬八千七百圓
長崎	壹萬六千圓	新潟	貳萬六千圓
埼玉	壹萬八千貳百圓	群馬	壹萬參千七百圓
千葉	壹萬九千四百圓	茨城	壹萬八千貳百圓
栃木	壹萬四千圓	奈良	八千壹百圓
三重	壹萬五千貳百圓	愛知	貳萬七千貳百圓

恩赦、賑恤の事

靜岡	壹萬九千九百圓	山梨	八千參百圓
滋賀	九千參百圓	岐阜	壹萬四千五百圓
長野	貳萬壹百圓	宮城	壹萬貳千貳百圓
福島	壹萬七千七百圓	巖手	壹萬壹千參百圓
青森	壹萬六百萬圓	山形	壹萬參千貳百圓
秋田	壹萬參千百圓	福井	八千八百圓
石川	壹萬壹千圓	富山	壹萬八百圓
鳥取	六千貳百圓	島根	壹萬五百圓
岡山	壹萬七千參百圓	廣島	貳萬參千圓
山口	壹萬四千九百圓	和歌山	壹萬四百圓
徳島	壹萬參百圓	香川	壹萬四百圓
愛媛	壹萬五千壹百圓	高知	九千六百圓
福岡	貳萬五千圓	大分	壹萬貳千六百圓
佐賀	九千六百圓	熊本	壹萬七千八百圓
宮崎	八千圓	鹿兒島	壹萬八千九百圓

沖 繩 七千四百圓

西園寺内閣總理大臣、原内務大臣は、十三日午前十一時參内、御座所に伺候して、天皇陛下に拜謁し、下賜金の御禮を言上したり。

内務省にては、十三日左の訓令並に通牒を全國府縣知事に發せり。

今般

大喪に際し特に慈悲救済の資を補はしむるの思召を以て内帑の資を下賜せらる

聖恩優渥誠に感激の至りに禁はず地方當局者は宜しく深く

聖旨の存する所を奉體し益其の責任を重し一層淬勵の誠を效すべきは勿論恩賜金の管理

運用に關しては最も慎重に之を取扱ひ長へに

聖恩に奉答するの途を講ぜらるべし

右訓令す

大正元年九月十三日

内務大臣 原

敬

今般

御大喪に際し恩賜金御下付相成候に付大臣より訓令の次第も有之候處右恩賜金は之を特別會計と爲し曩に三十年恩賜相成候慈悲救済資金と合せらるゝと否とは適宜に有之候得

社説

共元資金は永遠に之を保存し其の利殖金を以て公私救済事業を助成する等御趣旨の普及貫徹を期する様致度命に依て此の段及通知候也

大正元年九月十三日

内務省地方局長法學博士 水野鍊太郎

社説に曰く、

明治天皇の大喪儀を行はせらるゝに當り、特に恩赦の詔を煥發し、又内帑の資を出して下民を賑恤せしめ賜ひ、以て罔極の哀を申べんことを念ふと宣らせ給ふ。大孝至仁の大御心、畏くも亦尊し。謹んで按ずるに、朝廷の慶弔に際して恩典を下し賜はる例は、我が古代よりの恒例にして、古法に常赦、大赦、非常赦の語あり、武門の世となりて朝廷の權力衰へさせ給ひし頃より、古法廢れて何時とも無く形式の據るべきものを失へりしが、明治元年先帝御元服に付大赦あり、茲に古法の復舊を見たる次第なりき、されど當時は綱紀未だ張らず、法規の定れるものごとくなく、朝敵は此恩典に與らずといふ除外例を設けしのみにて、總ての囚人を放たれたり。下りて憲法發布の大典に當り、勅令を以て破廉恥罪以外の罪囚を免ぜられたり、是れ現行法規に據る大赦の始めなりき。更に英照皇太后の大喪にも亦大赦を行はせられ、其の時は所謂減刑令を以て刑種及刑期を輕減せしめられたり、而して其の次を今回の恩赦とす、實に明治以後四

回目の恩典なり。元來大赦は一般罪囚を夫々減免さるゝものにして、特赦は法律の之を免す能はざるも、特別の事情ありて之が罪を免すを妥當とする罪人を赦免するものなり、従つて大赦に就ては、刑事政策に矛盾して社會防護の原則と相容れずといふ見解もあり、法律思想の極端に強烈なる西洋諸國にては、今は殆ど大赦の行はるゝことなく、英國にては百六十五年前、普魯西にては七十年前、奧國にては五十五年前、米國にては南米戦争後に行はれたるのみにして、獨逸の如きは大赦なく、佛國は法律に依りて行ふ事となり居れり。去れど皇室と國民と特殊の關係ある我が邦にては、斯る大權の發動が適當の範圍に於て行はるゝ時は、決して社會の安固と撞着すといふ觀念を生ずる事なし。殊に皇室の恩典が社會心意に一種の感動を與ふる力あるは、我國民特有の現象にして、此恩典が社會政策上にも不測の明効を生じ得ん事は、我が國民にして始めて解し得べきものなり。加ふるに今回の恩赦は其の内容として傳へらるゝ所に依るも、當局者の十分前條の事情を酌み、其の範圍を定めたるを見るべし。吾人は此の恩典に浴せし者の、我等と同じき陛下の臣民なるを想ひ、彼等が聖恩に感泣して、之に酬い奉るの道を過らざるべきを信じて疑はず。恩賜金に至りては既に各府縣に分配の事と定まれるが、慈惠救濟の事業固り社會政策上の難事に屬す、局に當る者、宜

しく慎重の注意と措置とを盡して以て能く聖旨に副はん事を期すべきなり。

(九月十四日所載)

恩 赦 令

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ恩赦令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正元年九月二十六日

各 大 臣 副 署

恩 赦 令 (勅令第二十三號)

- 第一條 大赦、特赦、減刑及び復権は本令の定むる所に依る
- 第二條 大赦は勅令を以て罪の種類を定め之を行ふ
- 第三條 大赦は別段の規定ある場合を除くの外大赦ありたる罪に就き左の効力を有す
- 一 刑の言渡を受けたるものに就ては其の言渡は將來に向つて効力を失ふ
 - 二 未だ刑の言渡を受けざる者に就ては控訴權は消滅す
- 第四條 特赦は刑の言渡を受けたる特定の者に對し之を行ふ
- 第五條 特赦は刑の執行を免除す但特別の事情ある時は將來に向つて刑の言渡の効力を失

はしむることを得

第六條 減刑は刑の言渡を受けたるものに對し勅令を以て罪若くは刑の種類を定め之を行

ひ又は刑の言渡を受けたる特定のものに對し之を行ふ

第七條 勅令に據る減刑は別段の規定ある場合を除くの外將來に向つて刑を変更す

特定のものに對する減刑は刑の執行を減輕す但特別の事情ある時は刑を変更することを
得

第八條 刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に對しては刑の言渡の効力を失はしむる特赦若

くは刑を変更する減刑を行ひ又は其の減刑と共に猶豫の期間を短縮することを得

第九條 復権は刑の言渡を受けたるため法令の定むる所により資格を喪失し又は停止せら
れたる特定の者に對し之を行ふ

第十條 復権は將來に向つて資格を恢復す

復権は特定の資格に付之を行ふことを得

第十一條 刑の言渡に基く既成の効果は大赦、特赦、減刑又は復権に據り變更せらるゝこ
と無し

第十二條 特赦特定のものに對する減刑又は復権は司法大臣之を上奏す

第十三條 刑の言渡を爲したる裁判所の検事又は受刑者の在監する監獄の長は司法大臣に

特赦又は減刑の申立を爲すことを得

監獄の長前項の申立を爲す場合に於ては刑の言渡を爲したる裁判所の検事を經由すべし

第十四條 特赦又は減刑の申立書には左の書類を添付すべし

一 判決の謄本又は抄本

二 刑期計算書

三 犯罪の情狀、本人の性行、受刑中の行狀、將來の生計其の他參考となるべき事項に

關する調査書類

第十五條 刑の言渡を爲したる裁判所の検事は職權を以て又は本人の出願に依り司法大臣
に復権の申立を爲すことを得

復権の出願は刑の執行を終り又は執行の免除ありたる日より三年を経過したる後にあら
ざれば之を爲すことを得ず

第十六條 復権の申立書には左の書類を添付すべし

一 判決の謄本又は抄本

二 刑の執行を終り又は執行の免除ありたることを證する書類

三 刑の執行を終り又は執行の免除ありたる後に於ける本人の行状、現在及び將來の生計其の他参考となるべき事項に關する調査書類

本人の出願に依り申立を爲す場合に於ては前項の書類の外其の願書を添付すべし

第十七條 特赦減刑又は復権の裁可ありたる時は司法大臣は刑の言渡をなしたる裁判所の檢事に特赦狀減刑狀又は復権狀を送付し之を本人に交付せしむべし

第十八條 大赦特赦減刑又は復権ありたる時は刑の言渡をなしたる裁判所の檢事は判決の原本に其の旨を附記すべし

第十九條 本令中司法大臣の職務は軍法會議に於て刑の言渡を受けたる者に就ては陸軍大臣又は海軍大臣、朝鮮、臺灣、關東州又は帝國が治外法權を行使する地域に於て刑の言渡を受けたる者に就ては朝鮮總督臺灣總督關東都督又は外務大臣之を行ひ檢事の職務は刑の言渡を爲したる軍法會議を管轄する長官其軍法會議の理事若くは主理法院の檢察官、民政署長、領事官又は即決官廳之を行ふ

附 則

本令は公布の日より之を施行す

明治四十一年勅令第二百十五號第二百十六號及び第二百三十號は之を廢止す

大 赦 令

朕大赦令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正元年九月二十六日

各大臣副署

大 赦 令 (勅令第二千四號)

第一條 大正元年七月三十日前左に記載したる罪を犯したる者は之を赦免す

- 一 刑法第七十四條及び第七十六條の罪(不敬罪)
- 二 刑法第七十七條乃至第七十九條の罪(内亂罪)
- 三 刑法第九十條乃至第九十四條の罪(國交に關する罪)
- 四 刑法第六條及び第七條の罪(騷擾罪)
- 五 明治十三年第三十六號布告刑法第四百一一條の罪(官吏侮辱の罪)
- 六 陸軍刑法第二十五條第二十六條及び第三十條乃至第三十二條の罪(叛亂の罪)
但し第三十一條及び第三十二條の罪の内敵國を利用する目的を以て犯したるものを除く
- 七 陸軍刑法第三十五條乃至第三十九條の罪(叛亂豫備)

- 八 陸軍刑法第五十七條乃至第五十九條の罪(抗命の罪)
- 九 陸軍刑法第七十三條及び第七十四條の罪(上官侮辱の罪)
- 十 陸軍刑法第三百三條の罪(政治論議の罪)
- 十一 明治十四年第六十九號布告、陸軍刑法第七十一條及び第九條の罪(擅權及違令の罪)
- 十二 海軍刑法第二十條第二十一條及び第二十五條乃至第二十七條の罪(叛亂の罪)
但し第二十六條及び第二十七條の罪の内敵國を利用する目的を以て犯したるものを除く
- 十三 海軍刑法第三十條乃至第三十四條の罪(擅權の罪)
- 十四 海軍刑法第五十五條乃至第五十七條の罪(抗命の罪)
- 十五 海軍刑法第七十一條及び七十二條の罪(政治論議の罪)
- 十六 海軍刑法第四百條の罪(上書建白の罪)
- 十七 治安妨害の目的を以て犯したる爆發物取締罰則の罪
- 十八 明治二十二年法律第三十四號の罪(決闘の罪)
- 十九 保安條例違反の

二十 治安警察法違反の罪

二十一 新聞紙法違反の罪

二十二 出版法違反の罪

二十三 朝鮮、臺灣又は關東州に行はるゝ法令の罪にして前各項に記載したる罪と性質を同じくする者

二十四 匪徒刑罰令の罪

但し強姦盜の目的を以て犯したるものを除く

第二條 前條第一號乃至第二十三號に記載したる罪と性質を同じくする舊法の罪を犯したる者は之を赦免す

第三條 前二條の場合に於て既に徴收したる罰金科料沒收物追徴金收贖金及び訴訟費用は之を還附せず

附 則

本令は公布の日より之を施行す

恩赦令施行規則 (司法省令第三號)

第一條 恩赦令第十三條に依り監獄の長特赦又は減刑の申立をなす場合に於ては申立書の

送付を受けたる検事は必要なる事項に就き調査をなしたる上意見を附し之を申達すべし

第二條 恩赦令第十條第二項による復権の申立書には恢復すべき資格の種類を明記すべし

第三條 特赦減刑又は復権の申立を理由なしと認むる時は其の旨を検事又は検事を經由して監獄の長に通知す

第四條 恩赦状の送付を受けたる検事は直に之を本人に下付すべし但し本人在監中なる時は監獄の長を経由すべし

検事假出獄中の者に恩赦状を下付したる時は其の旨を住居の地を管轄する地方裁判所の検事監獄の長及び監督警察官署に通知すべし本人他の裁判所の管轄区域内に在る時は其の裁判所の検事に恩赦状の下付及び前項の通知を囑託することを得

第五條 恩赦状の送付を受けたる検事恩赦令第十八條に依り附記をなしたる場合に於て訴訟記録他の裁判所の検事局にある時は其の裁判所の検事に其の旨を通知すべし前項の通知書は之を訴訟記録に添付すべし

第六條 恩赦状を本人に下付したる時は検事は速かに其の旨を司法大臣に申報すべし

附 則 本令は恩赦令施行の日より之を施行す

松田司法大臣の訓令

松田司法大臣は、二十六日全国の裁判所検事局及び監獄に對して左の訓令を發したり。

本月十三日忝く明詔を發し恩赦の慈旨を降し給ふ聖恩の廣深なる尊甞に覆載の徳のみならずや 正久奉行の任に膺り感激措く能はず唯々其遵由愆るあり以て盛徳を傷るあらんとを是れ懼る司法司獄の職に在る者亦篤く聖旨を奉體し慎重審覈し詔旨に依り赦宥を得べき者は皆恩澤に霑ひ敢て一人の遺佚するなきを期すべし而して其の大赦に該る事案は迅に之を結了し在監者は直に之を放免すべし自餘一般の罪囚に在りては之を其の罪狀に照らし或は其性行に稽へ特赦減刑又は復権の恩典に浴せしむべきと否とを審究甄別し其恩典を與ふべきを認めたる者は速に其の旨を具狀して裁を待つべし而して赦宥の恩澤を被りたる者には又懇に戒飭訓誨を加へ有恥心を格し正に就て順に歸し將來永く忠良の民と爲り以て皇恩の萬一に報ゆる所あらしむべし此の如きは獨り恩澤に遇ひ赦宥を獲たる者の幸福たるのみならず億兆をして倍聖徳の無窮なるを欽仰せしめ且國家の蠱害を爰除するに於て其の効頗る大なるものあるべし局に當る者其れ宜しく夙夜惕勵して以て斯の隆典をしての克く其の終あらしむることに努むべし右訓令す

赦免囚の種類

今回の大赦令に基き、司法省は二十六日夜、全国各監獄に大赦相當囚赦免の命令を發し、各監獄にては二十七日午後赦囚を召喚して恩旨を傳へ、將來を戒め、所持品、勞役賃等を下付して放免せり、其の總數並に罪名を擧れば左の如し。

▲大赦囚現在在監人總數百十九人

内 譯

不敬罪十二人、騷擾罪七十七人、爆發取締規則違反八人、決闘八人、治安警察法違反十人、出版法違反一人

今回の大赦に依りて放免せらるゝ在監囚の監獄別左の如し、但し罪名中(騷)は騷擾罪(爆)は爆發物取締規則の罪(治)は治安警察法違反(不)は不敬罪(出)は出版法違反(決)は決闘罪と知るべし。

在監囚監獄別

東京騷一▲市ヶ谷爆二▲横濱不一▲千葉五▲宇都宮騷一▲甲府騷八▲小菅爆二▲巢鴨治三▲前橋不三▲千葉治二▲長野騷四▲甲府爆二▲静岡出一▲膳所爆一▲京都爆一▲大阪決四▲和歌山騷一▲松山騷一▲長崎騷二▲福岡治三▲沖繩騷九▲函館騷一▲札幌騷六▲十勝騷一▲名古屋不一▲秋田治四▲京都決四▲奈良騷六▲山口騷二十▲三池騷十▲長崎治一▲熊本騷一▲函館不一▲札幌不一▲樺太騷二▲網走騷二

尙大赦に浴すべき囚人皆無の監獄は、浦和、水戸、安濃津、岐阜、金澤、富山、新潟、福島、宮城、盛岡、青森、山形、神戸、岡山、広島、鳥取、松江、佐賀、徳島、高知、大分、高松、宮崎、鹿児島なり。

社説に曰く、

今次の大赦、特赦及び減刑は、従來我邦は勿論歐米諸國に行はれたる概括的赦免と異なり頗る精密なる類別を爲したる點に於て、一新例を開けるものといふべし。皇室若くは國家の儀典に伴ふ赦免が慣例として存する以上は、唯其が近時の刑事政策と相容れざるの故を以て之を廢する能はざる事情あり、従つて如何に此の慣例を社會的に善用すべきかを念とすべきものなるが、今回の新例は此の點に於て稍成功に近きものあり。

元來法律が或る行爲を犯罪と認むるに就ては、主として國家的見地よりするものごと、社會的見地よりするものごとあり、國家的見地より見る犯罪は、行爲其の物は社會的に必ずしも犯罪と爲すべからざるも、國家存立の上より之を抑壓すべきものにして、社會的見地より見る犯罪は、行爲其物が反社會的性質を有し、社會存立の上より之を抑壓するを要し、従つて國家の手に罰せらるべきもの也。更に是を主觀的に解すれば、前者

は犯罪人といふ一階級若しくは一人種を形作らざる者の犯罪にして、後者は犯罪者階級といふ一種族を組成するものゝ犯罪なり。刑事學者の犯罪人といふは、嚴格にいへば唯後者のみを指すなり。普通人が理性を以て行ふ犯罪は、多くは國家若しくは法律が其の見地を變ずる場合に忽ち犯罪たらざるに至るものなるが、刑事學者のいふ犯罪は國家若しくは法律と殆ど無關係に、社會的墮落に伴ふ變質者に依つて行はるゝものにして、人種の墮落を表示する現象として發生す。されば此の種の犯罪者は之を醫學的にいふ變質者に屬すべきものとす。學說すらあり。目下の刑法は此變質者の犯罪も普通人の犯罪も同一に取扱ひつゝあれど、刑事政策の上よりは截然區別して取扱はるべきものとせられ、近時の刑事制度は主として此の見地より畫策されつゝあり。如上の見地に立つ時は、犯罪者に對し如何やうに恩赦の特典を蒙らしむべきかは自から瞭然たるものあるべし。即ち赦免及び減刑は刑罰の國家的目的を緩和するに用ゆべくして、刑罰の社會的目的を無効ならしむるに用ゆべからずといふなり。蓋し刑罰の社會的目的は、國家及び皇室の手によつてすら之を廢頓せしむべからざるものなればなり。之に反し刑罰の國家的目的は場合により之を棄つるも、直に嚴格の意義にていふ犯罪者を社會に放つ事とはならず、多くの場合に於ては、其の犯罪者を普通人として社會に

返還するに過ぎざるものにして、必ずしも社會に害毒を與ふるものといふべからず。去れば大權による恩赦を進歩したる思想に合致せしめんごせば、是非とも以上の見地に基きて嚴に其の範圍を限定する必要がある事云ふ迄もなし、今回の恩赦が此の進歩したる思想により其範を圍定められたるは頗る宜に適へるものといふべし。罪を全免せらるべき大赦に就て見るに、普通特別の刑法を通じ、大約、不敬罪、内亂罪、國交に關する罪、騷擾罪、官吏侮辱の罪、叛亂罪、上官に對する罪、軍人政論を爲す罪、擅權の罪、爆發物に關する罪、治安に關する罪の一部、新聞紙出版物に關する罪等にして、全く吾人の所謂國家的見地よりせる犯罪に限れり。即ち之を放還したる時に普通人を社會に返却する事となるものに限られたるなり。其餘の犯罪者には減刑の恩典を與ふる事となれるが、夫れすら主として學者の所謂變質者に屬すべき犯罪者を除外し、犯罪の性質が社會的墮落に因すと認むべきものは勿論、犯罪の性質如何に拘はらず、常習性の犯罪者、無感化性の犯罪者を除外したるは、近時の學說に所謂犯罪者階級を社會に放還するの、國家又は皇室の手を以てするも尙且不可なるを認めたるが故にして、儀典に伴ふ慣例を規するに近時の刑事政策を以てしたるものといふべし。

爾く吾人は大體に於て今次の恩赦が社會的に成功すべきものなるを認むるが、尙個々

の犯罪者につき減刑を行ふに就ては、直接犯罪者監督の任にある司獄官は、個々犯罪者の性質を観察するに公正的確を失せざるやう慎重の注意を要す。若し之が差別を誤り恩赦の慈旨に過不及を見るが如き事あらば其罪誠に輕からず。(九月二十六日所載)

後の御祭典の事

斂葬翌日山陵祭

九月十六日午前十時より、御陵に於て斂葬翌日祭を御執行相成りたり、此の日朝來曇天にて梨本宮、李堀公には、午前八時四十分桃山驛に御着、東伏見宮、皇太后陛下御代拜同妃周子兩殿下には御馬車、御名代閑院宮、皇后陛下御代拜同妃智恵子兩殿下には同く御馬車、伏見大喪使總裁宮には自動車、北白川、竹田兩宮には腕車にて御陵道を辿らせられ、御陵正門の傍なる御休憩所に入御、最後に久邇、東久邇兩宮には九時四十二分桃山驛に御着、直に御休憩所に入らせられ、各宮殿下と御對面相成り、御祭式の始まるを待たせらる。是れより先、午前八時と云ふに、片山、山口等の大喪使事務官は、御陵前なる祭場殿に至り、諸種の裝飾をなせり。拜すれば御扉は堅く鎖され、老松に吹き渡る秋風、祭場殿の黒き幔に翻りて、神代の如く靜かなり、岩倉、天岡兩大喪使事務官は、衣冠單帶劔にて、九十九折なる山徑を経て、御須屋の正面に起立し、他の大喪使事務官及び宮内省高等官、明治天皇側近奉侍の高等官、同待遇は東側の帷舎に着床せり、各大喪使事務官、各御側附高等官、

御親族華族總代二條基弘公は右側幄舎に、鷹司祭官長、萬里小路祭官副長以下、各祭官は祭官控所に、夫れ／＼着床し終れば、東伏見、久邇、梨本、東久邇、北白川、竹田各宮、李瀾公には西側皇族席に御着床、次で伏見大喪使總裁宮にも、衣冠單帶劔淺沓にて、靜に大喪使事務官の前面所定の地位に御着床、御名代閑院宮には、陸軍中將の御正装に、兩御代拜には漆黒の御喪服にて、皇族席の首位に御着床、兩大喪使事務官は左右より御須屋の御扉を開き參らせば、微に白羽二重の壁代の中より、寶璽の上に樹てられたる大眞禰の拜せられて、自ら森嚴の氣に打たれき、斯て奏樂所に控へし芝樂長は、多、安部、林、東儀、上、芝の六樂師を指揮して、嚙唳たる樂を奏すれば、其音は靜けき神境に響きて、神々しさ限りなく、此の間に萬里小路祭官副長以下千鳥形に整列して、十臺の御饌を奠す、此の間又奏樂ありて、鷹司祭官長は嚴かなる口調にて祭詞を奏し、終れば御名代御代拜大喪使總裁宮には、一々事務官の案内により祭場殿に進ませられ、拜禮ありて後各皇族御拜あり、直に御退下、次いで諸員の拜禮ありて、祭官は御饌を撤し、兩大喪使事務官は御須屋の御扉を開ち、是にて御式全く滞りなく終了し、伏見宮には十時四十分、東伏見宮は同五十分、閑院宮、同妃、梨本宮、久邇、東久邇、竹田、北白川の各宮には、十一時十分何れも御廳路に就かせられたり。

斂葬翌日權殿祭

御斂葬は十五日を以て滞りなく了せられたるに付き、十六日午前宮中桐間に於て、斂葬翌日權殿祭を行はせられたり、午前八時大喪使事務官は、桐間なる權殿に伺候し、裝飾を奉仕し、同十時大喪使事務官、明治天皇側近奉仕の高等官、御親族華族總代九條公爵、拜診醫青山、三浦兩御用掛其他着床、次で伏見若宮博恭王、久邇宮邦彦王妃親子、梨本宮妃伊都子、朝香宮鳩彦王、北白川宮妃房子内親王、竹田宮妃昌子内親王各殿下順次御着床あらせらるゝや、正親町祭官副長以下各祭官は、奏樂の間に御簾を褰げ、御饌十臺を奉奠し、正親町祭官副長恭しく祭詞を奏し了るや、天皇陛下（大元帥の御正装に喪章を附す）には戸田式部長官、渡邊宮内大臣の前行にて、桂侍從長、侍從武官以下を從へ、皇后陛下（御通常服喪服）には一條皇后宮大夫心得の前行にて、吉見女官以下を從へ、皇太后（御通常服喪服）には香川皇太后大夫の前行にて、姉小路、千種兩權典侍以下女官を從へ出御、順次御拜禮あらせられ、了りて入御、引續き親王各皇族方を初め、參列員一同拜禮あり、再び奏樂中に御饌を撤し御簾を垂れ、茲に權殿翌日祭を終らせられたり。

山陵御五十日祭

九月十七日、夜來の雨霽れやらす、小雨蕭條として、降り荐れり、午前九時半伏見大喪使總裁官には自動車、御名代閑院宮、皇后宮御名代同妃智恵子殿下には御馬車、東伏見宮、皇太后宮御名代同妃周子殿下には御馬車、李堀公は自動車、北白川、竹田兩宮は腕車、久邇、梨本、東久邇の三宮は午前九時四十五分桃山驛着列車にてそれ／＼御陵道を通り、直に御陵正門の傍なる御休憩所に入らせられ、最と濕やかに御物語ある間に、山口大喪使事務官は陵所を裝飾し、降り荐る小雨の中に椽色の衣冠着けたる大喪使事務官、さては祭官なんど三々五々、祭場に向ふ状宛ら繪の如し、纏て松根大喪使事務官は落ち来る松の露を拂はんともせず、祭場より間道を辿りて御須屋の前に起立す、時の進むを待つ程に、大喪使事務官、鷹司祭官長、萬里小路同副長、祭官、宮内省勅任官、同奏任官、明治天皇側近奉侍の高等官、同待遇、御親族華族總代二條基弘公、御異例中の拜診醫等着床し、次で東伏見宮以下各皇族着席、終れば御名代三宮には皇族首席に御着床、此の時御須屋の扉は開かれ、奏樂所より沈痛なる樂の音起り、山陵間として聲なく、萬里小路祭官副長以下各祭官は、神饌所より神饌十臺を祭場殿に傳供し、今上陛下の御幣物紅白帛各五正は柳宮に納

められ、蘇芳額緞絹を以て包み、縹帶二條を以て結びたるを奠し、鷹司祭官長祭詞を奏し、次で三御名代、各皇族、各參列諸員の拜禮終れば、此の日特に參拜を許されし在京華族五伯、二十子及び三好陸軍中將、山中第十六師團長、大森京都府知事、久能第十九旅團長、高木紀伊郡長の拜禮ありて、祭官は幣物、神饌を撤し、松根大喪使事務官は御須屋の扉を閉ち、御名代、御代拜は祭場を辭せられ、伏見總裁官を先頭に、各宮には順次御歸邸相成り、大喪使事務官等は記念の爲御陵廣庭に於て撮影す、供奉員等は名殘惜し氣に幾度となく御陵を顧み、御陵道の傍に於て、手に／＼小々やかなる草を引抜きて携へ歸る者多かりき。

權殿御五十日祭

九月十七日午前十時、宮中桐間に於て權殿五十日祭を行はせらる、當日午前八時大喪使事務官上野祕書官出仕、權殿の裝飾を奉仕し、次で伏見若宮、久邇宮同妃、梨本宮妃、朝香宮、北白川宮妃、竹田宮妃各殿下御參内、大喪使事務官財部海軍次官を初め、宮内省勅任總代二名、同奏任總代二名、先帝側近奉仕の高等官同待遇、御親族たる華族總代九條公、御違例中の拜診醫以下、午前十時着床、正親町祭官副長以下祭官出仕、奏樂中に御簾を褰げ、御饌十臺捧呈の後、御幣物(紅白帛各五正柳宮に納む)を奠し奉り、次で天皇陛下には

戸田式部長官、渡邊宮内大臣の前行にて、桂侍従長、中村侍従武官長以下侍従扈從、出御の上、恭しく御拜禮、終つて入御、次に皇后陛下、次に皇太后陛下、御拜禮ありて入御あらせられ、引續き前記各皇族方を初め着床、諸員の拜禮ありて、再び奏樂中に御幣物御饌を撤し、御簾を垂れ、終つて各員退下、茲に權殿に於ける五十日祭を終らせらる。

五十日祭祭文

祭文

明治天皇の升遐を悲み奉りしは昨日今日ご思の外に、日月逾邁きて、陵寢己に成り、早くも五十日祭の御當日ご爲りぬ、桃山御陵も宮中の權殿も、常典に肅循して狭物嚙物を薦め、いご嚴なる御祭を行はせたまふ、市井の臣、瓊霄を瞻仰して、仙駕の翱翔を愴み、大地に悲號して、皇恩の決冷を念ひ、哀慕感戀の至に堪はず、歎みて惟みるに明治天皇の不緒を紹承したまへる今上陛下踐祚の大詔に、遺業を失墜せざらんことを誓はせられ、臣民に諭すに忠誠を以したまへり、然れば空しく悲痛に沈みて、哀傷日を送り、志氣を沮喪して、以て生業の振はざるを致すが如きは、明治天皇の遺旨を服膺し、今上陛下の大詔を奉體して以て忠を尹國に盡す所以に非ず、つらつら世上を見渡すに、宮車晏駕を悲慟して未だ夢ばくならざるに、大喪儀の夕には、國家の重を

爲せし乃木將軍を喪ひて神人俱に哭し、都鄙老弱、涙の乾く間もなく、世を擧げて沈鬱に陥れるに似たり、是れ不幸の上の不幸にして、在天尊靈の神慮を勞したまふ所なるべし、億兆臣民宜しく哀を節し勇を鼓し、各本分に隨ひて其の業に精勵し、以て國運の伸張に裨補し、深仁厚澤の萬一に報いんことを期して、在天神靈を慰め奉らざる可からず、今己に大喪の第一期を過ぐ、微臣等操觚の業に従ふ者は、思を此に致し、隱憂頤る切なり、故に竊に國民の志氣を鼓舞するを以て自ら任ず、但我等臣民は晨に夕に、孺慕の誠を存し、造次顛沛も敬虔の念を失はずして、言行を謹慎し、以て舉國居喪の禮を守らんことを要するや勿論なり、謹んで此に御陵を遙拜して、恭しく鄙衷を申ぶ、仰ぎ冀くは在天神靈、俯して昭鑒を垂れたまへ。(九月十七日所載)

倚廬殿渡御式

天皇陛下には九月二十一日、宮中正殿に於て倚廬渡御式を行はせられたり、抑も倚廬殿と申すは、竹を以て造りたる便殿の謂にして、古來天皇崩し給ひ、山陵に御埋葬の事あるや、新に踐祚したまひし天皇は、其の山陵の側に廬殿を造りて、一年一箇月若くは十三日の間其の殿内に御籠り遊ばされしものにて、今上陛下には此の古例を重んじ給ひ、其の儀式を

行はせられたるなり。當日午前八時、大喪使事務官出仕し、正殿内御遙拜所にて明治天皇御陵の方位に面し、青竹を以て御臺帳を作り、周圍に蘆の簾を懸け、又薄墨染平絹の御帷を懸け、其の上に鈍色平絹の縁取りたる御疊を敷き、更に其の上に白色平絹の鏡に、鈍色平絹の縁取りたる御茵を敷きたる御座所を鋪設し、總ての準備調ひたる後、戸田式部長官より出御を奏請する程に、天皇陛下には錫紵の御服を召させられ、御冠は晒張薄塗無艶にて、御櫻は繩、御袍黒椽色布の闕腋、御半臂は黒椽色布、御下襲も御單も同色の布、御大口は表裏共柑子色平絹、御表袴は表は黒椽色布、裏は柑子色布、御帶は黒椽色の晒布、繩御帶は藁及び荒芋を以て緇ひ、鼠色奉書を以て巻き、御檜扇は板二十五枚を以て作られ、無地の鈍色、御襪は白色平絹にて裏無きを用ひさせられ、御挿鞋は赤色、御敷物は鈍色平絹にして、戸田式部長官、渡邊宮内大臣の前行を以て、午前十時正殿に出御、桂侍従長並に御劔御鞞捧持の侍従御後に候し、中村侍従武官長以下侍従武官、大喪使事務官、市來、蜂須賀、萬里小路等の各式部官、佐伯掌典、執も便宜の處に候し、陛下には倚廬殿に入御の上、山陵に向はせられて御觀念あらせらる、その光景神々しきこと譬ふるに物なく、神此に降りますかと思はるゝばかりなりしごと。御式終了の後、陛下には出御の時と同じく、式部長官、宮内大臣の前行、侍従長、劔鞞捧持の侍従、侍従武官長以下供奉還御あらせられ、

了りて參列各員執も退下したり。當日桂侍従長、渡邊宮内大臣、戸田式部長官以下侍従、並に大喪使事務官は細櫻冠に、袍は黒椽布の單奴袴、鈍色布、扇鈍色骨黒を用ひ、中村侍従武官長以下侍従武官は正服を着用したり。

皇太后宮御陵拜の事

明治天皇の崩りたまひしよりこのかた、大宮深く垂れ籠め給ひて、殯殿、權殿の御拜ばかりを日毎の御勤めごしたまひつゝ、限り知られぬ御哀傷の中に明し暮し給へる皇太后陛下には、十月十三日午前十時宮城御出門、御陪乗の柳原典侍、千種、小倉、園の各權典侍小池掌侍、數、津守兩權掌侍以下の女官、香川大夫、岡侍醫頭、渡邊主事、松根書記官等の供奉にて、桃山御陵拜の途に上らせ給ひぬ、坂下御門より新橋驛に至る御道筋には近衛各聯隊堵列奉送し、市民の幾萬は十重二十重の人垣作りて最も慎しげに奉送せり。

やがて鹵簿は秋高く氣澄める大路を過ぎさせられ、同二十分新橋停車場に着御、御先着の皇后陛下を始め奉り、東宮御使波多野大夫、淳宮、光宮兩殿下御使丸尾御養育掛長、伏見、閑院、北白川、竹田、東伏見各宮同妃殿下、並に桂侍從長、大山元帥、井上、東郷兩大勳位、渡邊宮内大臣、齋藤、松田、牧野、長谷場、山本、上原各大臣、大隅、土方、板垣、山本、大浦各大臣待遇以下の面々御車寄に奉迎す、陛下には便殿にだに入御あらせられず、直に平井鐵道院副總裁の御先導にて御行列車に乗御、皇后陛下を首め各宮各妃殿下を招かせ給ひて暫し御物語あり、同三十七分を以て御發車あらせられたり、陛下には明治天皇御不例

以來長々御心勞あらせられしに拘らず、玉體最と健かに見上げまつられしは恐悅の限りなれども、目の當り御喪服の御姿を拜しまつりては、奉送の臣庶落涙を禁ずる能はざりき。陛下には常の行啓と違ひ、御車中に於ても更に喪服を解かせ給はず、且餘り多くの御詔をも拜せざりし趣きにて、近侍の柳原典侍以下女官も亦只々沈黙して供奉申上げたり、沿道の市民は母儀を奉拜せん衷情より、野に山に奉送者を以て滿さる、品川町より喪章を附せる國旗の軒頭に掲げられたるを見たるが、神奈川までの各驛は到る處學校生徒、赤十字社愛國婦人會員其の他の人々塔を造りて奉送し、平沼驛御通過の際は、荒川横濱市長等數十名奉送申上げたるに、陛下には特に御車を徐行せしめて遙に御會釋を賜ひたり、大船通御の際は瓜生横須賀鎮守府司令長官以下奉送し、零時四十五分國府津驛に御着あらせらるるや、態々大磯より奉送の爲來れる伊藤公母堂、及び小田原よりせる山縣元帥等に御車窓近く拜謁仰付けられ、公爵母堂に對しては殊に御懇篤なる御詔を賜ひしに、母堂は喪服の陛下を拜し奉りて、萬感一時に迫り、一言の奉答も爲す能はず、只々涙に暮れて頭も上げ得ず、漸く山縣公に扶けられて、御發車を奉送申上げたり、かくて午後二時五十一分沼津御着、岩淵別莊滞在の田中前宮内大臣は御召車内にて拜謁仰付けられ、六分の後御發車、午後四時十分と云ふに、静岡驛に御安着あらせらる、停車場には文武官其他多數奉迎申上げ、陛下は香

川大夫の御先導にて御機嫌最と麗しく、宮内省御馬車に召し、順路御用邸に入らせられたり、今回の行啓は諒闇中のことにて、其の筋より質素にこの御沙汰あり、御通路に奉迎縁門を設けず、辻々の大國旗交叉もなく、御道筋の盛砂までも廢せしが、黒布を纏へる國旗の下に塔列せる奉迎者は、悉く喪章を胸にして靜肅に奉迎し、御發着の合圖と云ふに煙火も打揚げず、掃き清められたる御通路は、御馬車の肅々と馳する轍の音のみ高く、吾妻、曉の御料馬さへも首垂れて、哀愁に沈みたる如くにぞ覺えし。

靜岡御發車

翌十四日朝、陛下には早くも御用意を整へさせ給ひ、定刻午前九時十分御出門、奉送の文武高等官に御會釋を賜はりつゝ、直に御召列車に乗御、午前九時二十分靜岡驛御發車あらせられ、午後二時五分名古屋停車場に御安着遊ばさる、此の日天晴れて風穏かなり、梨本宮守正王殿下、同妃殿下先着御待受け遊ばされ、文武官其他の奉迎者驛の内外に満てり、四邊聞として聲なく、皇太后旗の緩く翻る中に、聞ゆるものは受々たる儀仗騎兵の馬蹄の音のみ、斯くて平井副總裁屏を排し奉り、陛下には梨本宮兩殿下に御挨拶遊ばされ、其他の奉迎諸員に御會釋を賜はりつゝ、柳原典侍の御陪乘にて御料の馬車に召し、前驛警部二騎に續きて、大島少佐の率ゐる軍旗持の騎兵一箇中隊、儀仗として函簿を警衛しつゝ、御順路第三師團城内に入るや、離宮正門前には歩兵第三十三聯隊より派遣せる一箇中隊の儀仗兵

名古屋離宮入御

軍旗を捧げて奉迎し、二時三十五分離宮に御安着遊ばされ、梨本宮兩殿下御伺候あり、渡邊第三師團長、深野愛知縣知事初め、各文武高等官同様參候し、深野知事よりは蔬菜一籠を、阪本名古屋市長よりは鮮魚一臺を献上せり。

名古屋御發車

明ければ十五日、陛下には今日こそ愈先帝御陵に謁し給ふことにて、御目覺も早く、午前五時頃既に御起床遊され、早朝伺候せる渡邊師團長、深野知事に謁を賜はりし上、午前六時三十分、電燈の光淡く、御苑の白露に映るひ、御馬車の中未だ薄暗きに、柳原典侍御陪乗を承り、師團長、知事等扈從し、儀仗隊の奉送を受けさせられつゝ御出門、同五十六分名古屋停車場に着御、御先着の梨本兩殿下に御挨拶あり、構内に奉迎せる薄岐阜縣知事其他に御會釋を賜ひつゝ宮廷列車に召させられたり。

岐阜、大垣、大津其他各驛の奉迎送執れも靜肅を極め、午前十時四十三分、京都驛御通過あらせらる、賀陽宮大妃殿下を始め、大浦兼武子、三須舞鶴鎮守府司令長官、犬塚大阪府知事、其他多數奉迎し、賀陽宮大妃殿下には玉車内に進み給ひて拜謁御物語あり、馬場驛まで御出迎ひの大森京都府知事及び藤崎警務長は川島滋賀縣知事と共に更に御召列車に陪乗を許され、同十一時桃山新驛に無事着御あらせらる。

今日しも明治天皇御陵の大御前に臨時祭を執り行はせらるゝ事とて、萬里小路、山本兩大

喪使事務官は、十三日より夫々裝飾を施し、平日は自由參拜の爲差しも混雜を極むる御陵道も、宛然別世界の如き清淨界となりて一塵を止めず、午前九時頃より奉迎送の文武諸官桃山に參集し、第十六師團諸隊は久能第十九旅團長指揮の下に入場して、御陵道南方の一般奉拜者席跡に軍旗を中心として整列したり、斯る間に久邇第三十八聯隊長官には妃殿下と御同列、總門より御馬車を進めさせられて御着車を待たせらる、十時に及んで騎兵第二十聯隊の一箇中隊は中島聯隊長指揮の下に入場し、總門側に立ち列ぶ、當日儀仗の命を被れるなりけり。御香宮以東は衆庶の通行を禁斷され、桃山驛一帶は更に靜肅を加へたり。桃山驛前なる大廣場には土方、中院、清閑寺、冷泉諸伯を初め、在京華族、山中第十六師團長、久能第十九旅團長、以下五百餘名整列せし中にも、綿織、平松、梨木の舊女官は、一様に下げ髪を白紙もて結び、素服の上に黒麻の喪服を着け、棹色の袴を穿ちて優かに御待受け申す姿、如何にも物哀れに見えたり。

先驅の騎乗警官儀仗兵は肅然として桃山新驛前に控へたり、久邇大佐官には廣庭中央の御假屋に進ませらる、午前十一時御召列車は徐々構内に進み入りぬ、御召車には香川大夫を初め、岡侍醫頭、柳原典侍等陪乗す、陛下には群集せる奉迎の庶民を擧はせて御満足の御轡子を拜しまつりぬ、長途の御疲勞もあらせられず、黒の喪服を召したる上に同じく黒の

桃山着御

御帽子、黒のヴェールを遊ばしたり、平井副總裁の御先導にて御下車あり、御伏目勝に玉歩を運ばせられて御馬車に召し、柳原典侍陪乗、鹵簿肅々、御陵に向つて進ませたまふ。御列は神部、山田兩警部を先頭として、次に儀仗騎士四十名、皇太后旗は近衛騎兵曹長捧持し、次に石塚近衛將校、次に御召馬車、次に井上、深道の兩近衛將校、山中第十六師團長、女官、香川大夫、渡邊皇太后宮主事、松根宮内書記官、岡侍醫頭、大森京都府知事の各馬車之に續き、騎士四十名と松原、蒲の兩警部後従を勤め、最後に久邇大佐官の御馬車、廣場より御陵道に向つて進ませられたり、御馬車の總門を過ぎさせらるゝや、第十六師團各部隊の喇叭悲しげに響き渡る、御馬車は御陵道に差蒐り徐行されたるが、此の時陛下には鳥羽伏見の方、扱は宇治の川面を御覽あり、御大喪當夜の御事とも思出でさせ給ひてか、御言葉なき内に無限の御悲しみを拜察し參らせたりと漏れ承る、斯くて御馬車は御陵廣場に進ませられ、正面竹塙の前に靜に御車を止めさせられ、祭場殿石階を距る五間の處にて御下乗あらせらる。

陛下には香川大夫の御先導により徐ろに祭場殿に進ませられぬ、是より先き午前八時、御陵所は山本大喪使事務官等裝飾を奉仕し、十時、同事務官は大禮服にて着床、久世、藤枝、山本祭官は洗米を始め、山、海、川の神饌十臺を奏奠し、鬨曉たる奏樂の中に、正親町祭

御喪拜

官副長進みて祭詞を奏し終るや、皇太后陛下は香川大夫の御先導にて玉歩を御祭場殿に運ばせられ、恭しく御拜あり、斯くご拜し奉れる諸員、別けても女官の面々は、先帝御在世の昔を偲び、今日のあたり御痛はしき陛下の御有様を仰ぎて涙止め敢へず、陛下にも御拜後屢次玉歩を止めさせられながら、御須屋の方より四方の有様を辯はして御名残を惜ませ賜ひぬ、聽て祭官御饌を撤し、御須屋の扉を鎖しぬ、陛下には再び御馬車に召して葱華輦安置所に赴かせられ、香川大夫の御説明を聞召さる、次いで御休憩の御暇もなく、十一時四十五分山田、蒲兩警部先驅となり、護衛前の如く、桃山驛廣場に着御あり、宮廷列車に召したまふ。

桃山御發車

陛下には御召列車にて大膳職進獻の御晝餐を濟ませられ、伏見寺田屋より捧げたる茶器ごも御覽あらせられし程に、聽て定刻に近きたれば、奉送諸員整列し、久能少將の一令を以て各部隊は奉送喇叭を奏し、同時に久邇大佐宮、同妃殿下には御假屋に御起立ありて御暇乞を申され、午後一時十五分、徐に御發車あらせられたり、陛下には此の時長くも御座を立たせられて奉送諸員に御會釋あらせらる。其の時御召列車の窓外に、參集せしは、錦織平松梨木の舊三女官ご、大聖寺門跡石野慈榮尼、寶鏡寺平松周禪尼、光照院廣橋聖海尼、曇華院庭田慈廉尼、林丘寺風早慈堂尼、智恩寺の久世成章尼、水薬師寺の六條眞照尼、長

社説

福寺の中川秀峰尼、靈鑑寺の六條得全尼等なりしが、孰れも古來皇室と淺からぬ御因縁を有する諸寺の住職ごて、女官を通じて御挨拶申上たる後は、唯だく御痛はしき陛下の御喪服を見まらせて、錦織舊女官先づ涙に咽び、續て窓外の女性一同何ご申上げん言の葉もなく、潜々と悲嘆の涙に袖を絞る許りなり、斯くてあるべきにあらねば御側の宜人より退下を勧めたるに、一同は廣場なる休憩所に入り、砂利の上に敷きたる荒蕪に團坐して、右手に喪の扇を翳しつゝ泣き沈む折しも、陛下の御使ごして二人の宮内官入り來り、格別の思召にて陛下よりの賜ものごて、白の御風呂敷に包まれたる御菓子一折宛を渡されたるに、何れも思ひ掛けざる恩賜を恭しく押戴き、先立つものは涙にて、幾度か御禮の言葉を繰返しつゝ、面を擧げ得ざりきごなん。社説に曰く、

我が至仁至慈なる

皇太后陛下には、

明治天皇の陵寢に謁したまはんが爲に、東京の宮城を出まして、今日しも桃山に着御あらせられ、直に臨時祭を隱宮の大前に行ひて、親ら苾苾を薦めたまふ、歛みて惟みるに皇太后陛下には、天に儼んで順を體し、地に應じて章を含み、徽儀則ご作り、淑徳休を垂れ、位を椒塗に正し、心を靈政に勞し、毎に宵旰の勤を分ちて、克く掖庭の訓を

立てたまひしかば、六宮威慈恵を被りて、四海悉く仁恩を享けつゝ、乾坤の化に浴して日月の光を仰ぐこと、此に四十五年に及びしに、詎ぞ圖らん遽に大故に遭ふて、上下哀を同くせんとは、初め

明治天皇御不例に在しましより以來、陛下日夜の御看護に御心を勞したまひ、衣帶を解かせたまはざること、旬餘に及ばせられし懿行は、誠に天下婦人の粹範にして、億兆感激措かざりしに、其の大御心盡しの効なかりしこそ終天の憾なれ、臣庶の攀勸を以て、陛下の御哀傷を推し測り奉れば、惻愴彌切にして、五中裂んと欲す、斯くて大喪儀式場にも臨ませたまはず、殯殿權殿の御拜を日毎の御勤として、九重の雲井深く明し暮させたまひつるより、國民擧りて慈安如何を懸念し奉りしに、御健勝に渡らせたまひて此度の行啓あり、遐邇齊しく母儀の宏光を拜するを得しは、臣子の情、恐悦に堪へず、然るにても靈爽式憑の地、神明降の時、陛下親拜哀を展べたまふに方りて、感戀の情果して如何におはしますべき、彼を思ひ此を念へば、潜々として涙の下るを覺えず、嗚呼虫鳴き木落ちて、秋氣方に悲しく、無限の哀、物に觸れて又新なり、我等臣民、遙に御陵を拜して、敬しく微誠を申べ、謹んで此に
皇太后陛下の滯なく臨時祭を終らせられて、輦路平安、東京に還啓あらせられんことを祈り奉る。(九月十五日所載)

を祈り奉る。(九月十五日所載)

御召車は午後一時二十九分京都驛に着御、賀陽宮大妃殿下を始め、大浦兼武子、三須司令長官、犬塚大阪府知事其の他奉迎す、陛下には御召列車中央の御窓を開かせ給ひて、御行立、窓外に向はせ給へば、大妃殿下御前に進み拜謁あり、更に三須長官に拜謁仰付られ、同三十二分御發車名古屋に向はせ給へり。

十五日午後五時十五分、名古屋御安着、御出迎への梨本宮兩殿下に御挨拶あり、御馬車に召して離宮に入御、十六日午前九時離宮御出門還啓の途に就かせらる、御發車は九時二十五分、静岡御着は同午二時十分、御用邸に御一泊の上、十七日午前十時十分静岡御發車、午後三時五十分新橋着の宮延列車にて無事御歸京あらせらる、皇后陛下には、吉見女官御陪乗、山内大夫心得以下奉供員を隨へ、同十五分青山離宮御出門、新橋に行啓、御先着の各宮方及び文武官に拜謁仰付られ、聽て皇太后陛下の御着輿を御出迎あり、東宮御使波多野大夫、兩皇子御使丸尾御養育掛長、伏見宮、閑院宮同妃、東伏見宮妃、北白川宮妃、竹田宮同妃各殿下にも順次御挨拶あり、終つて皇太后陛下には御降車、大山元帥、山縣、井上各元老以下に御會釋あらせられつゝ車寄昇降口に出御、皇后陛下に御挨拶遊ばされ、宮城に還啓相成り、引續き皇后陛下には青山離宮に還啓あらせられたり。

泰宮御陵拜の事

明治天皇第四の皇女におはす泰宮聰子内親王殿下には、十一月一日午前六時三十五分新橋御發車、御陵拜の爲桃山に向はせられたり、殿下には御下髪に鈍色の御衣、柑子色の御袴を召させられぬ、午後七時半、桃山驛に御着、片岡邸に入らせられ、二日午前十時御出門、喪服正装にて大森京都府知事、高木紀伊郡長、藤崎警務長等に護衛され、御用掛西三條伯爵以下四名の供奉員、四名の侍女を随へさせられ、俵を運ねて御陵道に出て、同十時二十分正門前に御下車あり、山本内匠寮技師、山中御陵守長及び近衛歩兵一箇中隊に出迎へられ、山本技師の御案内にて徒歩御陵廣庭より祭場殿に入らせられたり、折しも萬里小路祭官副長は、祭官一同と共に、山陵日供祭を執行中なりければ、殿下には恭しく伏し拜み給ひ、先帝の在そかりし昔を偲び出でられ、萬感胸に迫らせ給ひけん、暫し仰ぎ見らるゝこともなき痛ましき御姿を拜しては、供奉員一同暗涙に袖を絞り合へり、斯くて日供祭済みたれば、御拜の上祭場殿を退かせられ、御休憩の後直に御陵正門より俵に召されて、同じ道を同十時四十分片岡邸に御歸還あり、御晝餐後御小憩ありて、殿下には午後四時再び御徒歩にて片岡邸裏門より出御、御陵拜仰出され、先驅大場署長、供奉員一同徒歩、殿下に

は正門にて御下車あり、山本技師の御案内にて祭場殿に成らせられ、再び御陵に參拜あり、終りて御陵南門脇の葱華葦を拜し、御休憩中、山本大喪使事務官より連日十萬を下らざる熱心なる國民の參拜者あるとなど、御説明申上げたるに、殿下には双眼に御涙を浮べさせ給ひつゝ、熱心に聽かせられ、午後三時卅分御歸館相成りたり、かくて三日午前六時五十分桃山停車場御發車、午後八時新橋着汽車にて御歸京、御機嫌麗しく麻布御殿に還啓相成りたり。

權殿御百日祭の事

十一月六日宮中にては皇太后宮出御、權殿御百日祭を行はせらる、午前八時大喪使事務官、蜂須賀式部官權殿の裝飾を奉仕し、十時大山元帥、松方侯、西園寺首相、齋藤、松田、内田、牧野、山本、上原各大臣、大隈、土方、平田各大臣待遇、樺山、長谷川、大島(義昌)大迫、大久保、土屋各陸海軍大將、芳川樞密院副議長以下各顧問官、二條、一條、三條、岩倉、島津各公爵、其の他各官衙總代數十名は夫人同伴にて參列、何れも大禮服に喪章を附し、次に祭官副長正親町伯爵其の他關係諸員衣冠單にて着床、次いで東伏見宮依仁親王妃倪子、梨本宮守正王妃伊都子、東久邇宮稔彦王の三殿下御參進本位に就かせらるゝや、奏樂の間に祭官は御簾を褰げ奉り、御饌十六臺を奉奠し、尙幣物として五色帛各一匹、倭文一匹、細布一匹、白絲一約、木綿一斤(柳宮に納む)を奠し、終つて正親町祭官副長恭しく祭詞を奏し終るや、閑院宮載仁親王殿下には天皇陛下の御代拜、次に閑院宮妃智恵子殿下には、皇后陛下の御代拜として御拜禮の後、御退下あらせられ、次で皇太后陛下出御、親しく御拜禮入御遊はさるゝや、御參列の依仁親王妃、守正王妃、稔彦王各殿下を始め、參列各大臣其他順次拜禮の後、奏樂中に御幣物御饌を撤して御簾を垂れ、茲に御祭典を終らせられぬ。

兩陛下御謁陵の事

御發聲

諒闇の日月移ると早く御百日祭の十一月六日と迫りぬ、秋風冷やかに細雨蕭々たる五日の朝、天皇皇后兩陛下には青山離宮を出でまして、伏見桃山陵御參拜の途に上らせられぬ、午前六時三十五分、兩陛下御同列にて御出門、鹵簿蕭々として新橋に向はせらる、此日皇太子廸宮殿下には、淳宮、光宮兩皇子殿下と共に、午前六時離宮に成らせられ、兩陛下に御對顔の上御告別の御挨拶あり、新橋驛にては未明より奉送の文武大官雲の如く、皇太后陛下御使として、高倉典侍の參着あり、閑院宮、同妃兩殿下を始め奉り、竹田宮、同妃、北白川宮、同妃、朝香宮、梨本宮妃、東伏見宮妃、東久邇宮の各殿下は何れも御待受あらせらる、六時五十分鹵簿新橋御着あり、天皇陛下には大元帥の正裝に喪章を纏はせられ、桂侍従長亦軍服にて扈從し、皇后陛下には山内大夫心得御先導、吉見女官等扈從し、黒通常御喪服に黒のヴェールを掛けさせられ、頗て御乗車あり、御車側中央に菊、左右に桐の金色御紋章輝ける玉車内に、天皇陛下儼然と立たせ給へば、御左方には皇后陛下立たせらる、高倉典侍は玉車に近く、硝子窓の外より皇后陛下に拜謁して恭しく、皇太后陛下よりの御詔を奏して退く、時恰も七時、玉車は徐々進行を始めたり。

名古屋御發

兩陛下には午後三時五十五分、名古屋驛御安着、伊勢の演習地より奉迎の爲御歸着の梨本宮殿下に御挨拶遊ばされ、御料の馬車(二輛)に召し、四時二十五分離宮内に入らせられ、六日午前七時名古屋驛御發車、桃山に向はせられたり。

桃山御着車

六日朝、山陵御百日祭御親拜御先着として、皇太后宮御代拜竹田宮妃昌子内親王殿下、伏見大喪使總裁宮、朝香宮鳩彦王、北白川宮成久王、同妃房子内親王、竹田宮恒久王各殿下には祭場殿に臨ませらる、この日、朝來薄曇りの空、今し微光を漏らし、宇治の山々に晴色あり、午前十一時、正に着御の御時刻、大空俄に晴渡り、日光燦然として輝きの色は清砂の上に閃きぬ、鳳車はヒタヒタと御假屋の真正面に停まりぬ、御馬車には桂侍從長の御陪乘にて兩陛下御同列に召し玉ひ、儀仗の騎兵一箇小隊前驅の足を早め、光輝爛々たる天皇旗を御先に、内野近衛參謀長以下は同じく馬を進め、御馬車を前後警衛し奉り、引續きて山中第十六師團長の衛戍司令官として馬上供奉せる跡には、吉見女官以下(一輛)侍從内大臣祕書官(一輛)中村侍從武官長以下(一輛)渡邊宮内大臣、山内皇后宮大夫(一輛)宮内書記官以下(一輛)大森知事(一輛)都合六輛の馬車扈從せる跡には、儀仗の一箇小隊に後驅の警部二騎、鹵簿の殿りを仕つり、列外には原内務大臣を始め、文武大官數十輛の腕車を連ねて御隨從申上げたり。鹵簿は肅々と御陵道總門に入らせらるれば右側の廣場(御斂葬の節一般拜

觀場たりし處)には其數一萬に餘る一般奉迎者、奔と靜まり返りて通御を拜せるさま、悲しみの中に悦び勇みて、兩陛下御同列御始めての盛儀を仰げり、堵列諸隊は一齊に捧統の姿勢正しく、頷て鹵簿は御陵所大廣場前の手前左側なる正門に御着、兩陛下には一旦皇族御休所の中央御席に入らせらる。

是より先午前八時、御陵所は大喪使事務官の手にて御裝飾を加へられ、十時には大勳位總代井上侯、國務大臣同林選信大臣、陸軍大將同大島子、海軍大將同日高男、その他親任官元田拓殖局長總裁、大臣待遇田中伯、親任待遇同横田大審院長、徳川貴族院議長、大岡衆議院議長の外、有爵者總代、朝鮮貴族同高永喜子、各官廳勅任官、各官廳奏任官總代等は、大禮服正裝正服、若くは通常禮服に喪章を附して祭場殿左右の幄舎に參集し、大喪使事務官五名の着床に次ぎ、鷹司祭官長、萬里小路副長の着床あり、宮内勅任官總代久我宗秩寮總裁、同奏任官總代高橋統計局審査官、及び徳大寺公以下明治天皇側近奉仕の高等官、同待遇、御親戚華族總代それく着床すれば、式部官の前導に依り諸員參進して本位に着し了るや、御先着の皇太后宮御代拜竹田宮妃昌子内親王を始め、伏見大喪使總裁宮外四殿下には、通常服喪服の御装ひにて御參進あらせられ、本位に着き玉ふ、こゝに寶璽上なる御須屋の御扉は伶官奏樂の裡に開かれ、十六臺の御儀は萬里小路祭官副官の奉仕にて奠せられ、次に

五色帛各一匹、倭文一匹、細布一匹、白絲一約、木綿一斤は御幣物として柳宮に納められ、蘇芳纈の帛もて之を裹み、二條の纒帯にて結はへられたるが恭しく奠せられ、鋪設全く了りて、鷹司祭官長恭しく祭詞を奏す。

御陵拜

午前十一時十分、鳳輦は正門前に御着相成りたり、桂侍従長の前行にて兩陛下御下車あり、是れより先皇太后陛下御代拜には正門脇に設けられし便殿に在りて兩陛下御着を御待受あり、兩陛下には直に便殿に入らせられたり、十一時十五分、戸田式部長官、渡邊宮内大臣は玉座の前に進み恭しく拜禮すれば、聖上陛下には直に御起立あり、御陵前に向つて玉座を進ませられぬ、中村侍従武官長、山根侍従武官、桂侍従長等屬従し奉る、斯くて白砂を敷き詰められたる御陵前廣場を辿らせられつゝ祭場殿に達せらるゝや、伏見宮殿下以下各宮殿下參列諸員は起立最敬禮あり、陛下には御會釋を賜ひつゝ、聽て祭場殿に御着、恭しく御拜ありて御退下相成りたり、陛下には御廣場に辿らせらるゝ間に桂侍従長を御歴きあり御陵に關する工程の事ども御下問相成りしやにて、玉座に復らせらるゝご同時に、山内皇后宮大夫心得の御先導にて、皇后陛下には静やかに御陵に向ひて進ませらるゝ、吉見、正親町、正源寺、富田の四女官之に扈從す、陛下には御俯目勝に進ませられて御拜あり、了りて便殿に御着座、次に皇太后陛下御代拜の御拜ありて御退下と共に、伏見、久邇、梨本、

竹田、北白川、同妃、朝香、賀陽各宮の御順序にて御拜あり、更に諸員の拜禮あり、兩陛下には更に御須屋の御親謁終りて、再び正門外より御列を整へさせられ御退下あり、正午を過ぐる十分、御無事桃山驛御發車、名古屋へ向はせられ還幸の途に就かせ玉へり。

桃山陵御百日祭の模様に関し、同祭典に奉伺したる祭官等の談に依れば、六日午前八時佐伯事務官は御陵所を裝飾し、參列者及び大喪使事務官、祭官、明治天皇側近奉仕の高等官、明治天皇の御親族なる九條道實公、中院通規伯着床し、各宮殿下は式部官の御案内に依りて、祭場殿前左右の幄舎の椅子に着き、西側の幄舎には東面して、第二喪服に柑子色の袴を召し、御垂髪ごし給ふ賀陽宮を第一に、久邇、梨本、竹田、北白川、朝香の各宮、次に大勳位總代、各大臣總代、大臣待遇、公爵、從一位勳一等、一等官、候爵正二位、二等官勅任待遇、勳二等以下、從二位以下奏任官、西手幄舎には伏見大喪使總裁官、大喪使事務官伯子男爵從四位勳三等以下居並び、燦然たる服色目を眩せんばかり、祭場殿中央には、大脚二箇に黄白の絹を附け、左右に三四對の柳あり、此は各宮より献上の御物ご知られたり、劔、鏡、玉を安置したる前には、卓を配して幣物及び御饌の安置所ごし、祭場殿内には眞薦を敷き詰めたり、斯くて準備整へば、大喪使事務官に依りて御須屋の扉を開かれ、衣冠束帶の祭官は、萬里小路祭官副長を眞先に、祭官は千鳥形となりて、祭場殿内より御饌場

まで居並び、祭官補は御饌所の傍らにありて御饌傳供を周旋し、祭場殿内の祭官は祭官副長、次に勸修寺、飛鳥井両伯、堤、藤井両子、殿外には其の他の祭官控へたり、其の間奏樂あり、皇太后陛下御拜の際は一管三鼓なりしも、此の日は二管三鼓なれば、床しき事限りなし、鷹司祭官長の奏せし祭詞は、今日茲に百日の御祭を執行し參らする旨を先帝の御靈に告白せしものにて、極めて簡單なるものなりき、祭官長は神饌の傍らにありて、聖上陛下の御參拜を御待受け申上げ、陛下には桂侍従長、戸田式部長御先導にて祭場殿に進ませらる、各宮以下諸員は御假屋外に起立し、最敬禮の間に祭場殿に進み、御脱帽、祭官長御玉串を奉れば、陛下には之れを御受けあり、恭しく御拜を行はせ玉ひ、次に皇后陛下には、山内大夫心得の御先導にて、聖上陛下御同様御拜あらせられたりごぞ。

桂侍従長は京都にて御分れ申上げ、叡旨を御みて舞子御別邸なる有栖川宮を御見舞申上げ、即夜名古屋に入れり、兩陛下の名古屋御着車は當日午後四時三十分であり、五時名古屋離宮に入らせられ、七日午前八時三十分、名古屋驛御發車、午後五時十分御無事東京に還幸啓あらせられたり。

還幸啓

御百日祭終了に付、十一月八日、勅令を以て大喪使官制廢止の旨公布せられ、同時に、宮内省令を以て、明治天皇崩御以來引續き行はせられたる、權殿並に山陵日供祭の臨時

職員を置かれ、九條道實公を祭官長に、大原重朝伯(權殿)、中院通規伯(山陵)を祭官副長に仰付けられ、以下祭官の任命ありき。

百日祭祭文

大喪に遭ふてより。蒼生痛を茹くること罄くる莫く。矧んや秋肅に逢ふて。率土辛を含むこと窮り靡し。艸木凋みて而して蕭條。心を節物に驚かし。川原拱りて以て透邈。思を山陵に馳す。欽みて惟みるに

明治天皇。明は日月に並び。徳は乾坤に配ひ。神略天威。光前の豐功偉烈を仰ぎ。經文緯武。裕後の大憲宏規を垂れ。遠近齊しく皇風に偃し。仁恩覃く及び。軍民咸帝則に順ひ。聲教弘く敷く。國運益隆なるに。中興未だ五紀を経ず。駒光逝き易くして。上取倏ち十旬を闋せり。大禮に遵ひて而して終を慎み。隧門永く闋し。彝章に由りて以て遠を追ひ。靈爽式て憑りたまひぬ。

兩曜同じく幽宮に謁して。肅みて躬祀の鉅典を修めたまひ。群黎齊しく仙阜を望みて。深く孝行の精誠に感じまつる。於戲玉露凄として零ち。宸哀を風木に祭ひ。雲霄杳として隔て。孺慕を松楸に繫く。度みて忱悃を展べて。伏して

歌鑿を祈る

祭文漢譯

自遘大喪。蒼生茹痛莫罄。矧逢秋肅。率土含辛靡窮。草木凋而蕭條。驚心節物。川原
拱以透邈。馳思

山陵。欽惟

明治天皇

明並日月。

德配乾坤。

神略天威。仰光前之豐功偉烈。

經文禋武。垂裕後之大憲宏規。遠近齊偃

皇風。仁恩覃及。軍民咸順

帝則。聲教弘敷。國運益隆。

中興未經五紀。駒光易逝。

上馭倏闕十旬。遵大禮而慎終。

隧門未闕。由藝章以追遠。

靈爽式憑。

兩曜同謁。

幽宮。肅修

躬祀之鉅典。群黎齊望

仙阜。深感

孝行之精誠。於戲玉露淒零。祭

宸哀於風木。雲霄杳隔。繫孺慕於松楸。

度展悃忱。伏祈

歌鑿。

別記

外國新聞哀悼の事

倫敦タイムズ記事

タイムズ特電 卅一日發

○聖德無比 倫敦タイムズは崩御の記事を掲ぐるに共に、天皇陛下御生涯に就て長篇を草し、日本皇室の比類なき事跡を説き、陛下が常に自由政策を把持して動き給はざりし事實を挿出して紙面に躍如たらしめたり、同紙は陛下は成功の月桂冠を他人の頭上に譲らせ給ふてふ世にも稀なる盛徳を備へ給へりと言き、陛下が人道博愛を重んじ給へること、單純質素の生活を過させ給ひ、武を尙ひて沒我的美徳を有し給へることを述べ、されど日本は世上に輕蔑せられたる東洋の小國より、一躍して泰西強國の班に入り、其の上席を占むるに至れり、是れ恐らくは總ての悲みを償つて餘あらんと説けり。(七月三十一日所載)

○タイムズの頌徳 タイムズは第一の社説に於て述べて曰く、今や日本は世界列國によりて景仰せられたる皇帝を失ひ、英國は忠實なる同盟を託せし大偉人を失へり、實に帝は

タイムズ社説

還啓

王政維新の大業を仕遂げたる明治最初の英雄なりき、若し徳川幕府を倒し、日本の前途を開拓せし維新の大業に對し、少數の元老諸輩に名譽の月桂冠を與ふることせば、此事業を統べ給ひたる少壯皇帝の功績に對しては、更に大なる月桂冠を捧げざるべからず、蓋し帝は其功業に於て元老よりも更に困難の衝に膺り給ひたればなり、帝は三百年の久しき桃源夢暖かなる神仙的生活を脱し給ひ、具に難苦を嘗めさせられたり、兩轂の如き彈丸は京都の御座所を冒したり、始めて外國の使節を引見し給へる際の如き、狂へる武士は之を遂に要撃したり、而して帝も亦同じ危険を感ぜさせられたり、然れども帝は毫も怯ませ給はざりき(記者曰く此の段はタイムズ記者の誤解なり、我が先帝は此の如き危険には遭ひ給はず)革命の犠牲となりし大名は數知れず、而も日本が内亂の慘より免るゝまでには、十年以上の日子を費したりき、此の内憂外患の秋に當り、帝は能く慎重に事を處し、國家を富岳の泰きに置けり、勿論維新の大事業に就いては、岩倉、三條の功與つて力あれども、帝が其の一國の君主としての資格、即ち慎重にして正確なる判斷力、堅忍不拔の意思等に由る所多し、帝は部下の人物に對して、其の判斷力を誤り給ひしことなし、謁見を仰付けられたる外國人は、帝に就きての感想を述ぶるに當り、皆帝を以て資性率直にして常に質素なる生活を好ませ給ふといへり、而も其の皇帝たるの大任に對しては、最も崇高なる理想を有

せらるゝ御方たるを認めざる能はざりき、帝の統御し給へる時代は、恐らく日本の史上未久に特筆大書さるべきものなるべし、帝の善政の下に日本は數世紀間の桎梏を脱し、世界強國の一となれり、帝は維新の大業より日本が世界の強國となるまでの全道程にありて、能く其の處置を誤らず、斯して東洋の史上に永く英名を遺し給へり、帝の御親政の下に、日本は嘗に内部の大改革を行ひたるのみならず、傲慢なる清國を膺懲し、又歐洲の一大強國にして又最も高慢なる一國と戦ひ、一時之を屈服せしめたり、未來は知るべからざるも、兎に角僅々半世紀に足らざる短時日の間に、斯の如き大事業を成就せしむるとは、日本に在りても今後決して再び望むべからず、而して此大事業は先帝の統御の下に行はれたるなりと。(八月一日所載)

紐育電報 三十一日發

米國各新聞

○米國各新聞 陛下崩御の報、三十日午後到達し、各新聞は其後連日刻々の電報に、御容體は勿論國民痛心の有様を事細かに報じつゝありしが、三十日午後の悲報を齎してより、各新聞は更に詳しく御履歴、又は東洋に於ける我が邦の發達を稱揚せしが、三十一日朝の各新聞は御臨終の有様、神器渡御式の御模様、國民悲痛哀悼の様、及び新皇帝の叡明なる

御性行を列記し、或は先帝に拜謁せし人々の談話を掲げ、或は古き歴史を説くなど、我邦に關する智識發表の競争の觀あり、中には皇孫の寫眞まで掲げ、一頁に餘れる記事を惜まらず、又「アメリカン」を除く外の各紙は、其の論說欄に弔意を表し、御懿徳を述へ御治績を稱し、今日日米兩國の親善は陛下の御稜威に依るもの多きを論じ、實に稀に見る所の皇帝なりと言ふに一致せり、輿論既に然り、尠くも當地米人が我々と共に國民的悲哀を分つこと云ふは、嘗に挨拶のみにあらざるが如し。(八月一日所載)

伯林電報 三十日發

獨逸諸新聞

○獨逸諸新聞 歐洲諸新聞は、皆日本天皇陛下崩御に就き、大に哀悼の意を表し、陛下の治世に於る重要な出來事を列舉せり、殊に獨逸諸新聞は非常に同情ある態度を以て陛下の美德を論評せり、ライヒスアンツァイゲルは、日本天皇陛下の政府が能く大變動を見、近世のごなりたることを詳細に論述し、北獨アルケマイチツァイツング略之と同様なる論評を爲し、日本宮廷が常に獨逸宮廷よりの訪問者に對し、歡迎の意を表せることを説き、其の他の獨逸諸新聞は、日本帝室及び人民に對する同情を表し、中には天皇陛下が能く補弼の臣を選抜するに巧に、克く人心を得給ひしことを擧げ、ウヰルヘルム一世陛下と相列、